

決算審査特別委員会議事日程（第1号）

平成25年9月3日（火）本会議終了後開会

議事日程（第1号）

- 第 1 委員長の選任について
- 第 2 副委員長の選任について
- 第 3 付託案件について
- 第 4 審査日程及び審査場所並びに審査方法について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席委員（16名）

1 番	齊 藤 正 範 委員	2 番	藤 原 由 巳 委員
3 番	村 松 信 一 委員	4 番	山 崎 道 夫 委員
5 番	川 村 農 夫 委員	6 番	小 川 文 子 委員
7 番	谷 上 哲 委員	8 番	廣 田 光 男 委員
9 番	秋 篠 忠 夫 委員	10 番	芦 生 健 勝 委員
11 番	昆 秀 一 委員	13 番	藤 原 梅 昭 委員
14 番	川 村 よし子 委員	15 番	米 倉 清 志 委員
16 番	高 橋 七 郎 委員	17 番	長谷川 和 男 委員

議長 藤 原 義 一 議員

欠席委員（1名）

12 番 村 松 輝 夫 委員

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長 川 村 光 朗 君 副 町 長 女 鹿 春 夫 君

総務課長	星川 範男 君	企画財政課長	秋篠 孝一 君
税務課長	中村 滋 君	生きがい推進	川村 勝弘 君
兼会計管理者		課長	
住民課長	山本 良司 君	農林課長	高橋 和代志 君
		兼農業委員	
		事務局長	
道路都市課長	藤原 由徳 君	区画整理課長	細川 賢一 君
商工観光課長	佐藤 武 君	上下水道課長	藤原 道明 君
教育委員長	松尾 光則 君	教育長	越 秀敏 君
学務課長	吉田 孝 君	社会教育課長	立花 常喜 君
代表監査委員	立花 純幸 君	農業委員会	高橋 義幸 君
		会長	

職務のために出席した職員

議会事務局長	菊池 清美 君	係長	吉田 徹 君
主事	根澤 のぞみ 君		

午後 3時33分 開会

○臨時委員長（秋篠忠夫委員） それでは、矢巾町議会委員会条例第9条第2項の規定により、本日出席の年長委員のゆえんをもって、暫時の間臨時委員長の職務を行います。いろいろあったようではありますが、ふなれなものでありますが、皆様のご指導とご協力を切にお願いします。

日程第1 委員長の選任について

○臨時委員長（秋篠忠夫委員） 日程第1、委員長の選任についてを議題とします。

決算審査特別委員会の委員長を選任するに当たり、いかなる方法で選任すればよろしいかお諮りします。

2番、藤原由巳委員。

○2番（藤原由巳委員） 平成24年度の矢巾町一般会計決算及び各特別会計決算並びに水道会計決算の決算審査特別委員会の委員長の選任に当たりましては、指名推選とし、その指名権を不肖私に与えていただきますようお願いいたします。

○臨時委員長（秋篠忠夫委員） お諮りします。

ただいま藤原由巳委員から委員長の選任方法は指名推選とし、その指名権を藤原由巳委員に与えてほしい旨発言がありました。これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時委員長（秋篠忠夫委員） ご異議なしと認めます。

よって、指名推選とすることとし、その指名権を藤原由巳委員に与えます。

○2番（藤原由巳委員） ただいまは指名権を与えていただきましたことを心から感謝を申し上げるものでございます。

それでは、平成24年度矢巾町一般会計決算及び各特別会計決算並びに水道会計決算の決算審査特別委員会の委員長に、廣田光男委員をご指名申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○臨時委員長（秋篠忠夫委員） ただいま藤原由巳委員から指名推選により、決算審査特別委員会の委員長に廣田光男委員を選任されたい旨発言がありました。

よって、決算審査特別委員会の委員長は廣田光男委員と決定されました。

それでは、委員長のご登壇をお願いします。

これをもちまして臨時委員長の職務が終了いたしました。本当に皆さん、ご協力ありがとうございました。

(決算審査特別委員長 廣田光男委員 登壇)

○委員長(廣田光男委員) ただいま難産の末選出されました平成24年度の決算審査特別委員会の委員長に私が指名されましたが、もとよりその器ではないわけではありますが、指名を受けました以上は最善を尽くし、大任を果たしてまいりたいと思いますので、委員の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、お諮りをいたします。本会議に引き続き、傍聴希望者には委員会条例第17条第1項の規定により、傍聴の許可をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(廣田光男委員) ご異議がないようでありますので、許可することにいたします。

先ほど議長のほうから9月20日午後1時までに議長の手元に審査報告書を提出せよとのことですので、これについてもよろしくお祈りをいたします。

日程第2 副委員長の選任について

○委員長(廣田光男委員) 日程第2、副委員長の選任について議題といたします。

いかなる方法で選任すればよろしいかお諮りいたします。

(「委員長一任」の声あり)

○委員長(廣田光男委員) 低い声で委員長一任の声がございますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

○委員長(廣田光男委員) それでは、ただいま委員長一任の声がありましたが、当職において指名するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(廣田光男委員) それでは、ご異議なしと認め、副委員長には芦生健勝委員を指名いたしますので、よろしくお祈りいたします。

副委員長より挨拶をお願いいたします。

○副委員長(芦生健勝委員) 余り気は進まないのですが、委員長から指名されましたので、やらせていただきます。よろしくお祈りいたします。

日程第3 付託案件について

○委員長（廣田光男委員） 日程第3、付託案件についてを議題とします。

付託案件につきましては、平成24年度一般会計、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計及び水道事業会計の決算認定についてであります。

先ほど本会議において本決算審査特別委員会に付託され、審査することに決定しておりますので、ご了承願います。

日程第4 審査日程及び審査場所並びに審査方法について

○委員長（廣田光男委員） 日程第4、審査日程及び審査場所並びに審査方法についてを議題とします。

去る8月21日の議会運営委員会において決算審査特別委員会の運営方法について協議がなされ、審査の方法については委員全員による全体審査方式により審査することに決定しております。

日程についてであります。本日は設置をもって終わることになり、この後散会いたしますが、6日から本委員会に入ります。

6日は、付託議案の詳細説明を本議場で行っていただきます。7日、8日は休日休会、9日から11日は休会、12日、13日は先ほど申し上げましたように全体審査方式による質疑を行いますので、本議場で議案の順に従って2日間で全議案の質疑を進めます。13日は、質疑が終了した後、各委員の皆さんから8議案に対する意見書を当職に提出して下さるようお願いいたします。14日から16日は休日休会、17日から19日は休会であります。20日は、特別委員会の最終日で午前11時から開会し、審査報告書の承認をいただき、議長に提出したいと思いません。

以上の日程で進めてまいりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（廣田光男委員） ご異議なしと認めます。

よって、そのような日程で進めてまいります。

お諮りします。審査報告書の作成に当たっては、副議長、各常任委員会の委員長、副委員長、そして決算審査特別委員会の当職と副委員長の7名による審査報告書作成委員会で作成

し、来る9月20日、午前11時からの決算審査特別委員会において皆様方にお諮りし、協議の上、成案を得て議長に提出するという手順を進めてまいりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(廣田光男委員) ご異議がないようでありますので、そのようにさせていただきます。

それでは、審査報告書作成委員会の方々を初め委員の皆様のご協力をお願いいたします。審査報告書作成委員会の皆様方は、散会后第1委員会室にお集まりいただきたいと思ひます。

○委員長(廣田光男委員) それでは、本日はこれをもって散会といたしますが、6日は午前10時に本委員会を開会いたしますので、本議場にご参集くださるよう口頭をもって通知します。

大変ご苦勞さまでした。

午後 3時42分 散会

決算審査特別委員会議事日程（第2号）

平成25年9月6日（金）午前10時開議

議事日程（第2号）

第1 議案の詳細説明について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席委員（17名）

1番	齊藤正範	委員	2番	藤原由巳	委員
3番	村松信一	委員	4番	山崎道夫	委員
5番	川村農夫	委員	6番	小川文子	委員
7番	谷上哲	委員	8番	廣田光男	委員
9番	秋篠忠夫	委員	10番	芦生健勝	委員
11番	昆秀一	委員	12番	村松輝夫	委員
13番	藤原梅昭	委員	14番	川村よし子	委員
15番	米倉清志	委員	16番	高橋七郎	委員
17番	長谷川和男	委員			

欠席委員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

副町長	女鹿春夫	君	総務課長	星川範男	君
企画財政課長	秋篠孝一	君	税務課長	中村	滋君
			兼会計管理者		
生きがい推進課長	川村勝弘	君	住民課長	山本良司	君

農林課長
兼農業委員局長
事務局長

高橋和代志君

道路都市課長

藤原由徳君

区画整理課長

細川賢一君

商工観光課長

佐藤武君

上下水道課長

藤原道明君

教育長

越秀敏君

学務課長

吉田孝君

社会教育課長

立花常喜君

職務のために出席した職員

議会事務局長

菊池清美君

係長

吉田徹君

主事

根澤のぞみ君

午前10時00分 開議

○委員長（廣田光男委員） お諮りします。

本委員会の傍聴希望者には、委員会条例第17条第1項の規定により、傍聴の許可をしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（廣田光男委員） ご異議がないようでありますので、許可することに決定いたします。

ただいまから本日の決算審査特別委員会を開会します。

ただいまの出席委員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

日程第1 議案の詳細説明について

○委員長（廣田光男委員） 直ちに決算審査特別委員会の会議に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。これにより本日の日程に入ります。

日程第1、議案の詳細説明について行います。

本日は、付託を受けました議案第60号 平成24年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定、議案第61号 平成24年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定、議案第62号 平成24年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定、議案第63号 平成24年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定、議案第64号 平成24年度矢巾町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定、議案第65号 平成24年度矢巾町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定、議案第66号 平成24年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定、議案第67号 平成24年度矢巾町水道事業会計決算認定の8議案について議案の順序に従って一括して詳細説明を受けたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（廣田光男委員） ご異議ないようでありますので、8議案を一括して説明を受けることにいたします。

なお、説明に当たって、説明者をお願いいたしますが、スピード感も大切なことですので、決算の中の重要な部分を除いては、ごく簡潔に説明していただくようお願いを

申し上げます。

それでは、議案の詳細説明に入りますが、議案の説明は休憩中に行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(廣田光男委員) ご異議がないようでありますので、休憩中に行います。

休憩に入ります。

午前 10時04分 休憩

午後 1時57分 再開

○委員長(廣田光男委員) それでは、再開します。

○委員長(廣田光男委員) 本日は議案の詳細説明をもって終わるわけではありますが、12日と13日は8議案に対する質疑となっております。12日は、午前10時に開会しますので、この会場に参集されるよう口頭をもって通知します。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

午後 1時58分 散会

決算審査特別委員会議事日程（第3号）

平成25年9月12日（木）午前10時開議

議事日程（第3号）

第1 全体質疑

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席委員（17名）

1番	齊藤正範	委員	2番	藤原由巳	委員
3番	村松信一	委員	4番	山崎道夫	委員
5番	川村農夫	委員	6番	小川文子	委員
7番	谷上哲	委員	8番	廣田光男	委員
9番	秋篠忠夫	委員	10番	芦生健勝	委員
11番	昆秀一	委員	12番	村松輝夫	委員
13番	藤原梅昭	委員	14番	川村よし子	委員
15番	米倉清志	委員	16番	高橋七郎	委員
17番	長谷川和男	委員			

議長 藤原義一 議員

欠席委員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	川村光朗	君	副町長	女鹿春夫	君
総務課長	星川範男	君	企画財政課長	秋篠孝一	君
税務課長			生きがい推進		
兼会計管理者	中村滋	君	課長	川村勝弘	君

住 民 課 長	山 本 良 司 君	農 林 課 長 兼 農 業 委 員 會 長 事 務 局 長	高 橋 和 代 志 君
道 路 都 市 課 長	藤 原 由 徳 君	区 画 整 理 課 長	細 川 賢 一 君
商 工 観 光 課 長	佐 藤 武 君	上 下 水 道 課 長	藤 原 道 明 君
教 育 委 員 長	松 尾 光 則 君	教 育 長	越 秀 敏 君
学 務 課 長	吉 田 孝 君	社 会 教 育 課 長	立 花 常 喜 君
代 表 監 査 委 員	立 花 純 幸 君	農 業 委 員 會 会 長	高 橋 義 幸 君

職務のために出席した職員

議 会 事 務 局 長	菊 池 清 美 君	係 長	吉 田 徹 君
主 事	根 澤 のぞみ 君		

午前10時00分 開議

○委員長（廣田光男委員） 会議に入ります前に当職から申し述べたいことがあります。本日も上着を脱ぐことを許します。また川村町長ほか参与の方々についても同様にお願いをいたします。

本日も皆さんにお諮りをいたします。本委員会の傍聴希望者には、委員会条例第17条第1項の規定により、傍聴の許可をしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（廣田光男委員） ご異議がないようでありますので、許可することに決定いたします。

ただいまから本日の決算審査特別委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

日程第1 全体質疑

○委員長（廣田光男委員） 直ちに本日の日程に入ります。

日程第1、全体質疑、6日は、付託されました8議案に対して詳細説明をいただきましたが、本日及び明日の2日間は8議案に対する全体質疑及び総括質疑となっております。

質疑の方法についてお諮りします。質疑は提案された議案の順に従い、一般会計は歳入、歳出の順に1款ごとに進めたいと思います。各特別会計については、歳入全般と歳出全般に分けて質疑を行ってまいりたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（廣田光男委員） ご異議ないようでありますので、そのように進めてまいります。

また、質疑のルールについて決めたいと思いますが、質問に当たっては、若干今までと変わらして1点目につきまして何々、2点目につきまして何々というように質問事項を明確にして3点までをひとくくりとしてまとめてお願いをしたいと思っております。

そしてまた、一般会計は1人1款ごとに、特別会計については歳入、歳出ごとに2回までと制限したいと思いますが、答弁が不明瞭な場合はこの限りではありません。

なお、何ページの何款、何項、何目、何節あるいは何の事業かを明らかにして簡潔にお願いをします。答弁側も答弁に当たっては、何点目についてかを明確にし、わかりやすく答弁

を願いたいと思います。

それでは、一般会計決算の歳入から入ります。

第1款町税について質疑ございませんか。

昆委員。

○11番（昆 秀一委員） 13ページ、1款2項3目軽自動車税に関してなのですが、ご当地ナンバーが進んでいることと思えますけれども、先日滝沢のほうでマイナンバー導入が報道されましたけれども、本町においてマイナンバーの導入はどのように考えておられるのか。

○委員長（廣田光男委員） 中村会計管理者。

○税務課長兼会計管理者（中村 滋君） ただいまのご質問でございますけれども、マイナンバーというか地域ナンバーのことだと思いますけれども、今全国であちこちの市町村が自分のところで発行する課税標識識別番号、ナンバーですけれども、それを自分たちの独自のレイアウトで発行しているというのが最近出てきておりました。県内でありますと、平泉とか、今度は滝沢村が市の移行に合わせてデザインを変えるというようなことが出ておりますけれども、基本的に今まで取り組んでいるところにつきましては、その地域の特産品みたいなものとか、あとは自然風景とか、あとは伝統的なお祭りとか、そういうようなものを図柄化したようなデザインをつくってまずナンバーの型に入れているようであります。平泉であれば金色堂とか、あと滝沢はこの間は岩手山とチャグチャグ馬コとかというふうに、そういう地域におけるそういう特徴的なものをレイアウト化というか図柄化してやっているようでございますけれども、それ以外に県内ではちょっとやっているというのは聞いてはいませんけれども、当町において取り組むといった場合について何がでは図柄化できるのかなというようなこともあります。

結局それをつくることによってその地域の情報発信的なもの、またいいというようなことをPRしたいというようなことも含めてつくっているようでございますけれども、それを当町に当てはめた場合、では何が図柄化できるのかなということもありますし、また番号標をつくる場合、今大体1枚100円ぐらいでつくっております。

町で発行できるものが50cc、90cc、125ccまでのバイクと。あとは、農耕用のトラクターとかコンバインに対するナンバーとあとフォークリフトなんかに関するナンバー、若干バイク、ボートトレーラーとか、そういうものもありますけれども、基本的にはバイクナンバーの125cc以下のが基本的になってきますけれども、それが1枚100円で作るものがそういうふうに型

を新たにするという事は、四角い型でなくでこぼこではみ出すというナンバーもありますので、そういうふうにした場合、恐らく数百円、1,000円近く1枚当たりかかる可能性もあるかと思えます。こういうふうな見積もり等とったわけではございませんけれども、型がないものに見積もりとるのもちょっとあれですので、恐らく今100円で作っているのが相当な金額でなければつukれないというようなこともありますので、今のところそこら辺を踏まえながら当町においては、地域ナンバーというものについては、導入については今考えてはいないところでございます。

以上、お答えいたします。

○委員長（廣田光男委員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） 昆委員さんのご当地ナンバーの関連でございしますが、先般盛岡広域のほうの取り組みでご当地ナンバーの申請をいたしまして、国交省の許可をいただいて、今の予定では、来年度から導入が見込まれているところでありますが、そちらのご当地ナンバーにつきましては、いわゆる今までの岩手県のナンバー、岩手ナンバーにつきましては、今回盛岡ナンバーで来年度以降の取り組みになるということで進んでおりますので、そちらはそちらでご当地ナンバーの関係では進んでいるということをご理解いただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○委員長（廣田光男委員） ほかにございせんか。

小川委員。

○6番（小川文子委員） 町税等の滞納の方に対して分納の指導をなさっていると思えますけれども、その分納の相談の件数が800人を超えているというようなこともございまして、このような事態、どのように受け取っているのかお知らせください。

○委員長（廣田光男委員） 中村会計管理者。

○税務課長兼会計管理者（中村 滋君） ただいまの件についてお答えいたします。

分納誓約が800件を超えているのをどう思うかというようなことでございますけれども、800件というのは人数というのではなくて、それぞれの税目の件数というようなこととなりますと、人数からしますと、もう少し少ない人数になってくる可能性もあります。分納誓約のほうでいきますと、町税のほうでは500件ほどと、あとは特別会計等入れたところでも合わせて800ということになりますけれども、それぞれ税目等が若干ありますけれども、これにつきましては、現年度分ということに限らず過去からの分も滞納されている方も全部含まれま

す。ですので、ことし現年度分がなくても過去の分の滞納もあるという方々も含まれておりますので、全てのものを含めてという件数になりますので、そこはご理解のほど願いたいと思います。

どう思うかということですが、分納につきましては、確かに基本的には現年度分については、現年度でおさめていただくというのが本来の筋でありまして、分納というのは、あくまでも私たちからすると、税法上からいくと、ちょっと外れたというような格好で納税者に対して便宜を図った上での分納誓約ということで行っております。本来の徴収猶予等というのであれば、1年しか認められないわけでごさいます、特別な理由がある場合については、もう一年ということでも長くても2年間しかそういう徴収猶予というものはできないわけなのでごさいますけれども、私たちとしては、それぞれ納税者のそれらの状況等を勘案しながら2年を超えるもの、それこそ十何年も分納しているという方々もありますけれども、そういう方を含めて分納を少しでも、分納というか、税を幾らかでも完納していただきたいというようなことでこのように取り組んでいる状況でごさいますので、これが多いとか、少ないとかということではなく、やはり与えられている義務というか、そういうことでもごさいますので、やはり納税については、最後まできちんと納めていただきたいという気持ちでこのような格好で取り組んでいるというような状況でごさいます。

以上、お答えいたします。

○委員長（廣田光男委員） ほかにごさいませんか。

藤原梅昭委員。

○13番（藤原梅昭委員） 12ページの1款2項1目の固定資産税の不納欠損の件なのでけれども、これは恐らく平川食品の件がこの中にほとんど入っているのかなというふうに推察するわけですが、それでこれは24年度ということでも855万何がしかが載っていますけれども、25年度は1億円を超えるというふうにお聞きしたのか、私が聞き違えたのかあれですが、そここのところを明らかにしてほしいのと、それで終わるのかどうか、その辺のところも含めてトータルでどのぐらいになるのかちょっとお知らせください。

○委員長（廣田光男委員） 中村会計管理者。

○税務課長兼会計管理者（中村 滋君） ただいまの件についてお答えいたします。

固定資産税の不納欠損というものにつきましては、12件で855万円ほどとなっておりますけれども、これについては、平川食品そのものの固定資産税というものは入ってはおりません。恐らく平川食品のほうの欠損というか、収入未済額というのは恐らく過料のほうの科目のほ

うの関係かと思えますけれども、ここの固定資産税そのものについては、平川食品は入っておりませんので、ここはご了承願いたいと思います。これにつきましては、会社関係、法人関係が主に多いわけなのですけれども、過去に倒産してしまった会社とか、倒産はしたけれども、建物、名義上はそのまま法人の名義になっているというものがあります。これについては、結局その建物等が売却等できないというような状況で第三者の手に渡らない限りは、たとえ会社がなくなったとしても、そういう名義で残っているというものが結構ありますので、それらの部分が今回不納欠損ということで落とさせていただいたということでございます。

以上、お答えといたします。

○委員長（廣田光男委員） はい、どうぞ。

○13番（藤原梅昭委員） わかりました。ちょっと勘違いしていました。それで、今のところ、ことしもやっぱり続いている状況ですか、この辺の状況は。

○委員長（廣田光男委員） 中村会計管理者。

○税務課長兼会計管理者（中村 滋君） 不納欠損というか、固定資産税に限らずなのですが、滞納がある部分につきまして、それぞれ基準等に応じて不納欠損するのか、執行停止、最初に執行停止をしなければ不納欠損というのはできないわけなのですけれども、その執行停止などをするのかというものについては、町当局、こっちのほうの判断でそれを行ってからやるということになりますけれども、固定資産税につきましては、先ほど言いましたように、そのまま名義が残っているというものがまだまだ引きずってはおります。ですので、そういうような状況の中では、同じ会社の物件が毎年欠損として上がってくるという可能性は否定はできないものであります。それが第三者のほうに名義等が変わって新しい所有者で課税になった時点になると、ある程度欠損等が進めば、その部分の欠損はなくなるということはあるかもしれませんが、そういうことがない限りは引きずっていくというようなことはあり得るものと思います。

以上、お答えといたします。

○委員長（廣田光男委員） ほかにございますか。

川村よし子委員。

○14番（川村よし子委員） 今のところの関連なのですけれども、同じ12ページ、13ページのことなのですけれども、固定資産税の不納欠損の104件というか、法人、個人含めて法人がどのくらいで個人がどのくらいなのか。そして、ちょっと聞きたいのは、矢巾町は、高齢化率

が少しずつ上がってきているのですけれども、町内にアパートとか田畑とか持っていて、そしていて不納欠損になった例とかありましたら、高齢者が手続を怠ってそういう事例とかありましたらお知らせください。

○委員長（廣田光男委員） 中村会計管理者。

○税務課長兼会計管理者（中村 滋君） ただいまの件でございますけれども、固定資産税の不納欠損につきましては、個人では4件でございます。4件というか、4名の方の不納欠損と。あとは、法人関係につきましては8件と、8社の不納欠損と。その件数というのは、恐らく期別の件数かと思えますけれども、期別でなく人数からとりますと4名、8社ということで計12件の不納欠損の件数ということになります。

あと不納欠損するのは、納税者の申し立てで不納欠損するのかという部分になりますけれども、申し立てがあったから欠損するとか、ないから欠損しないということではございません。あくまでも欠損するのは、納税者の意思にかかわらず、こちらのほうの処理する専権事項でございますので、その納税者の状況等勘案しながら欠損しなければならない事案があるのであれば、それはこちらのほうの判断で欠損するというところでございますので、そこは間違いないようにひとつご理解願いたいと思います。

以上、お答えとします。

○委員長（廣田光男委員） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（廣田光男委員） それでは、進めます。

第2款地方譲与税。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（廣田光男委員） それでは、進めます。

第3款利子割交付金について。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（廣田光男委員） それでは、進めます。

第4款配当割交付金について質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（廣田光男委員） それでは、進めます。

第5款株式等譲渡所得割交付金。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（廣田光男委員） それでは、進めます。

第6款地方消費税交付金について、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（廣田光男委員） それでは、進めます。

第7款自動車取得税交付金。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（廣田光男委員） それでは、前に進めます。

第8款地方特例交付金。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（廣田光男委員） それでは、前に進めます。

第9款地方交付税。ございませんか。

小川委員。

○6番（小川文子委員） 地方交付税が約3億4,000万円、率にして13.94%減っているということでございますけれども、大変な目減りだと思いますけれども、これらのことをどういうふうなことで補い、あるいはまず節約といいますか、そういうふうな政策上の何か変化があったのかどうかお伺いをいたします。

○委員長（廣田光男委員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） 小川委員のご質問にお答えをいたします。

地方交付税につきましては3億円以上の減額になっておりますが、平成23年度におきましては、委員さんご存じのとおり地方交付税におきましては、普通交付税と特別交付税がございまして、特別交付税におきましては、通常の交付税の算定後に突発的なこととか、そういったものが出たときには、その年度内におきまして特別交付税で補われる場合がございます。平成23年度におきましては、ご存じのとおり東日本大震災がございまして、当町におきましてもさまざま震災の被害がありましたことから、そういったもろもろの交付税算定がございました経緯がございまして、特別交付税が多くなっております。それで、24年度におきましては、そういったものがないということで大幅に減額になった部分がございますので、その辺でご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○委員長（廣田光男委員） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（廣田光男委員） それでは、前に進みます。

第10款交通安全対策特別交付金。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（廣田光男委員） それでは、前に進めます。

第11款分担金及び負担金。

川村よし子委員。

○14番（川村よし子委員） ページ数で16、17ページの保育所運営負担金の分なのですが、滞納繰越分のところなのですが、2階層、3階層、それから4階層、5階層、6階層もあるということなのですが、平成24年度は、扶養控除がなくなって、それで保育料も払えなくなったのかというのもあるだろうけれども、可処分所得が少なくなっていると思うのですが、その辺との兼ね合いはどのようになっているのかお知らせください。

○委員長（廣田光男委員） 山本住民課長。

○住民課長（山本良司君） ただいまの川村委員さんのご質問にお答えいたします。

保育料の関係、滞納関係の部分で税の関係が変わっての負担、軽減、負担がそれこそ多くなってくるのではないかということのご質問だったわけですが、保育料の算定につきましては、可処分分につきましては、これは変わる前、制度変わる前のもので料金を、いわゆるその分を見込んでの料金にしてございますので、この分が特別負荷がかかっているという状況ではございません。

以上、お答えいたします。

○委員長（廣田光男委員） 川村委員。

○14番（川村よし子委員） そうすると、今度の平成25年度にかかるわけですか、可処分所得の扶養控除の減額というところはどのようになるのでしょうか、その仕組みをお願いします。

○委員長（廣田光男委員） 山本住民課長。

○住民課長（山本良司君） ただいまのご質問ですが、25年度についても、これも同じく考慮されてございますので、変更前と同額という形で進ませていただきますし、なおさらに軽減と申しますか、ここの部分についても独自に町のほうでは取り組んでいるというふうな状況でございます。

以上、お答えいたします。

○委員長（廣田光男委員） 川村委員。

○14番（川村よし子委員） そうすると、ここの滞納されている方の生活状況はどのようにな

っているのかお知らせください。

○委員長（廣田光男委員） 山本住民課長。

○住民課長（山本良司君） お答えいたします。

生活状況等については、なかなかこれは一概には把握はできないわけですが、当然未納者につきましては、分納誓約のもところちらで状況を確認の中で分納誓約を行いまして、月々まず幾らかでも入れていただいている状況でございますので、直接的な生活状況というよりも分納、進めるに当たりまして、各家庭の状況等につきまして相談しながら進めているというふうな状況でございますので、ご理解を願います。

以上、お答えといたします。

○委員長（廣田光男委員） そのほかにもございせんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（廣田光男委員） それでは、前に進めます。

第12款使用料及び手数料。質疑ございせんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（廣田光男委員） それでは、前に進めます。

第13款国庫支出金。ございせんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（廣田光男委員） それでは、進めます。

第14款県支出金。質疑ございせんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（廣田光男委員） それでは、前に進めます。

第15款財産収入。

藤原由巳委員。

○2番（藤原由巳委員） ページ34ページ、35ページですが、財産収入における基金の利子のことがここにあるわけですが、これに関連してご質問をさせていただきます。基金の詳細については、予算執行に関する報告書の最後61ページに掲載されてございまして、現在23基金のそれぞれの残高を見ますと、約37億円余りと。うち財調基金が約22億円と、こういうふうになっております。そして、監査委員によりますところの基金運用状況意見書を見ますと、9つの基金の運用状況の報告がありますが、それ以外報告ない基金などはどのように運用されておられますでしょうか。

あわせて、この間検討会でちょっとお伺いした部分もあるわけですが、かなり長期間、全く塩漬けにされておるような基金もあるやに聞きました。長いものと、30年以上全然動いておらないというのもお伺いしたわけですが、その辺の実態はいかがになっていますでしょうかお伺いをいたします。

○委員長（廣田光男委員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） 藤原委員のご質問にお答えをいたします。

さきの検討会でもご質問があったとお聞きをしておりますが、実態といたしましてはそのとおりでございまして、資金的な会計の運用上、基金の資金を使って内部でいろいろ運用している部分もありますが、具体的な基金の運用については、財政調整基金等につきましては、ご存じのとおりそれぞれ時に応じまして使ってきているところでありますが、その他の基金につきましても物によっては、それぞれ福祉基金なり、あるいは文化財基金なり等につきましては、そのように使ってきている経緯がございます。その他につきましては、若干当時基金の運営を設置をするときには、そういったそれぞれの目的があって設置されたものと思っておりますが、それ以降につきましては、委員さんお説のとおりでございまして、今後ちょっとあり方につきましては、検討といいますか、勉強をさせていただければなと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○委員長（廣田光男委員） 藤原由巳委員。

○2番（藤原由巳委員） そのようにひとつお願いをしたいわけですが、特にも今回水害、大災害、22億円余りの今試算が出ておるわけですが、こういった災害が発生しておる状況でございまして、川村町長も非常に財源に頭を悩ませておるといふふうに聞いてございます。できれば、この15億円以上が、その中では有効に運用されている部分もあるわけですが、かなりの部分で造成当初の意義は、それなりに理解されますし、当時はその果実、利子等の運用もある程度は可能な時代もあったわけですが、現在では、そういった期待もほとんどないという状況でございまして、ひとつ今の答弁にありましたように、速急にこの辺のところは検討していただきまして、何とか、せっかくの町の財産だと思っておりますので、有効的に活用できるようひとつご検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（廣田光男委員） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（廣田光男委員） それでは、前に進めます。

16款寄附金。

藤原由巳委員。

○2番（藤原由巳委員） 続けてで大変申しわけございません。当初ちょっと内容がわからなくて、ふるさと納税のことで税務、税収のほうかなと思ってお聞きしたところ、この部分については、16款寄附金の中で処理しておるというふうなことで、平成24年度このふるさと納税額が5万5,000円と検討会の質問事項の中で回答がありました。それで、用途は、社会教育、福祉環境保全の財源というふうなことで寄附者、納税者には、特にお礼などは、文書のみのお礼であるよというふうなお話を聞きました。

そこで、この3点についてご質問いたします。県内の近隣自治体では、このふるさと納税の取り扱い、どの程度になっておるか、もしわかる範囲で結構でございますけれども、実態はどのようになっているのかお伺いをしたいと。

それから、2点目でございますけれども、これは7月下旬ごろ時を同じくしてでございますけれども、ラジオなり、テレビ等の報道でこのふるさと納税のことがちょっと特集でありました。1つは、長野県のある町、ちょっと町名は確認しかねましたけれども、ここではそのふるさと納税額100%分を地元農産物で納税者に還元しておるということから端を発しまして、現在平成24年度では約2,400万円ぐらいの納税額になっており、その分を地元の農産物なり、特産物をその納税者に定期的を送っておりまして、非常に喜ばれておるし、また地元の農家にも非常に好評を得ていると、こういう報道がなされました。これがまず1点。

もう一つは、これは北海道の東川町でございますか、ここではそのふるさと納税者の納税した部分を株主の出資金というふうな扱いの中で取り組んでおりまして、その株主に対しましては、いろんなイベント等で優遇措置を講じておると。詳細については、ちょっと定かではございませんけれども、そういった中で非常に定住者、人口増にも結びついておるといふふうな報道がなされました。そして、この町では、数年前からこの事業の中の一つとして高校生によりますところの全国の写真コンテスト、いわゆる写真甲子園なるものを開催しておるといふことで、これには非常に全国から高校生なり、それに関係する方々が年に1回、3日、4日間のイベントなようでございますけれども、非常に多くの参加者があるというふうなことから、非常にふるさと納税を有効的に活用しておるといふ例が紹介されてございました。

そういったことを踏まえた中で、本町におきまして質問でございますけれども、この制度

のあり方、よその今紹介しました自治体の取り組みについてどのような所感を持たれておられるのかなど。これについては、担当する企画財政課、そして町内農産物の販売促進なり、非常に今ご苦労されております6次産業の推進に係る農林課、そして、観光事業の振興にフル回転しております商工観光課等々の所感をお伺いいたしたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（廣田光男委員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） 藤原委員のご質問にお答えをいたします。

まず1点目の近隣市町村の状況ということでございますが、これにつきましては、納税者に対する謝礼というような形のことでよろしかったでしょうか。

（「額」の声あり）

○企画財政課長（秋篠孝一君） まず県内のちょっと状況を調べましたところ、北上、遠野、一関、二戸、雫石、金ケ崎、野田、一戸というようなところで納税者に対する謝礼と申しますか、そういった制度がありますが、それぞれの市町村ごとにちょっと金額的なこともありますが、あるところでは5,000円以上寄附された方とか、1万円以上寄附された方とかありまして、それぞれに例えば特産品を送られているところとか、あるいはあきたこまちを送っているところもありますが、そういったところに対応している市町村が確かにございます。そういった実態にはなっております。

それから、2点目の長野県あるいは北海道の例でございますが、ちょっと長野県の例はちょっとわからないというか、全額寄附金を使って、そういう農産物にかえているというのは、ちょっとわからなくてあれなのですが、それは本当にふるさと納税の全額そのものを送ることになると、それが本当に趣旨に合うものかはちょっと理解、こちらのほうでもあれですが、そういった実態ちょっと把握しかねております。

それから、北海道のほうの関係ですが、東川町ですが、実際にちょっと電話を担当の者がかけて聞いていただきましたが、写真コンテストの件でございますけれども、高校生の写真コンテストということで応募をいただいて予選会というか、写真をいただいた中から、ことしは18校選んでお呼びをして、市町村に、その町に呼んで写真のコンテスト会をしているということで、各学校から先生1人と生徒3名をお呼びをしておるということで、それらについては、全部そちらの主催者の市町村持ちということで最寄りの空港のところから、あとは宿泊代、全部含めて全て出してやっているということですし、その審査員につきましても一流の写真家等をお呼びしてやっているということで聞いております。

原資としては、ふるさと納税全てではないようですが、そういったイベントに対して納税をいただいて使っているということで好評をいただいているということでございます。そういった使い方をしていくということは確かにあるということで認識をいたしてございます。そういう、私たちもいろいろ勉強していかなければならないかなと思っておりますが、そういったまちづくりに使っているところもさまざま勉強しながらそういった方向でも進んでいくのがふさわしいものであるとは考えておりますが、現時点ではなかなかちょっとそこまでいっていないのが実情でございます。

以上、私のほうからのお答えといたします。

○委員長（廣田光男委員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） 今藤原委員さんのほうから長野の事例を踏まえて所管する担当課長としてどのような所感かということのご質問なわけでございますけれども、今企画課長のほうからも話があったわけでございますが、ひとつそういう事例の形の中で研究と申しますか、そういったふうなものを1つの参考とした形の中でのまちづくりに結びつけるという、そういうふうな視点につきましてはいいことなのかなというふうには感じます。

特にも農産物の関係につきましては、今も少しながらも6次化の部分につきましてはいろいろ研修会等進めておるわけでございますが、農家にとって何がいいのかという部分につきましては、当然1つの選択肢はないわけで、とにかく所得に結びつく部分が非常にそういうふうなアクションの部分が必要とされているのは認識はしております。しかしながら、これは1つの決定的なものになるのですけれども、町内で町内の農産物が非農家の方におきましても、矢巾町はこういうものがおいしいのだよと、有名なのだよというふうなものを、特産的なものの部分もブランド化的なものも今度つくっていかなければならないのかなという部分がありますが、いかんせん町の部分は、ある意味何でも作付可能、つくれますので、そういったふうな部分ありますので、その辺につきましては、各集落の農家の方々ともこれからの農政のあり方についても検討しながら今おっしゃられた部分も、ではどうやったらいいのかという部分もコミュニケーションしながら検討できればいいなというふうに思っているところでございます。

以上、お答えといたします。

○委員長（廣田光男委員） 佐藤商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤 武君） それでは、私のほうから商工観光課の立場として、写真の町

でございます東川町の件について、先ほど秋篠企画財政課長がお話ししましたが、その補足ということで私の感じたところをお話しさせていただきたいと思えます。

この東川町につきましては、人口が7,900人というふうなことでございまして、私も実はちょっと調べさせていただきました。それで、昭和60年6月に写真の町というふうな宣言をしております。では、なぜ写真の町として宣言をしたかというふうなことでございまして、東川町は、風向優美な土地でございまして、民間の企業から写真を核としたまちづくりをしようかというふうなご提案があったそうでございまして、1980年に一村一品運動、それがきっかけで各市町村でもそういうふうなのがあったわけでございますが、それをきっかけに始まったと。それで、国立公園とか、そういうふうな風光明媚な場所があって、写真に適しているというふうなことから始まったことなようでございます。

それから、写真甲子園につきましては、企画財政課長が話したとおりでございまして、これはもう既に20回ほども続いているというふうな状況でございます。

それで、所感ということでございまして、やっぱり本町におきましても、何か本町の特徴を見出しながらそれに合った何かで人集めをやればいいのかなど。では、どういうものがあるのかなというふうなこともいろいろ模索しながら、また皆さんからのご意見なども伺いながら何かこのようにまちづくり、また観光として人が集められればいいのかというふうな思っておるところでございます。

なお、この東川町でございますが、年間の観光客は94万人来ているというふうな状況でございます。

以上、お答えいたします。

○委員長（廣田光男委員） 藤原由巳委員。

○2番（藤原由巳委員） ありがとうございます。いずれそういったことでやっぱり活気のある町を目指すべきというふうに思えます。皆さんご案内のとおり、今週土曜日、日曜日、東京、そして日本はオリンピックの誘致が決定して大いに盛り上がっております。我が岩手県も3年後には国体に来るわけございまして、何とかこの機会に岩手県で一番元気のある町矢巾町を全国にPRすべき方策をそれぞれで検討協議を願いたいと思えます。

以上です。

○委員長（廣田光男委員） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（廣田光男委員） それでは、進みます。

第17款繰入金。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(廣田光男委員) なければ、次に、第18款繰越金。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(廣田光男委員) なければ前に進めます。

第19款諸収入。

昆委員。

○11番(昆 秀一委員) 19款1項3目の過料の件ですけれども、平川食品の過料がこれに含まれているということで過料残高が1億7,300万円くらいということで全額回収は難しいと見られるということですが、これだけの金額の回収ができないということの町の責任というものはどうしているのか。

○委員長(廣田光男委員) 藤原上下水道課長。

○上下水道課長(藤原道明君) ただいまのご質問でございますが、回収できないことについての責任というお話でございます。倒産について、正直申しますと、町として倒産については、コメントできない状況かとは思いますが、倒産に至る以前の段階で1円でも多く回収できるようにということを最大のねらいとして長く当たってまいりました。結果として最終的には倒産になったということにつきましては、大変残念なところでございます。回収できないことの結果としての会計等に対する、事業等に対する影響を最小限にすべく我々としては今後努力していくことが必要なことかなと感じてございます。

以上、お答えいたします。

○委員長(廣田光男委員) ほかに質問ございませんか。

昆委員。

○11番(昆 秀一委員) 19款4項1目、41ページの岩手県市町村振興協会市町村振興助成金、これ生きがい対応デイサービスへの助成金と伺ったのですけれども、今後介護保険制度が要支援が外れる予定になっていますけれども、デイサービス費用はどのように推移し、この生きがいデイのほうはどのように対応していくつもりなのかお伺いいたします。

○委員長(廣田光男委員) 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長(川村勝弘君) ただいまの昆委員のご質問にお答えをいたします。

今国のほうで検討されております要支援1、2の方々を介護保険のほうから外して、市町村で行う地域支援事業に移行したいというような検討をされておりますが、それぞれまだ確

たる詳細等々まだ出てきておらないところではございますが、町の考え方といたしましては、今までやっております制度に伴って、独自性が今度は出るのではないかという話をされておりますが、それぞれ今の状況、それから今の状況における位置づけ、そしてそれに伴う介護保険者といえますか、介護状態にならないような状況等々を考えあわせながら、それぞれ事業等を進めてまいりたいなど考えておりますが、いずれ今要介護1、2の方々に対します事業展開等々は、非常に先ほど申し上げましたとおり要介護状態にならないためには必要な事業だなど、このように考えておりますので、それぞれ同じ移行になるかは、またそれぞれ検討しなければならないとは思いますが、できるだけ継続してまいりたいなど、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○委員長（廣田光男委員） 他にございませんか。

山崎委員。

○4番（山崎道夫委員） 先ほど昆委員が質問いたしました過料の関係でございますが、課長の答弁では、今後できるだけ影響のないように対応していきたいというお話でございましたが、これはもう未収金として1億7,300万何がしが発生をしていますし、ほとんど回収不能ということで私たちは理解している部分もあるのですが、この前の検討会でさらに水道料金の668万円も未収だという話がありましたけれども、今後の処理をどうするのかというのがまず大きな問題だと思います。影響を極力少なくするということは、その処理をどのような形で進めていこうとしているのか。それから、あとは先ほど昆委員もお聞きしたわけですが、責任問題はどのようなふうな形になるのかということ、その考えをお聞かせをいただきたいと思います。

○委員長（廣田光男委員） 藤原上下水道課長。

○上下水道課長（藤原道明君） ただいまのご質問に対してのお答えでございますが、最小限にするための具体的な対応というふうなことかと捉えましたので、その点についてお答えいたします。

今現在倒産した会社の資産を今後処分して各債権者に配分できるものは配分していくという手続になってございまして、今現在土地が盛岡市内に1カ所、それから本社工場のところが土地、建物合わせて、動産も合わせて1カ所、それから矢巾工場ということで同じく土地、建物、動産関係も含め1カ所。それぞれ大きくいいますと3カ所処分可能なものがあるということで、そちらの処分手続が今現在進行中でございます。この進行中の手続でございます

が、具体的に言いますと、競売に至る前に、最終的には競売で処分するということになるかと思いますが、競売に至る前に競売より有利な形で債権が回収できる手続としまして任意売却という手続がございまして、今現在そちらのほうが進行中でございます。今破産管財人と委託契約を結んだ業者さん、その不動産関係の処分を委託された業者さんと対応しているところでございますが、現在聞き及んでいる情報としましては、3つともそれぞれ入札があって最高額をつけた者と今後交渉、そちらに交渉権ができたというふうな状況になっているというふうに聞き及んでおります。

ただ、今後はそれぞれの財産につきまして第1抵当権者、それぞれ個別には違っておりますが、基本的には金融機関となりますが、第1抵当権者が、その入札価格で了解した場合に、我々のほうは盛岡市と同列で3番目だったり、4番目だったりしているのですが、そういった抵当権者に対して非常に全体額からするとわずかな金額だとは聞いておりますが、一定の配分があるというふうな状況でございます。

その抵当権者の一員として今回提示されてきた場合に、それをよしとするのか、不服として競売に持っていくのかというふうな難しい判断があるかと思っております。いずれ盛岡市と我々としては協調しまして、1円でも多く回収できる方法を考えていかなければならないということでは一致してございます。

まだそちらの財産処分につきましては、今後半年から1年はかかる見込みとなっております。ただ、一部に任意売却で早く進行する場合、もっと早く財産処分ができるというふうな状況でもあります。今後我々としても注目して、慎重な判断の上で手続を再開してまいりたいと思っております。

それから、回収については、そういった状況でございますが、現実にお金が入らない部分というところにつきまして、今回ご質問のありますのは、一般会計の過料の部分でございますが、過料につきましては、いわゆる罰金的なものでございますので、会計にそもそも入る性質のものではない、悪いことがあったので、罰金として入ってくるべきお金というふうな位置づけでございますので、考えようによっては、最初からなければなかったものとも考えられますので、事業自体にこの部分は、マイナスになるというふうなことではございませんが、特別会計のほうの使用料収入のほうにつきましては、本来入るべきだった料金が回収できずになってしまうというふうな意味合いにおきましては、そちらのほうはそういう影響がゼロではないということではございますが、現在今後の決算等に向けまして、25年度今動いている最中ではございますが、24年度の決算で締まった数値等が今後25年度の会計に反映され

ていくというふうな作業の中で使用料収入につきまして、そもそも倒産という状況であれば、回収はほとんど不可能でございますので、本来であれば、未収金は、いわゆる今後入ってくるお金ということで財産というふうな扱いになるのですが、現実には倒産して回収できないとなりますと、財産としてはみなせないというふうな扱いの中で会計的にそういったものが表に出てこないといえますか、ほとんど実際の評価、いわゆるゼロ、極力ゼロに近い数値というふうな形の中で会計的には処理していくことで影響を最小限にできるものと考えてございます。

長々とお話ししましたが、あと最終的に責任の部分ですが、責任につきましては、上下水道課、担当課として責任は非常に痛感しております。ただ、先ほどもお話ししましたとおり、1円でも多く回収するというのが我々が果たすべき責任だというふうに考えてございますので、それを今後も進めてまいりたいと思います。

あと組織として何がしかの処分をとということにつきましては、私の判断では何ともできませんので、そこは矢巾町全体として今後考えていく部分になるかと思っております。

以上、私からの答えとします。

○委員長（廣田光男委員） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（廣田光男委員） それでは、以上で歳入を終了し、歳出に入りますが、時間的な配分もありますので、ここで休憩を入れたと思います。

再開を11時……

（何事か声あり）

○委員長（廣田光男委員） 済みません、大変失礼いたしました。

20款町債、ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（廣田光男委員） なければ、質疑ございませんので、歳入を終了し、歳出に入りますが、先ほどお話ししたとおり休憩に入らせていただきたいと思いますので、再開を11時10分といたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○委員長（廣田光男委員） 再開いたします。

引き続き今度は歳出に入ってまいります。

第1款議会費。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(廣田光男委員) それでは、第2款総務費に入ります。総務費、質問ございませんか。

昆委員。

○11番(昆 秀一委員) 49ページ、2款1項1目の職員研修事業で各種事業を行っている、研修を行っているわけですが、職員の対応がよくないという話を一部聞きます。そういう一部職員に対しての接遇マナーは全体の印象が悪くなる場合もあるわけですが、そういう一部職員に対して特別な接遇マナー研修とかはどのように対応しているのかお伺いします。

○委員長(廣田光男委員) 星川総務課長。

○総務課長(星川範男君) ただいまの質問にお答えをいたします。

まずそのような住民に対する対応のマナーが悪いというふうな職員がいるということにつきましては、非常に残念だなというふうに思っております。そういう職員が1人でもいれば、全体的に印象が悪くなるというふうなことにつきましては、重ねて非常に残念だなというふうに思っております。そういう職員についてということですが、まずはっきりわかった場合には、一応総務課のほうでも注意等行っております。この接遇につきましては、昨年度職員の接遇指南書というものをつくりまして、3月15日の課長会議で配付しまして、全職員に周知をしているというふうなところでございます。

それから、接遇の講師の研修というものも現在行っておりまして、それで講師養成の研修も行っておりまして、今後そういった職員によりまして研修も進めてまいりたいというふうには思っております。ただ、そういった職員がいるということにつきましては、何回も申し上げますが、残念でございますが、発覚した場合はといいますか、わかった場合につきましては、直接お話しをするなどというようなことで対応している状況でございます。

以上、お答えといたします。

○委員長(廣田光男委員) ほかにございませんか。

高橋七郎委員。

○16番(高橋七郎委員) 55ページの企画事業の中で地域づくり事業ということで南昌ケアのほうに貸付金ということで2億9,500万円ほど貸し付けしているわけですが、

この中身について、何年期間で貸すのか、それから金利幾らぐらいもらう予定なのか、そこから辺ちょっとお知らせください。

○委員長（廣田光男委員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） 高橋七郎委員の質問にお答えをいたします。

この貸し付けにつきましては、財団法人の地域総合整備財団というところの資金を活用いたしました事業でございまして、10年間の期間でございまして、貸し付けの金額、元金につきましては、当然お返しをいただくこととなりますが、利子につきましては、なしということである。いわゆる無償貸し付けということとなります。その分につきましては、地方交付税の対象になる事業でございまして、町のほうでもそういった負担がないという事業になっているものでございます。ただ条件がございまして、新規の雇用が5人以上とか、そういった条件がある事業ではございますが、そういった国の財団等の事業を活用したものの貸し付け事業となっているものでございます。

以上、お答えといたします。

○委員長（廣田光男委員） ほかにございせんか。

齊藤正範委員。

○1番（齊藤正範委員） 49ページの職員研修事業でございまして、勉強会で研究を2テーマしているということで説明を受けたわけなのですが、この研究した結果については、町政に対してどのように反映していくとか、研究結果を職員がどのように共有しているのかということをお聞きしたいと思います。

○委員長（廣田光男委員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） ただいまの質問にお答えをいたします。

自主研修の関係だというふうに思っておりますが、2つの研修グループがあります。まずまちづくり研究会というふうなことでございまして、これにつきましては、昨年度たしかウォームシェアということで町内の冬の間、冬でございまして、そういった暖かいところに集まってというふうなことで成果として出てきたというふうなことで、これは非常によいことだなというふうに思っております。

ことしもテーマを設けて活動しているわけですが、そういったことで町としても、あるいは一般住民に対してもその辺の周知はしているところでございまして、そういったことで成果は上がっているというふうに思っております。

それから、もう一つが技師会というところでございまして、町役場職員の中の技師の人た

ちが主に集まっているいろいろな技術的なことの研修を行っております。こちらにつきましては、ちょっと一般職のほうまでは成果というものが回ってこないわけですが、専門的分野でございますので、回ってこないわけですが、そういった研さんに頑張っているというふうなことでそのように伺っていることでございます。

以上、お答えといたします。

○委員長（廣田光男委員） はい、どうぞ。

○1番（齊藤正範委員） 違う質問です。財産管理の部分でちょっとお聞きしたいと思います。

旧矢巾中学校跡地についての小川委員に対する町長からの答弁の中でもう少し時間をかけたいというニュアンスでの回答がありましたけれども、わかるような気はするけれども、町としては専門学校用地として貸すということは決まっているわけなのですけれども、もう少し時間をかけてという部分は、どの部分にかけるのか、それ以上詳しく説明できるならば、お聞きしたいと思います。

○委員長（廣田光男委員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） 齊藤委員のご質問にお答えをいたします。

先般の一般質問でそういった町長からのご答弁がございましたが、龍澤学館からの提案がございまして、現在その内容につきまして議会のほうにご報告を申し上げているところでございます。それで、議会のほうでもいろいろご検討あるいはご協議をいただいていることとございますので、住民の代表であります議員の皆さんの考え方をいただかなければ、町としてもなかなか進めない状況であるという意味合いでそういったところに関して時間をかけたという意味のお答えでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○委員長（廣田光男委員） ほかにございませんか。

川村よし子委員。

○14番（川村よし子委員） ページ数で55ページ、54の企画費の中のさわやか号運行委託料のところなのですけれども、利用人数が5,044人、利用者多いのですけれども、昨年度よりも少なくなっているのですけれども、その減になった理由をお伺いします。現在1乗車200円ですけれども、私としては乗車料金を引き下げる方向でやったほうがいいのではないかなと思うのですけれども、その辺もお伺いします。

○委員長（廣田光男委員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） 川村委員のご質問にお答えをいたします。

さわやか号でございますけれども、平成23年度と24年度の利用者数でございますけれども、23年度から比べまして1,000人ほど減になっております。多分この影響につきましては、平成23年度につきましては、震災とか、そういった関係の影響もあって利用者がふえていたのかなという思いでございます。平成24年度の利用者が5,441人になっておりますが、平成23年度が6,485人、22年が5,745人、21年が5,480人ということでございますが、ちょっと23年度につきまして普通の平均値よりも若干多かったということで、そういった影響があるのかなと思っております。今回は、平成25年度におきましては、24年度の8月同月では若干利用者がふえている状況にありますことをまずお答えを申し上げます。

それから、利用料金につきましては、そういった交通を使う方たちは、どちらかという、低所得者とか、そういった交通の足をお持ちでない方たちが使われたのですが、できるだけ安い金額であれば、それに越したことはないと思いますが、いずれある程度の利用者の負担も必要だということでまず200円が妥当な金額だということで判断をさせていただいて、現時点ではその金額で当面進めたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○委員長（廣田光男委員） はい、どうぞ。

○14番（川村よし子委員） 把握しているかどうかお伺いしたいのですけれども、そのさわやか号の利用者の年齢層とかをもしわかりましたらお願いします。

私は、私の考えなのですけれども、収入が少ない人だけではなくて高齢者が多いのではないかなと思うので、やはり介護が必要にならない、介護予防のためにも利用料金を下げて、利用者数をもっと上げるような方法を考えたほうが良いと思うのですけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○委員長（廣田光男委員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） 利用者につきましては、川村委員お説のとおり高齢者等が多いと思っております。その上で金額につきましては、200円が高いから利用が伸びていないかという、その辺のところにつきましては、はっきりそれが原因だということではないのではと私は思っております。ある程度バスの利用者については、大体は固定、人数的には、23年度は若干多かったのですけれども、利用者数につきましては、そんなに大きく増減がありませんので、ある程度固定化といいますか、利用者は理解をいただいているものと思っております。

アンケート等におきましても料金、安くしてほしいというご意見も若干ありますが、特に

そのことだけでは利用者が低迷しているとか、そういったことではないということで理解をしているところでもあります。

以上、お答えといたします。

○委員長（廣田光男委員） 昆委員。

○11番（昆 秀一委員） 今のさわやか号の話なのですけれども、車両を更新したということで燃料費の比較をしていないということだったのですけれども、燃料費を計算して、それで変わってくるのであれば、委託料も変わってくるのが当然だと思うのですが、その辺はどうお考えでしょうか。

○委員長（廣田光男委員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） 昆委員さんのご質問にお答えをいたします。

こちらのほうでは、直接燃料費の比較はしてございませんが、岩手県交通さんから年間の人件費あるいはそういったもろもろの経費を計算をしていただきまして1年間のまず1回当たりの運行委託料を定めてございます。そうした燃料費もあるいは全てをひくくめて大体年間の金額を定めているところではありますが、検討会でご質問があったということで、ちょっとその燃料費についてちょっとお聞きをいたしました。それで去年バスを更新いたしましたこと、少し排気量が大きくなったし、耐久といたしますか、乗車の、大きなバスになりましたことから、若干月100リッターぐらい平均的にアップしているというふうなことでお聞きはしてございます。ただ、年間のそういった委託料の範囲内で努力をしていきたいというふうなことでお伺いしておりますので、委託料等については、特に年度途中での変更等はないということでご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○委員長（廣田光男委員） ほかに質問ございませんか。

村松信一委員。

○3番（村松信一委員） 引き続きまして、また私もさわやか号につきまして質問させていただきます。

町長の施政方針演述、平成24年3月の中で公共交通機関の利用増加を図るため、町内環境バスさわやか号の効率的な運行について利用者の意見を聞きながらコミュニティバスとしての役割などを調査、研究し、矢幅駅周辺区画整理事業や岩手医科大学附属病院移転事業の進捗に合わせて路線等の検討を関係機関と協議してまいりますとあります。平成24年度に効率的な運行のために検討された内容はどのようなものだったのでしょうか。

以上です。

○委員長（廣田光男委員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） 村松委員さんのご質問にお答えいたします。

平成24年度におきましては、具体的な変更点はございませんでした。先ほどありましたとおりバスの更新はございましたが、前のバスにつきましては、相当の年数がたっているということでバスの更新をしてございますが、改善あるいはそういったことにつきましては、平成24年度におきましては、特に具体的なものはございません。平成23年にいわゆる利用者のヒアリングと申しますか、ヒアリング、アンケートをとって、そういった改善をまずしながら今にも至ってございます。そういった中で停留所若干変わったりとかした部分も今まではありましたし、駅の西側に入ってくるようになったりとか、そういった改善などもしてきているところでございます。

それから、いろいろ医大とか、駅周辺の整備に合わせてという改善でございますけれども、年に1回矢巾町のバス運営協議会というものを開いてございます。これは、定期的に1年に1回ですけれども、必要に応じまして、そういった会議等を開いてございます。そうした中でもさわやか号を含めましてそういった町内のバス路線等のご協議などもいただいております。それで、委員のメンバーといたしましては、町の委員とそれから岩手県交通の委員さんが集まっての協議会になってございます。そうした中で岩手県交通さんのほうからは、駅周辺の整備の進みぐあいと、それから医大の整備と合わせて医大等には循環バス等の検討もこれからしていきたいというふうなお話なども出てきてございますので、そういったところでも検討されておりますので、いずれ今後におきましても随時そういった検討を加えながらよいバス運行をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上、お答えといたします。

○委員長（廣田光男委員） そのほかにもございませんか。

小川委員。

○6番（小川文子委員） 私もそのさわやか号のことでございますけれども、運行等は1年間の契約の中で行っていて、なかなか途中で変えることはできないというお話でございましたが、今回の大雨の中でやまゆりハウスの温泉施設が使えないということでごみ焼却場の温泉を使いたいという場合に、バスがそこまで行っていないということがございまして、この要望を申し上げたのですが、なかなか難しいということでしたけれども、こういうふうな大雨の場合は、いわゆる異常事態、非常事態ということになるかと思えます。このようなときに

変更ができないというのは、大変不便であるかと思えます。これは、何とかまず年度途中であっても場合によっては、変更が可能になるような契約の内容をまずしていただきたいと思えますけれども、これらについてのご回答をお願いします。

○委員長（廣田光男委員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） 小川委員さんのご質問にお答えをいたします。

さわやか号の運行の変更でございますけれども、ちょっと詳しい法律的なことはあれなのですが、やっぱりバスの運行につきましては、いわゆる陸運といえますか、そういったところとか、警察とかのそういった許可あるいはそういったものが必要になりまして、停留所1つ動かすにも短期間ではなかなかいかないような状況になっているものでありまして、その非常事態のことはわかりますが、通常運行しているバスの運行につきましては、そういった制約もあって、ちょっと早事をきかないということもあることもちょっとご理解をいただきたいと思えます。

以上、お答えといたします。

○委員長（廣田光男委員） ほかにございませんか。

昆委員。

○11番（昆 秀一委員） 2款1項2目、51ページのホームページ更新業務委託料です。先日の私の一般質問で教育委員会や学校のホームページ充実を求めましたが、この委託料を上げてより一層のホームページ充実化を図ってはどうかというのと、あと本町公式ホームページは余り見やすくないという声も聞きますけれども、今後リニューアルを図って、もっと見やすくないものか、その検討はどのように行われているのかを伺います。

○委員長（廣田光男委員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） 昆委員のご質問にお答えをいたします。

先般の一般質問等でもホームページのご質問等がございまして、いろいろ情報提供に当たりましては、さまざまな工夫をしていくべきだというご提言もございましたので、今後そういった内容等につきまして私どもの担当部署を含めまして、さまざま検討してまいりたいと思えます。いろいろなご意見等を賜りながら、そういったいい方向に進めればなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上、お答えといたします。

○委員長（廣田光男委員） はい。

○6番（小川文子委員） ホームページのことで私も一言、ホームページの中に情報公開が少

ないということをお伺いしたいです。例えば今回の防災計画、矢巾町の防災計画はどうなっているのかということでホームページを見ても、そこには明らかにされていなかった。紫波町のほうを見ると、防災計画がぱっと出てきて、現在町民の意見を聞きながら再度練り直している段階だというふうなのが出てきたという町民からの指摘がございました。

また、入札の問題ですが、盛岡市の場合は、トイレトペーパーについてまで入札の状況が全部ホームページに出てくるといふことなのですが、矢巾町の場合は、入札関係が出てきていないということでもう少し情報公開をホームページでしていただきたいと思うのですが、その考えをお聞きします。

○委員長（廣田光男委員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） 小川委員のご質問にお答えいたします。

先ほど昆委員さんにも申し上げましたとおり、そういった声がありますので、これからちよっといろいろ内部の関係課あるいはそういったところともいろいろ情報を出せるものについては、出していきましようという方向で検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

以上、お答えといたします。

○委員長（廣田光男委員） 大分長くなりましたが、よろしゅうございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（廣田光男委員） ほかにございませんので、次に参ります。

3 款の民生費に入ります。民生費質問ございませんか。

昆委員。

○11番（昆 秀一委員） 3 款 1 項 2 目、73 ページの福祉タクシー事業給付費ですけれども、チケットの枚数は把握しているけれども、どこへどのようにとか分析が行われていないようなのですけれども、今後どのように使われているか分析してはどうかということと、分析していくことは大事なのですけれども、タクシー料金、今度値上げをしたわけなのですけれども、前回の議会のときには、考えるということでしたけれども、その値上げについてどのようにお考えかお伺いします。

○委員長（廣田光男委員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） 昆委員のご質問にお答えいたします。

福祉タクシー券の利用状況といいますか、どのような形で利用されているかという追跡をしたらというお話ですが、基本的に福祉タクシーのタクシー券というのは、基本料金の区間

分を助成しているという形になっております。しかし、使う方によっては、1回に2枚使ったり、3枚使ったりする方もいらっしゃると思いますが、それぞれその使い道というのをあくまでも制約をしておりませんので、それをとるということになると、非常に何かかえって負担になる部分もあるのかなというふうな考え方も持っております。がしかし、それぞれ病院に行くとか、あるいは買い物に行くとか、あるいは何かのいろいろ聞きに行くとかというような情報が得られるのであれば、聞いてみたいなという気はしております。

それから、2点目のタクシー券、先ほど申し上げましたが、初乗り区間分だけの助成ということになっておりますので、それぞれ途中からの料金改定といたしますか、それはなかなか契約上、難しい部分がありますが、年度途中は、先ほど言ったように、そういう形になっておりますので、来年度、結局26年度という形になると思いますが、それで変更等あって変更、変えなければならないということであれば、それは検討してまいりたいと、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○委員長（廣田光男委員） ほかにございませんか。

村松信一委員。

○3番（村松信一委員） 3款全体で2問質問をさせていただきます。

平成23年3月11日の東日本大震災後の平成23年9月の議会の中で私が質問している内容をちょっと読まさせていただきます。ひとり暮らし、高齢者等緊急医療情報キット約330世帯に設置したとありました。このたびの8月9日の集中豪雨では、これらがどのように役に立ったのか、それで何人ぐらいの方が使用されたのか把握されていると思いますが、これ1点お伺いしたいと思います。

それから、2点目であります。これもやっぱり3月11日の東日本大震災についての質問を23年9月で私がしています内容でございますが、災害時における在宅高齢者、とりわけ生活が不自由なひとり暮らしの方などの課題などを含め見直す点はなかったかについて質問しました。そのときのご答弁は、見直す点について民生委員だけでなく複数の安否確認を行えるよう地元自主防災組織とも連携してまいりたいとご答弁いただいております。そこで2点目の質問ですが、このたびの県央豪雨による災害について、この計画、行動は発揮されましたでしょうか。

以上、2点お伺いいたします。

○委員長（廣田光男委員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） 村松信一委員のご質問にお答えをいたします。

1点目の救急医療情報キットでございますが、基本的に情報キットといいますのは、このように書いているとおり緊急で、その方が意思表示できないような場合に非常に活用になるものということになっております。今回の災害の際には、そういう緊急搬送された方を聞いておりませんので、その活用はなかったのかなというように思っております。ということであくまでも緊急搬送される方が、その意思表示をできない部分において活用できるものと、このように考えております。

それから、2点目の民生委員だけでなく複数の方々で安否確認ということですが、今回の災害のように1カ所といいますか、ある程度の部分だけで災害が大きくなっているというような状況の場合には、非常に民生委員だけでは当然ながら安否確認というのは、非常に難しいわけですので、それでやはりそれぞれの自治会あるいは自主防災組織等々で、今回要支援者の台帳を整備しておりますが、それらをもとにやはりそれぞれ確認できる体制をつくっていただければ非常に助かるなというように考えております。特にも今回新田1区の民生委員は、極端な話、腰までわかりながらもいろいろ確認して歩いていただいたというような状況もございますので、そういう部分から追っていくと、さっき言ったように、できるだけ自主防災組織あるいは自治会等でそのような情報共有をしながらいざというときの対応に努めていただければなど、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○委員長（廣田光男委員） ほかに質問ございませんか。

昆委員。

○11番（昆 秀一委員） 3款1項3目在宅老人配食サービス事業委託料ですけれども、これは高齢者の配食サービスなのですけれども、障がい者に対してもこのような事業を行って負担軽減、家族に対して範囲を広げられないかということと、あと市町村認知症施策総合推進事業なのですけれども、これはいつまでこの事業を続けていくおつもりなのかお伺いします。

○委員長（廣田光男委員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） 昆委員のご質問にお答えいたします。

配食サービスということで今委員おっしゃったとおり今高齢者を対象に行っている状況でございます。それぞれ1つの条件がありまして、その家庭において一人あるいはその家族においてそういうふうな炊事等、なかなか難しいなといった場合に配食サービスを実施しているというふうな形になっております。障がい者のいらっしゃる家庭においてもそのような要

望、状況等々があるのであれば、それはそれぞれ考える余地はあるのかなど、このように考えております。

それから、認知症の事業ですが、平成24年度から実施をいたしておりますが、これにつきましては、今年度も国の補助事業を活用いたしまして実施をいたしております。いつまでということもございますが、まだ国、県のほうから打ち切るよというような話をされておられませんので、それぞれ活用できる範囲内では活用しながら、それからもしもそれが同じ町村だけではというような話になってきますと、それぞれ独自の事業においても実施していかなければならないのではないかなど、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○委員長（廣田光男委員） 昆委員。

○11番（昆 秀一委員） 配食サービスの件ですけれども、そういう要望がありますので、ぜひお願いいたします。

○委員長（廣田光男委員） ほかに質問ございませんか。

川村よし子委員。

○14番（川村よし子委員） 3点についてです。

まず1点目は、ページ数で72、73ページにまたがります老人福祉についてです。この中の73ページの介護予防事業の日常生活支援事業の生きがい対応型デイサービス事業委託料、これは社協に委託していると思うのですけれども、私ちょっと、4,526人ということなのですけれども、要支援1ぐらいの方も多分利用されていると思うのですけれども、介護認定されていない方も利用していると思うのですけれども、これからはそういうサービスをふやすほうがいいのではないかなど、私自身は思っているのですけれども、今回の災害で……

○委員長（廣田光男委員） 3つあるのですから、簡潔に。

○14番（川村よし子委員） 1点目が、その生きがい対応型デイサービス事業をふやすためにもお風呂の件で、今まではやまゆり荘を利用していたこともあるので、その辺はどのように考えているのかお伺いします。それが1点目。

それから、2点目なのですけれども、これは児童館のところなのですけれども、ページ数で79ページ、健全育成のところの児童館指定管理料のところ、これは多分社協とNPOだと思うのですけれども、いきいきあそびタウン事業、これはNPOだけということなのですけれども、ちょっと県の資料を見ましたら、このいきいきあそびタウン事業というのは、児童館のNPOのところと一緒に人数に書いてあったのですけれども、その点をちょっ

と説明をしていただきたいと思います。

このいきいきあそびタウンというのは、新規事業ということで丸三建設のところの児童館のことではないかなと思うのですが、その辺ちょっとお伺いします。

2点。

○委員長（廣田光男委員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） それでは、川村よし子委員の1点目の生きがい対応型サービス事業についてふやす気はないかということですが、これにつきましては、やまゆりハウスというお話もありましたが、やまゆりハウスというよりもおでんせハウス、おでんせ、それから各地域の公民館等々を利用した21カ所の事業ということになっております。それぞれこの事業によらないで独自でやっている自治会で行っていただいているものもありますし、あるいはそのようなそれぞれ公民館に出向くというのが多い事業ですので、風呂というのは、おでんせハウスしかございませんので、その辺はご理解を願いたいなど、このように思います。

ですので、風呂の回数をふやすとかというのは、なかなか難しいかなと。やまゆりハウスで行っていることにつきましては、老人クラブ等を対象にした介護予防というような形で実施をいたしておりますので、これとはまたものが違うよということでご理解を願いたいなど思います。

以上、お答えといたします。

○委員長（廣田光男委員） 山本住民課長。

○住民課長（山本良司君） 2点目のご質問にお答えいたします。

いきいきあそびタウン事業の委託関係でございますけれども、こちらにつきましては、委員お説のとおり丸三建設さんの2階のほうで事業を行わせていただいているわけですが、こちらの事業につきましては、県のほうからの補助ということでいただいて100%補助事業という形で実施しているところでございます。

こちらの事業内容につきましては、当然子供たちの交流、ふれあい、こちらをベースといたしまして、地域とのふれあいも含めながら子育て力、いろんな形の中で子供の育成または子供の知識等を学ぶ機会といたしまして実施しているところでございます。

なお、委託先といたしまして、これもお話あったとおりNPO法人矢巾ゆりかごさんのほうに委託、お願いしまして事業をお願いしているわけですが、矢巾ゆりかごさんが持っている知識、能力、こちらをフルに発揮いただけるというこちらの判断のもとから矢巾ゆ

りかごさんのほうに事業を委託しているというふうな状況でございます。

以上、お答えいたします。

○委員長（廣田光男委員） 川村よし子委員。

○14番（川村よし子委員） ちょっとそのいきいきあそびタウン事業業務委託、これは人件費が主だと思うのですが、その人件費、職員は正職員なのか、それから非常勤職員なのか、臨時とかパートとか、そういうところがもしわかればお願いします。

それから、社協のところの児童館指定管理料のところもそういう職員の構成をお願いします。

それで、3点目になるのですが、保育所の委託がページ数であるのですが、その保育所の職員の待遇とかも町の職員の正職員、それから非常勤、そういうところももしわかりましたら。

それから、委託先の正職員の比率、非常勤の比率とかわかりましたら、お願いします。

○委員長（廣田光男委員） 山本住民課長。

○住民課長（山本良司君） それでは、まず最初に、いきいきあそびタウン事業にかかわるNPOの職員、こちらのほうの対応でございますけれども、こちら緊急雇用関係の部分で実施している事業をいただいている事業でございます。事業に従事する全職員につきましては5名でございます。そのうち新規雇用、新たに新規雇用している方が4名という形で体制を整え、実施しているところでございます。

次に、保育所の関係でございます。保育所の関係でございますけれども、煙山保育園の部分になりますけれども、保育の人数でございますけれども、24年度正職員19名、そのほかにパート、臨時11名と、30名体制で煙山保育園は実施しているところでございます。

他の保育園の関係と申しますか、私立保育園の関係の人数になりますけれども、こちらについては、今把握している資料、持ち合わせてございませんので、後刻答弁させていただきますと思います。

以上、お答えいたします。

○委員長（廣田光男委員） ほかに質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（廣田光男委員） それでは、進みます。

4款衛生費に入ります。質疑ございませんか。

村松信一委員。

○3番(村松信一委員) 私の住む地域で環境保全事業に取り組んで7年になります。それで、これで必須であります生き物調査の、前に児童、それから保護者で60名ほどで参加をして実施しております。それで、新川と大白沢川に絶滅危惧種が生息しているということがわかりました。この6年間の中で5年間くらいは確実に捕獲できましたので、今も生息していると思われまます。それで、これは私ら素人の調査でありますので、これは本格的な調査が必要だと思われまますが、この保護のために河川に看板などの設置などをして保護するというふうなことを考えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○委員長(廣田光男委員) 山本住民課長。

○住民課長(山本良司君) ただいまの村松信一委員の質問にお答えいたします。

それぞれ生き物調査、生態調査という形の中で状況が実態調査の中で見えてきたと。今後の対策についてということなわけでございますけれども、直接的にうちら町としましても、この生態調査等については、実施はしてございませんでした。しかし、こういう実態がまずあるというご提言をいただいたわけですので、今後こちら、ご提言、ご質問の中に看板等を設置して、いわゆる河川の保護というような形のご提案、ご質問あったわけでございますので、こちら含めまして今後検討をさせていただきたいというふうに思います。

以上、お答えといたします。

○委員長(廣田光男委員) 村松信一委員。

○3番(村松信一委員) それで肝心の生き物、それをお話しをしませんでしたけれども、レッドデータブックを取り寄せましたら、今日本国内には、淡水魚では144種が絶滅の危機にさらされているということでありまして、それも4つの分類にされているのですけれども、ちょっとやばいという、このままいきますと絶滅しますよという2類に属するものでありまして、ギバチです。今捕獲したやつを数匹ちょっと飼っているのですけれども、弱ってききましたので、きょうあたりこの質問を終えましてから家に行って元の河川に放したいと思っておりますけれども、ナマズの種類です。ナマズというのは、ひげが4本あるのですけれども、ギバチというのは8本あるのです。それで、余り大きくなりませんで、すごく胴が短くてすごく丸々と太ったものであります。ということで、できればそういう看板とか、河川をきれいにしようとか、そういった形のものをぜひとも考えていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長(廣田光男委員) ほかに質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（廣田光男委員） なければ、前に進みます。

次に、5款労働費。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（廣田光男委員） なければ、次に6款農林水産業費に入ります。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（廣田光男委員） それでは、前に進みます。

第7款商工費。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（廣田光男委員） それでは、8款土木費に入ります。質疑ございませんか。

村松信一委員。

○3番（村松信一委員） 除雪は8款でよろしかったでしょうか。

○委員長（廣田光男委員） いいです。

○3番（村松信一委員） ご存じのとおり平成24年は、あのように補正も組まなければならぬほど多くの雪が降ったわけでありましてけれども、これからはやっぱり宅地造成もこれから出てくると思いますし、人口増加等も考えられますので、そうしますと、どうしても除雪は、そういった住宅地を中心とならざるを得ないと思いますし、しかしながら私らのほうの住む地域でもやっぱり除雪というのは早くやってもらいたいという要望があることも事実であります。

それで、私らの地域では、やっぱり自分たちの住まいの周り、周辺含めて自分たちでトラクターに除雪機能のついたものなどを利用して除雪をしているわけです。ですから、できましたら、町のほうでは、住宅地などを優先しながら私どもの住んでいるような地域などにつきましては、自分たちの除雪の延長でそのまま町道、農道と言われるような町道なども延長で除雪をしてもいいという人が結構おりますので、どうかそういった地域の道づくりと同じような形で、できましたならば、協力体制の整う地域からでよろしいと思いますけれども、協定を結び、そして地域のところは地域で除雪するような形のことを考えていただければと思います。いかがでしょうか。

○委員長（廣田光男委員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） ただいまの村松信一委員のご質問にお答えいたします。

農業機械、トラクターの場合ですけれども、バケット関係が積み込み機械として道路使用許可の対象になるかどうかというのは、ちょっと協議しなければいけないことですが、

後ろのほうにブレードをつけたり、いろんな形のものがあると思いますけれども、いずれ道路使用許可の場合は、安全装置、結局回転灯なり、いろいろなものをつけなければいけませんし、警察のほうから除雪に関しては、道路使用許可というものが必要になってきます。それらで貴重なご提言でございますけれども、いろいろ検討しながら使えるものかどうか、これにつきましては、検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上、お答えいたします。

○委員長（廣田光男委員） よろしゅうございますか。

（「わかりました」の声あり）

○委員長（廣田光男委員） 他に質問ありますか。

川村よし子委員。

○14番（川村よし子委員） ページ数で121ページの都市計画総務事業の中なのですが、都市公園とかあるのですが、その樹木の名前とか、あとは山野草とかのところに名前をつけてほしいと思うのですが、そういうことはどのように考えているのか。

それから、都市公園の委員会というか、こういうのをしたほうがいいのか、そういうのがあるのでしょうか、ちょっとわからないので教えてください。

○委員長（廣田光男委員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） ただいまのご質問にお答えいたします。

都市公園は、今流通センターほか6カ所、あと開発行為でできた公園というのは53カ所ございます。その中で園名つけているところは高田ニュータウンなんかでは、樹木に名前はつけておりますけれども、それ以外の公園については、園名つけていない状況でございます。ただ、普通の樹木関係になっていきますので、つけていただきたいとなると、公園のほうの維持管理の部分でつける状況ですけれども、あとは都市公園以外はコミュニティ、地域コミュニティに委託している関係上、それらは各自治会さんと協議しながらつけるのであれば、つける方向という形になろうかと思っておりますし、公園についての管理等の委員会等はございません。

以上、お答えいたします。

○委員長（廣田光男委員） ほかに質問ございますか。

藤原梅昭委員。

○13番（藤原梅昭委員） それでは、先日一般質問の中でも道路標識の話があったわけなので、すけれども、この件でよろしいですか。

○委員長（廣田光男委員） はい。

○13番（藤原梅昭委員） 最近特に大分開発行為が進んできて、道路がよくわからなくなったということいろいろ尋ねてくる人が時々いるのですけれども、その際に、やっぱり他の市町村と比べて、矢巾町の案内板というか、そういうものが非常に乏しいかなというふうに感じております。一発で行けるようなところというのは、数えるぐらいしか、あるかどうかわからないのですけれども、ないのです。そここのところを見直すというお話がこの前あったわけですけれども、やはり医大も含めてそれこそILCで二、三年後には、日本としても誘致を決めるような、そういう方向にあって、非常に国際的というか、そういう形の矢巾町になりつつあるところもありますので、その際には、それこそ日本語はもちろんのこと、あとよく地方に行けば、地方に行けばというか、よそに行けば韓国語とか、中国語とか、英語とか、そういうので非常にわかりやすく表示しておりますので、その辺も含めてひとつご検討の方向にあるかどうかちょっとお伺いしたいのですが。

○委員長（廣田光男委員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） ただいまの案内看板という形でございますけれども、これについては、道路標識とまた別の、案内看板は別になってきますけれども、これについては、ただいま藤原梅昭委員さんのお話のとおり、関係課かなりございます。それらと協議しながら方向づけを模索していきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○委員長（廣田光男委員） ほかに質問。

小川文子委員。

○6番（小川文子委員） それでは、3点質問をいたします。

1点目は、117ページの交通安全設備設置事業ですけれども、矢巾中学校が新設になりまして、かなり土橋、間野々方面に行く通学路が夜暗くなるということで昨年は1基、カントリーエレベーターの近くに街路灯をつけていただいたわけですけれども、この大体の今までつけたところとか、それから今後つける予定があったら、そこら辺を街路灯の設置状況についてお伺いをいたします。

2点目は、矢幅駅前の、ページ数で119ページですけれども、電気料及び清掃業務委託料が、それぞれ530万円ということで両方合わせるとまず1,000万円を超えるわけですけれども、やはり節電ということも考えたり、それからきれいになればいいわけですけれども、これだけの清掃をかける必要があるのかどうか、そこら辺の評価をいただきたいと思っております。

それで、もう一点は、最後は同じその上段のほうの河川の中州除去、河川の改修のほうの中州除去の委託料でございます。あるいは、雑物除去の委託料でございますけれども、今回の大雨によりまして、中州除去、雑物除去が大変重要であるということを私も認識をいたしました。それで、今回取ったところが今回は大雨でどのような被害を免れたのか、それらについてお願いをいたします。

○委員長（廣田光男委員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） それでは、一応3点ございましたけれども、1点目の交通安全施設の関係で街路灯関係でございますが、24年度につきましては、8カ所ほどつけております。白沢地内と下赤林地内と、あとは先ほどお話がありましたカントリーエレベーターのところという形でございます。今年度につきましても交通安全として照明として白沢の一部あとは通学路でどうしても暗いところという形で現地を見ながら、やはり昨年度と同じくらい設置できればなという形でただいまのところ考えているところでございます。

2点目の東西自由通路の電気料金と清掃関係でございますが、やはり清掃関係につきましては、1日当たり4人、午前3人の午後1人で自由通路等清掃している状況でございます。やはりかなりの方々が来ておりますので、この人数で自由通路、多目的ホール、インフォメーション等掃除ということになりますと、トイレからですけれども、やはり適正に掃除なされているのではないかというふうに思っているところでございます。

それと、電気料につきましては、電気につきましては、結局ある程度のところ、照明関係、省エネ関係の照明等もつけたりいろいろ努力しているところですが、やはり経費的には常時かなり暗いところがありまして、階段等のところはつけておるという状況でございますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

あと河川の中州の関係でございますが、昨年度逆堰とか、中州除去したわけでございますが、ここにつきましては、今回は土砂が大幅に上がるというような状況はなかった状況でございます。ですから、今後ともある程度中州除去というのは、額が少ないですけれども、年次計画で必要な箇所をやっていくと、これについては今後も継続でやっていく予定でございます。

以上、お答えといたします。

○委員長（廣田光男委員） よろしゅうございますか。

（「はい」の声あり）

○委員長（廣田光男委員） ほかに質問ございますか。

(「なし」の声あり)

○委員長(廣田光男委員) 質疑の途中でございますけれども、昼食のためにここで休憩をとりたいと思います。

再開を1時10分にします。よろしく申し上げます。

午後 0時10分 休憩

—————
午後 1時10分 再開

○委員長(廣田光男委員) 再開をいたします。

先ほど川村よし子委員の質問に対し、答弁を保留しておりました件につきまして山本住民課長からの発言の申し出がありましたので、これを許します。

山本住民課長。

○住民課長(山本良司君) 川村よし子委員さんのほうの答弁に後刻ということで保留してございました私立保育園関係の職員、正職員と臨時、パート等の区分ということですが、まず北高田保育園、正職員が27名、臨時職員が13名、40名体制でございます。やば保育園、正職員が20名、臨時職員が5名で合わせて25名。それから、北川保育園、正職員が11名、臨時が10名ということで21名体制でございます。それから、不動保育園、正職員が21名、臨時職員が6名ということで27名体制でございます。徳田保育園、正職員が12名、臨時が20名ということで32名体制になってございます。

なお、煙山保育園の部分で私答弁申し上げました正職員19名、臨時職員11名、これについては、そのとおりでございますけれども、煙山保育園の部分につきましては、パート職員、いわゆる代替等々で短期間雇用でございますけれども、それとあとはシルバー人材センターのほうから3時間雇用で派遣されている方、それから冬期間暖房の入れる方、この方1名等を含めましてパート関係8名、こちら抜けてございましたので、先ほどの30名体制に今言いましたパート、時間からすれば3時間から5時間雇用の部分の方々、または期間雇用、冬場限定という形になりますけれども、8名ということで38名体制ということになりますので、お答えといたします。

○委員長(廣田光男委員) それでは、進めます。

第9款消防費。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(廣田光男委員) それでは、進めます。

10款教育費。質疑ございませんか。

藤原由巳委員。

○2番（藤原由巳委員） それでは、資料152ページになりますけれども、教育費の学校給食の関係でご質問します。平成24年度の決算書を見ますと、前年度、23年度対比でマイナスの約670万円と、非常に前の年の大震災を踏まえた中の放射能対策等々があった中で厳しい環境下においてこのように頑張っただけで前年対比減額で決算ができたということは、非常にその関係する方々にご苦労さまでしたというところでございます。

その中で農産物が、町内産が前年比6.5ポイント増の56.6%で、県内産と合わせますと69.3%、農産物約7割程度が地場産品を供給していただいているというふうなことで、これを見ましても、全国でもまれに見るような数値ではないかなというふうなことで、これも評価したいというふうに思います。

そういった中ではございますけれども、今年度になりまして非常に野菜が、この異常気象等々も含めまして高騰してきてございます。それと、春以来の円安等々もあります。そういったことで諸原料、諸材料が非常に値上がりしてきてございます。そういったことを踏まえて、この原材料費の負担が大きくなってきているのではないかなと想定するわけですが、それが現在生徒の給食費に影響を与えておらないかどうかをお伺いしたいと思います。

以上です。

○委員長（廣田光男委員） 吉田学務課長。

○学務課長（吉田 孝君） ただいまの藤原由巳委員さんのご質問にお答えをいたします。

野菜等の高騰あるいは円安等で児童生徒の給食費に影響がないかということでございますが、給食費につきましては、年度当初、さまざまな業者さん、シンセラさんが中心になりますけれども、JAさんのほうと協議しながら材料の供給等話し合っております。値段等につきましても、まず今までどおりの給食費の中で何とかやっというふうなことで取り決めましてやっておりますが、確かに野菜等の高騰等で厳しいところはございますが、今のところはまだその予算の給食費の範囲内で何とかやれる状態にはなっております。

なお、そのとおりにやっておりますが、その範囲内ということになりますので、若干料理の内容等々は工夫しながら味は落とさないような形で続けているところでございますので、どうぞご理解のほどよろしく申し上げます。

以上、お答えをいたします。

○委員長（廣田光男委員） 藤原由巳委員。

○2番（藤原由巳委員） ありがとうございます。非常に厳しい中だとは思いますが、ひとつ頑張って、何とか年度内当初計画どおりやっていただくようお願いしたいというふうに思います。

それで、せっかくの機会ですので、ここで一言共同調理場、非常に頑張っておられますことに対して一例を申し上げてお礼を申し上げたいというふうに思います。今まで災害絡みの中でいろいろお話が出ておる中で、多分共同調理場の話が出なかったように私聞いてございますが、このことにつきましては、8月9日に被災したわけでございますが、翌10日の夕方の本部会議におきまして、本部長であります川村町長のほうから翌日曜日の昼食、調理場で何とかできないかという指示があったわけでございまして、それに対しまして教育長以下、関係する職員が即座に決断、実行という形の中で対応していただきまして、翌日の昼食、約300食と聞いてございましたが、それを全て供給されたと、こういうことで、避難されておった方あるいは復旧作業、消毒作業に従事していた方々、翌11日も非常に猛暑の中ではございましたけれども、非常に感謝の声が聞こえました。

そして、余談にはなりますが、翌週の日曜日におきましても、これは婦人防火クラブというボランティア組織でございますけれども、この方々もおにぎり100食ほどをボランティアの方々に供給ができたというふうなことから、これもやはり調理場の速やかな動きがあったればこそというふうに現場にいた一人として感謝を申し上げたい。改めて御礼を申し上げます。ひとつ今後とも災害時には、やはり一番大きな食料の供給源になろうと、こういうふうに思いますので、ひとつ常にその体制を講じておいていただきますようお願いを申し上げまして終わります。

○委員長（廣田光男委員） ほかに質問ございますか。

川村よし子委員。

○14番（川村よし子委員） 同じ共同調理場のことなのですが、今立派な評価なのであれなのですが、調理場で働いている職員、ここの中で8人になっているのですが、そのほかにも各学校に短時間のパートの職員とかもいると思うのですが、臨時とかパート、非常勤、それから運転手さんはどのような待遇なのか。運転手というか、運送委託されているのですが、どのようになっているのかお伺いします。

○委員長（廣田光男委員） 吉田学務課長。

○学務課長（吉田 孝君） ただいまの川村よし子委員さんのご質問にお答えをいたします。

臨時雇用職員でございますが、調理場で調理員というか、調理室で調理する臨時さん、それからあとは各学校に洗浄員というか、食器を洗って戻す臨時さんですが、25人おります。こちらのほうは時間、5時間ぐらいの時間雇用ということで雇っております。

それから、給食の配送業務でございますが、こちらのほうは業者に委託しております。こちらのほうは、毎日3台で6校にピストンで給食を配るということでございます。年間541台分でございます、業者は1社、三八五さんに頼んでおります。そういうことでこちらのほうにつきましては、あくまでも業者さんのほうで運転手さん等の待遇については見ていただいております。

以上、お答えといたします。

○委員長（廣田光男委員） ほかにございませんか。

小川文子委員。

○6番（小川文子委員） 私は、日ごろから矢巾町の教育に当たられている皆さんには、素晴らしい教育をしていただいているということで大変敬意を申し上げます。しかし、一方、議員になる前から私はちょっと懸念をしていたことがありまして、やはり矢巾町のシステム上の問題だと思いますけれども、小中学生の義務教育の課程の中で学校施設内のものを破損した場合に、弁償するというシステムがずっとあります。17年前に北中の中学生が自殺をした場合も学校を破損して二十数万円だか弁償しなければならないということを学校に言われて、翌日自殺したという例がございました。

今回の山崎議員の一般質問の中でも、やはり鍵を無くしたという当日のうちに、その鍵を弁償してもらわなければ困る事態が起きるかもしれないというようなことを教師の先生がおっしゃっていますけれども、それは最初から弁償という言葉が出てくるというシステム上の問題があるのではないかと思います。

私もこの問題を取り上げたことがありましたが、その当ても教育的配慮をしながらこれからも弁償という方針は続けていくという答弁でした。教育的配慮というのが欠けているのではないかと、ある意味では思います。そして、このシステム上の問題がやっぱり大きいのではないかと。子供が物を壊して、もう怒って、それで反省させると、それが普通ではないかと思えます。子供であっても物を壊したら責任が伴うということを知らなければいけないと、当時の答弁でございました。今や14歳の子が刑務所に行くような時代でございますから、確かに中学生といえどもそういう社会的責任が問われることがあるかとは思いますが、しかし、教育現場において矢巾町がこの方針をずっとこれからこのまま続けていくのかどうか。ある

意味分岐点に来ているのではないかなと思ひまして、新しく教育長になられた越先生は、中学校の現場でも詳しい方でございますので、全県的といいますか、ほかの市町村の例なんかはどうなのかということもちょっとお聞きしながら改善の方向がないのかどうか、検討していただけるものかどうか、そこら辺をお伺いをしたいと思ひます。

○委員長（廣田光男委員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまの小川委員さんのご質問にお答え申し上げます。

私は、詳しいわけではありませんので、歩いてきたところしかわかりませんが、今委員さんのほうからお話あったとおり、教育的配慮をしながらも弁償していただくところはしていただくというような考え方で対応している市町村が多いのではないのかなというふうには思っております。

ただし、その教育的配慮というのは、全く故意に壊すということがあれば別ですが、例えばの例を挙げさせていただきますれば、教室でボール等を投げるというのは、これは普通はやってはいけない行為でございます。それをボールを投げ合っていて、そのボールがガラスにぶつかって壊れたということにつきましては、やはり一定程度の負担というか、やってはいけないこと、故意とは言いませんけれども、そういうことについては、一定程度の負担は考えていただかなければならないものと私は思っております。

ただし、今大変学校のガラス1枚にしましても大変高価でございます。そういう点もいろいろ配慮しながら、いろいろな学校では半額とか、もう少し低くとかというようなお話も聞いておりますけれども、故意とか、そういう場合につきましては、考えさせていただきますけれども、やはり委員さんご指摘のとおり教育的配慮というか、人を育てるという観点で対応していかなければならないというのが原則であります。

一方で故意とか、そういうのがあった場合には、一定程度の負担は、やはりしていただかなければならないという考えを持っております。

以上、お答えといたします。

○委員長（廣田光男委員） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（廣田光男委員） それでは、前に進めます。

11款災害復旧費。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（廣田光男委員） ないようでございますので、進めます。

第12款公債費。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(廣田光男委員) それでは、進めます。

第13款諸支出金。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(廣田光男委員) それでは、進めます。

第14款予備費。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(廣田光男委員) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(廣田光男委員) 以上をもちまして一般会計決算を終わります。

引き続きまして、国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の質疑に入ります。

歳入全般の質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(廣田光男委員) 質疑なければ進めます。

歳出全般について質疑に入ります。質疑ございませんか。

昆委員。

○11番(昆 秀一委員) 国保全体、ピロリ菌に関してなのですけれども、ピロリ菌が胃などの病気の原因になるということが明らかになって、ピロリ菌の除菌治療に対して保険が適用となっているようですけれども、今後重篤化を防ぐ意味でもこういう検査、除去というのが必要になってくるのですけれども、これのPRに対してはどのように行っているのか。

○委員長(廣田光男委員) 山本住民課長。

○住民課長(山本良司君) ただいまの昆委員さんの質問にお答えいたします。

ピロリ菌に関しての保険適用のPRということで具体的には町のほうとしては、こちら保険適用の部分についてはしてございません。ただ、医療保険の適用になったということで、それぞれこれは一律、矢巾町ばかりの問題ではございませんので、今後県等の連携を図りながらとるべき措置、PRするべき措置については、対応することということで対応してまいりたいと考えてございます。

以上、お答えといたします。

○委員長(廣田光男委員) ほかに質問ございませんか。

川村よし子委員。

○14番（川村よし子委員） ページ数で29ページ、ヘルスアップ事業、それから特定健診、特定保健指導のところなのですけれども、町では特定健診、無料でやられていますけれども、その後のフォローのところはどうなっているのかお聞きします。

実は、特定健診で無料で検診を受けたのですけれども、病院受診が必要だということで1回目のときは受診したのですけれども、その後いろいろ回されて医療費がかかるということで今現在は医療機関にかかっていない状況の人がいるのですけれども、どのように考えているのかお伺いします。

そして、住民税非課税の方は、無料で何でもできるのですけれども、子宮がん検診とか無料でできるのですけれども、そのようなフォローはどのようにされているのかお伺いします。

○委員長（廣田光男委員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） 川村よし子委員のご質問にお答えをいたします。

特定健診あるいはヘルスアップ事業等々で健診を受けた後のフォローということですが、特定健診を受けた後の方々につきましては、特定健診の保健指導という形でそれぞれ指導をいたしているところでございます。

それから、健診等々で異常が発見されて再検査が必要ですよという方々については、即検査機関から通知が来ておりますので、それらをもとに個別に歩くこともありますし、郵送することもありますし、それぞれ再検査をしていただくように勧めております。

ただ、今おっしゃったとおり、再検査した後にこれは治療がかかるということになると、当然ながら医療費ということになりますので、それはそれで医療費がかかる部分においても、やはり治すべきことは治していただいたほうがそれぞれよろしいのかなというように考えております。

以上、お答えといたします。

○委員長（廣田光男委員） 川村よし子委員。

○14番（川村よし子委員） 医療費がかかるということで断念して、そのままにして、今度は健診を、翌年は健診を受けないという方も知っているのですけれども、そのようなところは把握しているのでしょうか。

それから、住民税非課税で保険料はきちんと払っている方なのですけれども、子宮がん検診を受けて、その後プラスというか、受診が必要ですよという方とかのフォローはどのようにしているのかというところもお願いします。

○委員長（廣田光男委員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） お答えをいたします。

舌足らずで大変申しわけございませんでしたが、それぞれ健診等で異常が発見された場合には、それぞれ先ほども申し上げましたが、受診の勧奨をいたしております。それでも中には、なかなか受けてもらえない方もいらっしゃいますが、受けた方については、報告が来て、受診済みということで異常があれば、それなりの処置等されるわけですが、さらに受けていない方については、さらにやはりうちの保健師等が出向きまして、受診勧奨をいたしております。

それでも受けないという方がいらっしゃるという話ですが、基本的には、やはり何度も話をしておりますが、自分の体は、自分の健康は自分で守るとというのが基本だと思います。やはり勧められなければ行かないということではなくて、やはり自分のどこかに異常があるので、そういうふうな検査でひっかかるということになっていると思いますので、それはそれを正当化しないで、やはり受診に結びつくよう議員のさんのほうからもお話をさせていただければなお助かるなど、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○委員長（廣田光男委員） 川村よし子委員。

○14番（川村よし子委員） 自分で異常だと思っても、お金がなくて受診できない方もいるということで、その要請を指摘して受診しなかった人はどのくらいいるのか把握しているのでしょうか。

○委員長（廣田光男委員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） お答えをいたします。

それぞれの健診で受診につなげられなかったという方、何%か、数%、確かにいらっしゃることはいらっしゃいます。ただ、やはり今話しているとおり次受診しない方もいますし、それでもまた次の機会に受診をしていただける方もいらっしゃいます。それぞれことしひっかかっても来年ひっかかるかといえば、来年ひっかからない方もいらっしゃいますので、それぞれの立場、立場で、やはりそれぞれ考えていかなければならないだろうと思います。

いずれ、繰り返しますが、自分の体は自分で守る、やはり異常がある部分については、早期に診ていただく。あるいは医療費がかかるということになりますと、高額医療とか、いろいろな制度もありますので、それぞれの機関にご相談していただいて、どこをどういうふうな形でやれば一番いいのかというのをそれぞれの窓口等々でお話をして相談をしていただい

ればなど、このように思います。

以上、お答えといたします。

○委員長（廣田光男委員） ほかに質問ございますか。

山崎委員。

○4番（山崎道夫委員） 医療費の関係できのうの新聞だったと思いますが、これはいわゆる2012年ですから、平成24年、去年の話なのですが、その医療費の総額が厚労省から1人当たり30万円を超えたという報道がされたわけですが、大変な医療費がどんどんかさんでいくという状況があるわけですが、要因は、やっぱり高齢者がふえているということと、それから高額医療がどんどん受診をされていくというようなことだということを書いておりましたけれども、本町における1人当たりの医療費というのはどの程度になっているものなのか、これをおわかりであればお聞きしたいと思います。

それから、ジェネリック医薬品の普及率といいますか、矢巾町はこの前の検討会でお聞きしましたが、たしか34%、数量ベースで34%で金額ベースでは12.3%だということでお聞きしました。それで、徐々に普及はされているわけですが、やっぱり今後の課題として医療費を抑えるのは、もちろん要望も、今の川村よし子委員の話もありましたが、予防のための受診は勧めていかなければならないわけですが、ジェネリック医薬品をやっぱり使用することによって医療費の抑制につながるという話もあったわけです。今日まで矢巾町もかなりいろいろ取り組みはしてきましたけれども、今後ジェネリック医薬品をどのような形でさらに進めていくのかと、その取り組みについて2点お伺いをしたいと思います。

○委員長（廣田光男委員） 山本住民課長。

○住民課長（山本良司君） 山崎委員のご質問、2点ございましたけれども、1点目でございますけれども、1人当たりの医療費、療養費ということでご質問あったわけですが、平成24年度、こちらにつきましては、34万1,287円の1人当たりの療養諸費、医療費になってございます。こちらにつきましては、前年度1人当たりでございますけれども、約3.95%、1人当たりの医療費、伸びているところでございます。

続きまして、2点目のご質問、ジェネリック医薬品のほうの普及、今後の取り組みというご質問でございましたけれども、昨年度24年度につきましては、ジェネリック医薬品の差額通知といいまして、こちら119名の方を対象に差額通知を発送いたしまして、いわゆるかかっているもの、差額の部分という形で周知した実態が24年度1回ございます。したがって、24年度は1回でございましたけれども、25年度以降につきましては、こちらジェネリック医薬品の

差額通知、今のところ予算的には3回、25年度は見てございます。これにつきましては、国保連との連携、当然必要になってまいりますので、ここら辺を図りながらいわゆる被保険者に対しますジェネリックの関係の状況等々につきまして周知、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○委員長（廣田光男委員） 山崎委員。

○4番（山崎道夫委員） このジェネリック医薬品のいわゆる目標、使用といたしますか、それは国もたしかあるわけですが、欧米ではもう70%もいつているわけです。それで、矢巾町の目標というのは、目標値どのぐらいにしているのかお聞きをしたいと思います。

○委員長（廣田光男委員） 山本住民課長。

○住民課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

矢巾町の目標はということですが、矢巾町の部分につきましては、特に目標というものは持ってございませんけれども、今現在の状況、先ほど委員さんお説のとおり件数で34%ベース、金額ベースで12.3%のベースというふうな形の中の状況を捉えまして、幾らかでも医療費軽減につながるような形で取り組んでいきたいというように考えてございますので、基本的には国で持ってございます目標に少しでも近づく方法、施策を進めながら取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えいたします。

○委員長（廣田光男委員） そのほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（廣田光男委員） それでは、これで国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の質疑を終わります。

引き続き、介護保険事業特別会計歳入歳出決算の質疑に入ります。

歳入全般の質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（廣田光男委員） 進めます。歳出全般の質疑に入ります。質疑ございませんか。

昆委員。

○11番（昆 秀一委員） 居宅サービス地域密着型サービスに関して、延べ利用者回数が短期入所療養介護の利用回数が前年比331.7%ということで検討会においては、理由を尋ねると、自然増だということがあったのですけれども、3倍増で自然増というのは、なかなかわから

ないのですけれども、その予定、予想の立て方とか、そういうものはどういふふうになっているのかお伺いします。

あと一点、47ページのプリンター購入費というのが131万400円というのがあるのですけれども、これはどのようなプリンターで、リースにはならなかったものなのか伺います。

○委員長（廣田光男委員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） 昆委員のご質問にお答えをいたします。

地域密着型サービスでございますが、目標というか、立て方ということですが、基本的には1つ地域密着型にかかわらず予算は前年度の動向、それから新たな介護保険の対象となり得る動向等々を勘案しながら一応は1つの流れというのを見定めて予算等々決めるわけですが、それでもやはり12カ月の途中で、やはり予想をはるかに超える部分も出てきたりしますので、それぞれ補正予算等々を組みながら、それぞれの介護サービスに対する支払いが遅滞なくできるようにということでやっておるつもりでございます。

中には、対前年度に対しまして、非常に大きな数値が出てくる場合もございます。それにつきましては、例えば今まで要支援だった方々が思ったよりも要介護に移る方があったりした場合には、一気に額等上がる場合がございますので、それらを勘案してやっておるところでございます。

それから、2点目のプリンター購入費ですが、その上にありますが、介護保険サーバー購入費というのがございます。これは、介護保険の制度上、認定審査等々を行う機械があるわけですが、それらとドッキングしているといいますか、関連しているといいますか、それらのもので購入しているということでございますので、プリンターをそれこそ借りるというよりも、この場合については、購入したほうが効率あるいはいろいろ都合上よいということで購入をさせていただいているところでございます。

以上、お答えといたします。

○委員長（廣田光男委員） ほかに質問ございませんか。

小川委員。

○6番（小川文子委員） やまゆりハウスが現在使えないわけですが、やまゆりハウスで介護事業をしていた分については、今後どうするのかお聞きをしたいと思います。

○委員長（廣田光男委員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） 小川委員のご質問にお答えをいたします。

やまゆりハウスで行ってございました介護予防、これは先ほども申し上げましたが、老人ク

ラブの事業と連携しながら、午前中の部分で介護予防事業をさせていただいております。ですが、その老人クラブさんがやまゆりハウスといいますか、保養センターに行くというのは、もう一つ違う目的もあって、いらしている部分にうちの事業とタイアップをさせていただいているという経過がございます。

それで、それではどこでということになりますと、なかなか地元の公民館で介護予防だけというのなかなか集まりにくい部分がございますので、今後保養センター等々、新たに開園といいますか、営業できるような状態になったら、また引き続きやりたいなど、このように考えております。

以上、お答えいたします。

○委員長（廣田光男委員） ほかに質問ございませんか。

川村よし子委員。

○14番（川村よし子委員） ページ数でちょっとあれですけども、高額療養費のところなのですけども、何人ぐらい使っているのか。ここを見ると増になっているのですけれども、どのくらいぐらいの方が高額を使っているのかお伺いします。

そして、要支援1、2、程度でどのくらいの方々が高額になっているのかお伺いします。

○委員長（廣田光男委員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） 川村よし子委員のご質問にお答えをいたします。

高額介護サービス費、前年度7.32%増ということになっておりますが、人数ということでは把握しておりませんので、ご承知おき願いたいと思います。件数にしまして2,466件という数字であります。これは、1人の方が極端な話12回ということにもなる可能性もありますので、それぞれうちのほうで今のところ件数状態で把握をしているということですので、ご理解を願いたいと思います。

それから、その方々が要支援とか、要支援1、2とかという話になりますが、高額介護サービス費という、基本的には高額介護ですので、要支援の方々、多い方というのは、比較的介護度の高い方々がサービスの量を結局は入れているわけですので、ですので極端な話、基本的には3以上の方々が高額介護サービス費ということで対象になっている方が多いと、このように考えております。

以上、お答えいたします。

○委員長（廣田光男委員） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（廣田光男委員） なければ、進めます。

これで介護保険事業特別会計歳入歳出決算を終わります。

引き続き、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の質疑に入ります。

歳入全般の質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（廣田光男委員） なければ、前に進めます。

歳出全般の質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（廣田光男委員） これで後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を終わります。

引き続き、下水道事業特別会計歳入歳出決算の質疑に入ります。

歳入全般の質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（廣田光男委員） なければ、進めます。

歳出全般の質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（廣田光男委員） それでは、これで下水道事業特別会計歳入歳出決算を終わります。

引き続き、農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の質疑に入ります。

歳入全般の質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（廣田光男委員） 進めます。

歳出全般の質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（廣田光男委員） これで農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を終わります。

引き続き、矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の質疑に入ります。

歳入全般の質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（廣田光男委員） 進めます。

歳出全般の質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（廣田光男委員） それでは、これで矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出

決算を終わります。

引き続き、水道事業会計決算の質疑に入りますが、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出を一括して質疑したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(廣田光男委員) ご異議がないようでございますので、そのように進めてまいります。質疑ございませんか。

山崎委員。

○4番(山崎道夫委員) 検討会だったと思いますが、給水人口が今2万5,345人、96.94%という数字が出されましたが、今中村地区が整備事業といいますか、開発事業に今入っていませんし、それから藤沢地区も順次入ってくるわけですが、人口増が見込まれているわけですが、毎年のようにこれは誰かが、私以外でも聞いておりましたけれども、給水の能力、十分にあるというお話でございます。医大が来ても大丈夫だという話でずっときたわけですが、また西部地区に井戸も1本試掘をしているということもお聞きをしておりますけれども、給水の余力というのは、今現在どの程度のものなのでしょうか。

それから、今度の災害で24年度決算にはちょっと関係ない部分ですが、かなり給水管の破損等がございましたけれども、今後完全復旧を目指して今盛ん計画して進めている、工事も進めているだろうというふうに思いますが、完全に復旧する体制はいつころをめどにしているのかお聞きをしたいというふうに思います。

○委員長(廣田光男委員) 藤原上下水道課長。

○上下水道課長(藤原道明君) ただいまのご質問にお答えします。

余力がどの程度あるかという点につきまして、矢巾町東側と西側、大きくいいますと、2つに給水区域が分かれておりますが、東西を合わせました全体としては、70%ほど稼働しているという状況でございますので、30%は余力があるというふうにお答えしたいと思います。

ただ、東西合わせてでございますので、医大の部分は東部のエリアになっておりますので、東部のエリアということだけで考えますと、余力がほとんどない状況になってまいりますので、以前も答弁した記憶がございますが、東西のバランスを調整して全体で最適化を図っていく考え方で現在準備を進めております。

続きまして、今回の災害での復旧で完全に復旧できるのはいつごろかというめどのお話でございますが、現在災害査定に向けての準備を進めておるところでございますが、基本的には主要なところは今年度で完全復旧をする予定をしてございますが、一部特に西部の温泉の

ところにあります高区配水塔というところがございますが、そちらのほう今回の災害の関係で配水塔自体が破損といいますよりは、後背地の土砂崩れ等の危険性のこともあり、なお単純にそのまま復旧するという方法ではない形での復旧も検討する必要があるということで、そちらのほうはもう少々復旧には時間がかかるものと考えてございます。

一般的に災害復旧につきましては、3年間の間に復旧するというのが1つのめどでございますので、今年度できないとしても来年度には完全復旧という形にしたいというふうに現在見込んでございます。

以上、お答えといたします。

○委員長（廣田光男委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○委員長（廣田光男委員） ほかに質問ございませんか。

川村よし子委員。

○14番（川村よし子委員） ページ数で26ページの（3）の投資明細書の件なのですが、ちょっと理由を聞きたいのですが、定期預金、年度当初現在高は3,074万円、当年度増加額はゼロ、当年度減少額もゼロになっていて、投資有価証券のところは2億9,000万円くらい、そして当年度増加額2億幾らとなって、減少も2億円、これプラスマイナスでということなぜこういうふうに増額して減少させたのか、ちょっとそこら辺のところはわからないのですが、教えてください。

○委員長（廣田光男委員） 藤原上下水道課長。

○上下水道課長（藤原道明君） 投資有価証券の部分の増減に関するご質問ですが、こちら投資有価証券でございますけれども、これは24年度中により有利なものへ買いかえたということがこのような収支の形になってございます。同額でより有利な条件なものに買いかえたということでございます。

以上、お答えといたします。

○委員長（廣田光男委員） 川村よし子委員。

○14番（川村よし子委員） 関連で。ということは、どこにその有利なものがあらわれているのか教えてください。

○委員長（廣田光男委員） 藤原上下水道課長。

○上下水道課長（藤原道明君） 投資有価証券の有利さというのは、端的に言いますと、利息収入がふえるという形であったり、もしくは流動性が高まる、要するにいざというときに現

金化しやすいというふうな形にする。もしくは、さらに逆に長期にして金利的な有利さをふやすというふうないろんな考え方がございますが、こちらの場合、どこかにそれがあらわれているのかというお話ですけれども、少額な影響しか出ておりませんが、収入のほうの利息収入のほうに影響は多少あらわれているはずでございます。

以上、お答えといたします。

○委員長（廣田光男委員） ほかに質問ございますか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（廣田光男委員） それでは、これで水道事業会計決算を終わります。

本日の質疑はここまでといたします。

○委員長（廣田光男委員） 本日はこれをもって決算審査特別委員会を散会します。

なお、明日は総括質疑を行います。皆様のお手元に決算の審査報告書に添える意見書の用紙を配付しましたので、明日の決算審査特別委員会が終わりましたならば、当職の手元に提出くださるようお願いをいたします。

明日は午前10時に開会いたしますので、本議場にご参集くださるよう口頭をもって通知します。ご苦労さまでございました。

午後 1時56分 散会

決算審査特別委員会議事日程（第4号）

平成25年9月13日（金）午前10時開議

議事日程（第4号）

第1 総括質疑

第2 審査報告書の作成について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席委員（17名）

1番	齊藤正範	委員	2番	藤原由巳	委員
3番	村松信一	委員	4番	山崎道夫	委員
5番	川村農夫	委員	6番	小川文子	委員
7番	谷上哲	委員	8番	廣田光男	委員
9番	秋篠忠夫	委員	10番	芦生健勝	委員
11番	昆秀一	委員	12番	村松輝夫	委員
13番	藤原梅昭	委員	14番	川村よし子	委員
15番	米倉清志	委員	16番	高橋七郎	委員
17番	長谷川和男	委員			

議長 藤原義一 議員

欠席委員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	川村光朗	君	副町長	女鹿春夫	君
総務課長	星川範男	君	企画財政課長	秋篠孝一	君

税務課長
兼会計管理者 中村 滋 君

住民課長 山本 良司 君

道路都市課長 藤原 由徳 君

商工観光課長 佐藤 武 君

教育委員長 松尾 光則 君

学務課長 吉田 孝 君

代表監査委員 立花 純幸 君

生きがい推進
課長 川村 勝弘 君

農林課長
兼農業委員会
事務局局長 高橋 和代志 君

区画整理課長 細川 賢一 君

上下水道課長 藤原 道明 君

教 育 長 越 秀敏 君

社会教育課長 立花 常喜 君

農業委員会
会 長 高橋 義幸 君

職務のために出席した職員

議会事務局長 菊池 清美 君

主 事 根澤 のぞみ 君

係 長 吉田 徹 君

午前10時00分 開議

- 委員長（廣田光男委員） 会議に入ります前に当職から申し上げたいことがございます。本日も上着を脱ぐことを許します。また、川村町長ほか参与の方々についても同様に願います。
- 本日も皆さんにお諮りします。本委員会の傍聴希望者には、委員会条例第17条第1項の規定により、傍聴の許可をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（廣田光男委員） ご異議ないようでありますので、許可することに決定いたします。
- ただいまから本日の決算審査特別委員会を開会します。
- ただいまの出席委員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

日程第1 総括質疑

- 委員長（廣田光男委員） 直ちに本日の会議に入ります。
- 日程第1、総括質疑。
- 昨日は、水道事業会計決算までの全会計について全体質疑を終了しておりますので、改めて各議案についての総括質疑を行います。
- それでは、平成24年度矢巾町一般会計歳入歳出決算の総括質疑を受けます。質疑ございませんか。
- 藤原由巳委員。
- 2番（藤原由巳委員） それでは、関係する決算資料からいきますと、12款、20ページ、21ページになりますけれども、教育使用料に関連してお伺いをいたします。
- きのうも同僚議員からの質問があったわけでございますけれども、ここの中で使用料で多分処理されていると思っておるわけでございますが、旧矢巾中学校のグラウンドの関係でございますけれども、過日の検討会におきましてグラウンドの利用が58件ありましたと。それで、有料、減免合わせて10万7,000円の歳入がありましたと。そして、さらに夜間照明については、84件の利用があつて、延べ159時間、1,626人が利用したということでありました。このことを踏まえまして、グラウンドの今後の利活用対策とあわせまして、校舎の部分の跡地対応についてご質問をさせていただきます。
- まず1点目でございますが、昨年9月議会におきましてグラウンド関連条例が否決とな

ったわけでございますけれども、その後現在の矢巾中学校の跡地グラウンドの位置づけと利用者からの利用料の徴収等において問題はなかったのか、まず1点目お伺いします。

2点目でございますが、先ほど申し上げましたように、利用者も相当ふえてきておる状況の中で、8月にはラジオ体操ということで相当多くの人が集まって、この行事が行われたと。こういう中で、いつまでもグラウンドの名称を旧矢巾中学校グラウンドでよろしいのかどうか。やはり町の中心部にもありますし、駐車場も大変多く確保できるという中で、新たな名称等は考えておるのかどうか。

あわせて先ほど触れましたが、グラウンド関連の条例を早目に制定すべきというふうに思うわけでございますが、これらの考えについて2点目としてお伺いします。

3点目でございますけれども、先般の一般質問におきましても、同僚議員からの質問もありまして、それぞれ町長さん以下の答弁があったわけでございますけれども、その中でこのグラウンドの近隣住民が先日岩手日報の声の欄に記載した「明るい声、響くグラウンドに」というところを私も読みました。改めまして、この地は、かつて矢巾村合併時に先人が選定しました教育の中核の地と、こういうことでその後旧矢巾中学校は、50年の歴史を残しまして移転したわけでございますが、そのときの精神を受け継ぎつつ、今後も若者が集い、以前のようなぎわいが戻り、明るい声が終日響くための跡地利用が望まれるというふうに思うわけでございます。

そういう観点から、校舎部分につきましては、グラウンドの夜間照明の影響を受けない教育施設、いわゆる昼間人が集うような施設ということから、この教育施設としての利用が望ましいのではないかなというふうに考えるものでございます。そういった中で、今現在学校法人側から専門学校云々の計画が提案されてきているわけでございまして、これらを我々まだ中身を十分理解しておらない部分がたくさんございます。ぜひこれを早目に、この計画概要等を私らのほうにも説明をいただく機会を設けていただけないものかと、この3点についてお伺いをいたします。

以上です。

○委員長（廣田光男委員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） それでは、ただいま3点についてご質問を賜ったわけでございますが、私からは総称してお答え申し上げまして、あとは担当課長のほうから具体的に1点、2点、3点につきましてお答えを申し上げたいと思います。

まず今いろいろとお話をいただいたわけでございますが、今般の一般質問でもお答えいた

したとおりでございます。この旧矢巾中学校跡地の利用につきましては、従前からそれぞれご説明申し上げておりますように教育施設として活用したいと、これは今も考えは変わっておりません。したがって、その跡地の利用につきましては、これもお話ししておりますこの学校法人の龍澤学館、それぞれ専門学校の申し出があったわけでございます。これを是として受けたいというように思っております。

したがって、今後はでございますが、ぜひ今ご質問あったとおり、でき得るならば、議会のほうで龍澤学館からその矢巾に進出したい専門学校の思いをぜひ皆さんにお届けしたい。私がお聞きしまして、そして委員の皆さんにご説明申し上げるよりもじかにお聞きしたほうがその熱意が伝わるのではないかなというようにも思っておるわけでございますので、ぜひそういう機会をつくっていただければありがたいというように思っておるところでございます。

いずれ私といたしましては、議会の大半のご理解をいただきながら進めてまいりたい、これも変わりございません。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上、お答えといたします。

○委員長（廣田光男委員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） 私のほうからもお答えを申し上げますが、龍澤学館あるいは旧中学校の跡地問題につきましては、企画財政課のほうで担当しながらまいっておりますので、お答えをさせていただきますが、まず1点目のグラウンドのこれまでの使い方について問題はなかったかということでございますが、基本的には特に大きなトラブルはなかったのですが、形状といたしましては、今の矢巾中学校の附属施設というふうな形で捉えて貸し出し等してきている状況にあります。状況といたしましては、本来であれば、グラウンドとしての位置づけをしてすかついた形での貸し出しができるのであれば、一番望ましい形であるものと考えているところであります。

2点目の条例化をやってはということでございますけれども、今1点目でお話ししたとおりでございますけれども、町といたしましては、グラウンドにつきましては、もともとそういった社会教育施設の位置づけとしてやっていきたいということでちょうど1年前にそういった条例化についてご提案を申し上げましたが、その時点では、まだ旧跡地を一体的に議論していかなければならないのだということでその際には、否決という形になりましたので、議員の方々のご理解をいただきながら進めていきたいという形で現在町といたしましては、そういった正式な社会教育施設としての位置づけをしたいという考えではございますが、そう

いった理解も深めながら進んでいきたいというふうなことで進んでいる状況にあるということでご理解をいただきたいと思います。

それから、3点目につきましては、学館の内容についてということですが、ただいま町長からもご答弁がありましたとおり、できればそういった直接学館のほうからお聞きをしていただければ、もっと詳しく内容が聞けるのではないかとということで捉えております。私どもも若干そういった担当者同士でも一応情報交換等はしたりしておりますが、その際には、議会のほうからそういった要望があったときには、ぜひ説明等に出してほしいということでお話はしている経緯がございますので、その辺のところでご理解をいただきたいと思ます。

以上、お答えといたします。

(何事か声あり)

○委員長（廣田光男委員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） 去年条例提案いたしました際に、グラウンドの名称まで含めて提案した経緯がございますので、旧跡地という、グラウンドというような名称ではなく、そういった形で、もしそういったことで進めるのであれば、正式にグラウンドの名称等も示しながらご提案をしていければなということ考えております。

以上、お答えといたします。

○委員長（廣田光男委員） 藤原由巳委員。

○2番（藤原由巳委員） 答弁、ありがとうございました。

いずれ私ども議会の中でもいろいろ議論をされてきてはございますが、若干ここにきて足踏み状態という感も否めない部分がございますので、今あえて質問をさせていただいたところがございます。という答弁の中から、もうこれもずっと一貫して同じなわけでございますけれども、今回の学校法人側の申し出につきましては、春以来、さまざま一般質問等でもあったわけでございますが、私らから見ますと、一つの企業誘致という観点で捉えてもやぶさかではないのかなというふうな気がいたしております。

試算によりますと、経済効果3億円以上というふうな試算もあるようでございます。ぜひともこれは進めるべきというふうに思っております。その中で、我々議会側としましても、いろいろアンケートをとるべきとの意見等もございます。そういったことも踏まえながら1年間、いろいろ住民の中からもいろんなご意見を聞く機会が多くありました。1年前と、この1年後の今では、相当状況も変わってきているように私個人的には感じておるところでござ

ざいます。

いずれそういった形の中で議員側としましても、先般の一般質問では、やはり我々は議員は、住民の代表であるというふうな質問の内容もありました。そういったこともございますし、きのうもこの関係に関連しての質問もありました。いずれそういったことを含めた中で、やはり非常に今回の大災害を受けまして、町の財政も非常に大変な時代に入ってきておるわけでございますので、自己資金で何とかというふうな意見もいろいろ出てはございますけれども、やはりここは災害の復旧、復興を第一といたしまして、学館側の状況を聞きながら精査に精査を重ねまして、でき得れば前に進むべきという意見を申し上げまして終わります。

ありがとうございました。

○委員長（廣田光男委員） ほかにございませんか。

小川委員。

○6番（小川文子委員） 私は、全般にかかわることでございますけれども、矢巾町のまちづくりという観点から質問したいと思えます。今般の大雨で駅周辺の方たちが大変な被害をこうむったわけですが、町民の方にお話を聞きますと、区画整理をして安心、安全なまちをつくるということで自分たちは協力してきたと。移ったばかりにこの大水害ということで、大変憤慨もしておりましたし、落胆もしておりました。確かに道路は広くなったし、快適な空間にはなった。しかし、治水が全く抜けていたのではないかという指摘も受けました。

昔から岩崎川は、天井川ということで川のほうが住宅地より高いという、そういうことは昔からございまして、これは確かにまちづくりをする上では、こういう天井川が町の中心を流れているということは、そこに町をつくる場合には、川の改修がまず前提でありますし、川の改修が進まないのであれば、かさ上げをするなどして、それなりの対応をしてからのまちづくりは必要だったのではないか。これは、検証として出てくることだと思えます。しかしながら、今も区画整理が、西はほとんどもう終わりかけていて、駅前が今30%ぐらいのところですので、今さら西側を区画整理し直してかさ上げをするというようなことは不可能なことだと思えます。

それで、駅前のほうについては、まだ今からやることでございますので、一部上堰のルート変更ということもございましたけれども、そういうふうな可能な限りのかさ上げあるいはルート変更、そういうことを見直す時期にきているのではないかということをお伺いします。

2点目としまして、岩崎川の改修を県に強く要望するということが前提でございますが、

これは県の予算なり、国の予算で決まってしまうことで矢巾町がどうしようもすることではないと思います。しかし、町民にとっては、1級河川は、これは岩崎川は県の管轄でということがいわゆる今回の浸水のいつもの理由にはなり得ないと思います。今回は、本当にゲリラ豪雨ということで初めてのことであり、誰もが予想できなかったということがあるかと思うので、これを教訓にして同じことを再び繰り返さないということが重要なわけなのですが、今県の判断を待って、県の改修を待ってというのでは間に合わないという状況にあると思います。そこで私は、一つには、今回の被害が大きかった原因としまして、下海老沼橋で越流が始まろうとしていたと、そういうことで越流を回避するために煙山ダムの放水を中止したと。そして、その後に煙山ダムがあふれて越流を開始したということがございます。

そこで、その下海老沼橋がもう橋げたすれすれまで水が来るような状態になったときに、どういう手を打つべきかということで、一つはダムを越流させないということが一番大きいことだと思いますけれども、と同時に海老沼橋の対応が喫緊の課題だと思います。それで、団地にはそれぞれ調整池というのがありまして、ご存じのように不來方高校の調整池も今回はもう満杯になって、道路にあふれました。トコタウンにも調整池がございます。今回花やはばの調整池は、随分余裕がありました。町をつくる上で、この調整池の果たす役割というのがすごく大きいのではないかと思います。

それで、海老沼橋の北側の田んぼを町として調整池として確保して、そこに水害の場合には、ゲートをつくって、すぐ水を流すというような調整池の考えが必要なのではないかと思いますが、この2点について伺います。

もう一つは、かさ上げのことも含めて見直し、区画整理内の見直しの部分、2点です。

○委員長（廣田光男委員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

まずは、今回の大雨被害によりまして区画整理事業を実施している施工地あるいは岩崎川の改修の問題、ご質問があったわけでございますが、まずはいろいろ公共事業につきましては、いろいろ今までも議論されてきたわけでございます。特に小川委員からもそうしたいろいろ公共事業のあり方についてもご質問を賜ってきたわけでございますが、いずれにいたしましても、今回不幸にも駅西、駅前、両地区とも土地区画整理事業の施工中だったということでございまして、確かにそうした排水の面につきましても中途半端な状況にもあったわけでございます。

そしてまた、岩崎川につきましても、平成4年に事業採択を受けてから、今までずっと改

修工事を進めてきておるわけですが、ご案内のような状況で、なかなか進度が速まらないといったような状況にもなっておりまして、今回の災害も岩崎川がもう少し改修の進度がスピード感をもってすれば、幾らかは防げたのではないかなというようにも大変残念に思っておるわけですが、また逆に言えば、町長の力不足でなかなか進まなかったのではないかなというようにも一部反省もしておるわけですが。

いずれにいたしましても、岩崎川、いろいろ水田を調整池にしてはどうかといったようなご提言もございました。これは、参考にさせていただきたいというように思いますし、即先般も県への意見交換会の機会がありまして、そのときも強く要望を申し上げたわけですが、今まで岩崎川、事業決定しておるのは、東北本線まででございます。しかしながら、3年前からこの延長、いわゆる今回被害を受けました岩崎川橋の少し下流でございますけれども、そこまでの延長が県のほうでもほぼ認められておりまして、そこまでのお話をしてもらったわけですが、今回あのような水害ということでございまして、そこをちょっとまた延長いたしまして、県道の盛岡石鳥谷線まで東北本線から1.5キロになりますけれども、そこまで要望をいたしてまいりましたし、今度17日、18日も国交省のほうに行ってまいりすけれども、その際も強く県道までの改修のお願いをしてまいりたいというように思っておるところでございます。

以上、私からは大枠につきましてお答え申し上げまして、あとは担当の課長のほうからお答え申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○委員長（廣田光男委員） 細川区画整理課長。

○区画整理課長（細川賢一君） まず駅周辺の区画整理事業の関係でございますが、確かに今回の大雨で水路、工事途中であったための原因もあります。したがって、一般質問でも答弁いたしましたとおり、この事業を計画どおり進捗を早めながら施行することで、それは少しは解決にはなるはずでございます。そういう気持ちで今後もこの事業に全力を尽くしてまいりたいと。

そして、特にも駅前のほうは、ちょうど工事中間年でございますので、この今現在の施工の設計で対応できるかということを一たびやぱりチェックをするべき点もあると思いますので、チェックをした結果、大丈夫だということもあるかもしれませんし、この点が不足しているのかなという点も見えてくるかもしれませんので、この辺は十二分にいま一度チェックをさせていただきたいと、このように思っております。

区画整理事業の関係は以上でございます。

○委員長（廣田光男委員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） 1点目の岩崎川は天井川であるためにかさ上げ関係とか見直しという形でございますが、JRより東側については、もう既に暫定断面で一部やっております、今度本格的に河道のほう、掘削等、中にまだ旧堤防がございますので、それらも掘削いたしますと、ある程度の正規断面等になり、洪水関係については、東側について十分間に合うのではないかとということで、かさ上げというよりも河道を掘削するという形になりますので、天井川ではないような体制をとるという今現在の計画でございますので、かさ上げより河道を掘削するという方向で今県のほうでもやっておられるようですので、その点については、ご理解のほどよろしく願いいたします。

あと調整池等につきましては、先ほど町長が答弁したとおりでございますので、よろしく願いいたします。

以上、お答えといたします。

○委員長（廣田光男委員） ほかに質問ございませんか。

村松信一委員。

○3番（村松信一委員） 委員長、私何問まで質問許されますか。

○委員長（廣田光男委員） まとめて3点ひとくくりということで2回まで、ルールを申し述べましたので、そのルールでお願いします。

○3番（村松信一委員） はい、わかりました。

それでは、まず1点目の質問をさせていただきます。農地、水環境保全事業についてであります。このたびの8月9日の県央豪雨被害の説明会が8月12日、午後4時から行われたわけではありますが、そのときに私がちょっと質問をしました。圃場のり面、農道のり面などの破損分について災害復旧対応として修復するのか、また環境事業に取り組んでいる組織においては、この事業で対応するのか、どちらでの対応が望ましいかという質問をしております。そのときの答弁は、災害復旧対応での修復が望ましいと、これご答弁いただきました。それで、その4日くらいたちましてから、農林課長の文書が届きました。農地、水保全管理支払交付金を活用した大雨被害の緊急措置対応についてということでの文書をいただいております、このたびの豪雨による復旧については、農地、水環境事業での対応が可能とのことでありました。

それで、お伺いしたいのは、災害復旧対応と農地、水環境保全事業とで対応する場合、これどちらも混在してあります。それで、金額的なものをちょっとお伺いしたいと思います

が、農地、水で対応可能というのは、大体どのくらいの金額を目安にして現地で対応すればいいのか。それ以上のものは災害復旧になると思いますけれども、この辺のところをお伺いしたいと思います。これが1点であります。

それから、2点目であります。平成24年3月の議会におきまして、私地域防災のあり方について一般質問をしております。内容は、東日本大震災を教訓に防災意識の周知徹底、避難場所の役割、それから災害情報伝達、そのほかについて質問しております。このときのご答弁は、矢巾町生涯学習推進本部が実施、出前講座で矢巾町緑の会においても、「もしものためのために」と題して防災研修会を開催しております。自主防災組織の役割、防災マップ、応急手当、AED取り扱い等、自治会で研修会を開催している。矢巾町防災計画については、現在岩手県防災計画がこのたびの東日本大震災を踏まえた見直しを行っているところであり、この見直しを踏まえ、当町の計画を再度見直す予定としておりますというご答弁がございました。

それで、平成24年3月の質問でありましたので、1年間の間に見直すということ、再度見直すということでご答弁いただいておりますけれども、この1年間で防災計画を見直した内容は、どのようなものかお伺いいたします。

それから、8月9日の豪雨につきまして質問させていただきます。昨日藤原梅昭委員が新川のしゅんせつにつきまして質問がありましたので、重複するところもあると思いますが、このたびの豪雨では、もう新川は、越流まで約8センチぐらいのところまででおさまりました。それで、花やはばを初めとする近郊の住宅団地の被害は免れたわけでありまして。南矢幅の地域懇談会でも新川のしゅんせつについては、報告書で要望がされておりました。このとおりこのたびの豪雨ではしゅんせつの効果が出たと思っております。

それで、平成19年9月17日には、今回の豪雨より少なかったわけですが、越流まで約10センチぐらいのところまで終わったわけですが、今回の8月9日より雨は少なかったわけですが、でも10センチぐらいのところまでおさまりました。そこで、平成19年に白沢地内で担当しているところが新川で約200メートルぐらいございます。その平成19年9月17日以降に、私が道路都市課に出向きまして、しゅんせつについてお願いをしました。ところが、予算もいろいろあるということで1年間待ちましたけれども、無理であるという回答でございました。そこで、農林課の、今こちらにおります立花課長が担当でありましたときに、いろいろ相談を申し上げまして、それで平成21年から24年まで4年間で白沢環境保全向上推進委員会の事業として4年間で大体30万円から40万円ぐらいずつかけて、一番多いときは70万

円ぐらいかけました。それで、4年間で、それで平成25年の夏で、去年の夏でこのしゅんせつは終わりました。それで、今回の豪雨では、非常に流れがよかったということで効果が出たのだと思います。

そこで、委員長、ちょっと資料があるのですけれども、配付してもよろしいですか。これは無理ですか。

○委員長（廣田光男委員） いいですよ。

○3番（村松信一委員） この写真は、平成19年のときに撮った新川の写真です。非常に中州にいっぱいたまっていて、ほとんど流れない状態です。それで、この2枚の写真ですけれども、片方は平成19年のほうの前後だったと思いますけれども、その写真であります。それで、片方のきれいになっているほう、こちらのきれいになっているほう、これは平成25年、去年撮った写真です。このくらいきれいになっていて、流れがよかったのだらうと思います。そういうことも多少はあったと、その効果もあったと思います。それで、越流を免れたということもあろうかと思しますので、本来は地域の課題として何とかしゅんせつをお願いしたいということでなかなか予算もつかないということでできなかったわけですけれども、たまたま別な事業でできたということで今回の豪雨が多少でも免れたということになると思いますけれども、このような地域の要望につきましても、よくご検討いただきまして、平成26年度の予算編成に当たっていただきたいと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○委員長（廣田光男委員） 今委員長が認めましたけれども、次回からは同僚議員にお願いがありますけれども、次回ありましたならば、やっぱりあらかじめ申し出をして、配付するなりの手だてをとりたいと思ひますが、次回以降の課題とします。今回は、そういうことで認めました。

それでは、お答えを願ひます。高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） 1点目のご質問にお答えいたします。

今回の大雨洪水被害に伴いますその災害復旧の関係の部分につきまして、経過につきましては、村松委員がご説明したとおりなわけですが、基本的には、この災害復旧ということで進める形をとっておりますが、その後に説明した後の部分の中で早期修復という形の中で復旧という形の中で、県内の形の中で一斉に今話されました農地、水環境保全の事業で取り組んでいいよというふうなことがあって、それで皆さんに周知した経緯だったわけですが。

そこで、ご質問のそもそも論としまして、復旧と今地域でやっています農地、水の部分の事業費の区分的な部分の一つの目安の話なわけですが、復旧事業の基準の部分につきましては、農業用施設、農用地の部分につきましては、40万円以上の復旧費の部分が目安になっております。40万円を超えた部分につきましては、災害復旧として農業関係については認めるよということがあります。となりますと、それ以下の部分につきましては、今回の部分につきまして瞬時的な早期復旧の部分を踏まえますと、農地、水環境の部分が有効なわけですが、しかしながら今40万円といいましたが、実質的には、委員さん方もご承知のとおり、それぞれ査定がございます。その査定があるという部分につきましては、私どもは、事前の調査の形の中では、一つの区分は出しますが、実際査定官の形の中で今までの事例から見ますと、実際設計額的には、まず差はありますけれども、70万円から80万円、約倍ぐらいの設計額的なものもある程度見込ませなければ、現実的には今言いました40万円にならないという実例がございます。そのくらい査定の部分の中でチェックが入ることになりますので、その辺のところは、一つの基準はありますが、あとは実務的な部分のそういったふうな現実もあるということでございまして、そうなりますと、その辺のところは臨機応変な形になりますけれども、そういうことでまずは地元で今言いましたような農地、水環境の部分で対応可能という部分につきましては、まずお願いできれば進むのかなと。逆に言いますと、その部分については、災害対象にはなりかねないというふうな部分がございますので、その辺を一つの目安にさせていただければいいなというふうに思っておりました。

あとは、そうは言いましても、全てそれではできない部分がありますので、さきのご質問でもちょっと触れたわけですが、町のほうの農業災害、小規模農業災害の部分につきましては補助金要綱の部分がございます。その分につきましても、やはり基準は40万円、当然ながら災害復旧の対象になる、ならないの部分の基準を踏まえた部分の40万円以下の部分をそれぞれ事業費に合わせた補助事業等もあるわけですが、一つのラインはそのようになっていましたので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

以上、お答えといたします。

○委員長（廣田光男委員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） 2点目の地域防災の関係で質問がございました。それで、防災計画のことにつきましてのお尋ねでございましたが、国におきましては、24年9月に、3.11の東日本大震災を受けまして、24年9月に防災計画の修正が行われました。それを受けまして、県のほうでも地域防災計画を、これを修正いたしまして、さらにその後に矢巾町でもことし

の3月以降、7月ぐらいまでかかって修正を行ったというふうなところでございます。

それで、主な修正点でございますが、まず大きいもの、3.11を受けましてということでございますので、何といたっても原子力災害が起きた場合にどうするかというふうなことが一番大きな計画の修正の内容でございます。これにつきましては、まず初期の段階といたしましては、ふだんからというふうなことでございますが、原子力の教育あるいはその知識の普及に努めるというふうな、あるいは町といたしましては、情報の発信をするというふうなことになっております。

それで、岩手県の場合は、原子力発電所はないわけですが、隣青森、宮城にはありますので、もしそういうところで発生すれば、立ち退きあるいはそんなにひどくない場合は、家の中に入って避難するようにと、外には出ないようにというふうなこともありますし、ひどい場合は、立ち退きの命令もできるというふうなことで、そういったところを盛り込んでございます。そのほかに、改正された内容の主なものといたしましては、気象警報等の伝達手段に携帯端末の緊急速報メールを活用するというふうなこと、あるいは避難所へ保健師等の巡回指導等の対応の整備をします。それから、被災者支援において個人情報を適切に活用できるような取り扱いの方法等の構築をするというふうなことが盛り込まれております。

さらには、災害復旧事業の実施に当たっては、暴力団の排除というふうなことも、そういったことも盛り込まれております。そういったことで町としても7月に改正をしたところでございます。

以上、お答えといたします。

○委員長（廣田光男委員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） 個別に新川のお話が出ましたが、総体的に予算編成のことと承りましたので、私のほうから3点目についてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず地域の要望を酌み取って予算編成に努めてほしいということでございますので、まさにそのとおり私たちも取り組んでまいりたいと考えております。

ただ、その予算編成に当たりましては、これまでも申し上げておりますとおり、選択と集中あるいはあれかこれかとか、そういった選択も必要になってきておまして、各課におきましては、それぞれ地元の要望等を酌み取りながら予算編成に取り組んできております。そうした中で、また総体的な調整等もあって、皆さんの要望に沿いかねるところも出てくるものと思っておりますが、いずれ考え方といたしましては、地元の要望を酌み取りながら進んでいきたいなと思っております。

こういったしゅんせつにつきまして、今写真も見ておりますが、多分平成19年の写真を見ますと、草刈りの跡も見られますが、どうしても予算がつかない場合には、地元の皆様のご協力をいただきながらとりあえずの管理もしていただくこともまた一つ必要であろうかと思っております。こうした地域の作業等もあって、平成19年もそういった越流もなかったのではないかなと思うところもありますので、そういった地域住民の協力もいただきながら進んでいくことも、また一つの考え方だと思っておりますので、いずれ地域住民の要望にできるだけ沿う形で編成に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上、お答えいたします。

○委員長（廣田光男委員） 他に質問ございますか。

川村よし子委員。

○14番（川村よし子委員） 3点について質問します。

まず第1点は、歳入のところなのですけれども、税務課の仕事の中で収納の努力をされているということは、大変いろいろ今までの質問で理解してきているのですけれども、感謝申し上げますけれども、国の制度でこの間、配偶者控除がなくなったり、年少扶養控除が廃止されたり、今度扶養控除が廃止されたり、今度は8月からは生活保護費の削減がされて、それが勤労世帯、子どもを育てている世帯に大きな負担になってきています。そういう中で税務課は、大変ご苦労して税金を集めてきているのですけれども、その税金を使うのがどういうふうな、住民に本当に役立つような税金の使い方をしているかというところでお伺いします。

まず対応の仕方として、税金を払えない人たちに親身になって対応してきているように思います。町民の方、滞納している方にお話しすると、前の対応とは違くなりましたというお話もされます。そういう点では、すごく評価するのですが、これからは安倍政権でアベノミクスでもっともっとひどい、安倍さんは景気対策になると言っているのですけれども、住民にとってはどう考えているのか。

それから、来年4月からは消費税が上がるかもしれません。それで、そういうまだまだ税務課にとっては、大変な状況だと思うのですけれども、そういう点をどのように考えているのかお伺いします。それが1点目です。

2点目は、少子高齢化について、子どもたちのことなのですけれども、私は何回かにわたって子どもの医療費や保育料のことを質問してきました。しかし、矢巾町は、子どもの医療費は県に準じてという形で一般、普通並みに小学校入学前までやってきまして4,000万円弱支

出されておりますが、検討会のときには、まだ資料が出ていないのですけれども、3歳以下はどのくらい使っているのか。それから、以上はどのくらい使っているのか出てこなかったのですけれども、やはりこういう子どもたちを育てる世代の人たちの負担を軽減する意味でも小学校を卒業するまで医療費を無料にできないものか、軽減できないのか、そこら辺を質問します。それから、その医療費については、岩手県内では22市町村が矢巾町よりもよくなってきています。全国でも軽減してきている市町村が多くなってきていますので、お願いします。

それから、3点目は、平均寿命と健康寿命のことが生きがい推進課の課長がよく最近答弁するなど、健康寿命のことを答弁するなどというようなことをずっと考えて、ここ何カ月か考えてきたのですけれども、お年寄りの方たちも健康で長生きをしたいと話をする方が多いです。それで、健康で長生きしたいと思いながら自分で行動している方もいます。習い事をしたり、毎朝ラジオ体操をしたり、人とおしゃべりする機会をつくったり、あとこの役場の前でバードゴルフ、ゲートボール、いろんなスポーツクラブに加入している方もいます。体育協会に加入している方たちもたくさんいます。入浴とか、旅行なんかも楽しんでいる方たちもいます。そこで、さわやか号ですけれども、65歳以上は無料にして、どこにでも出かけて買い物できるような、そういうことを提案したいと思うのですけれども、どのように考えているのか。

○委員長（廣田光男委員） 中村会計管理者。

○税務課長兼会計管理者（中村 滋君） ただいまの川村委員さんの質問にお答えいたします。

1点目のアベノミクスで経済効果が上がっているとか、消費税が上がるけれども、徴収等については、どのように考えるのかというようなことでございますけれども、ご承知のとおりアベノミクスということで経済等が若干上回ってきているというようなことで経済指数も上がってきているというような報道等もございます。それはそれといたしまして、最終的には、個人消費の、要するに個人の働く賃金等に波及してくれば一番いい経済効果というふうを考えられますけれども、今のところ、なかなかそこまでは波及していないというような、新聞等で見るとような実情のようでございます。

また、消費税についても来年の4月から8%に上がるのがほぼ確実的な格好での報道はされてはおりますけれども、私たち税務課のほうといたしましては、従来どおり納税者の方々と折衝しながらお互いにどのような方法で納めていただくのが、普通に納めていただく方については、そのとおり何ら問題はないわけなのですけれども、もしどうしても納められない

というようなことで滞納になったということにつきましては、従来どおりお互いにお話をしながら、どのような状況であれば納めていただけるのかというようなことにつきましては、消費税が上がったから、経済がよくなったからということと関係なく、従来どおり同じような格好のスタンスで進めさせていただきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○委員長（廣田光男委員） 山本住民課長。

○住民課長（山本良司君） 2点目の川村委員の質問にお答えいたします。

現在の医療給付の関係、無料化ということで、さらに小学校から拡大というふうなご意見があったわけでございますけれども、これにつきましては、今までの一般質問等々でお答えしたとおりでございますけれども、矢巾町といたしましても、住民を初めいろんな方からのご要望をいただいているのは事実でございます。そのようなことを踏まえまして、先般9月11日でございますけれども、町から県及び国への要望ということで町長初め担当のほうと協議、要望をいたしました。その中には、医療費助成制度の拡充ということで義務教育まで、こちらの部分の拡充をお願いしたところでございますけれども、今の質問には出てございませんでしたけれども、現物給付、こちらの関係につきましてもご要望を申し上げたところでございます。県のほうの回答ではないのですけれども、一応話としまして、やはり一番は、財政事情という一つのハードルと申しますか、こちらの部分のクリアが当然必要であるというような判断はあるにしろ、現在の子育て支援環境の部分鑑みながらこれから要望として賜っていきたいというふうなお話いただいているところでございますので、町としましても独自にできるものは既にやっているところはございますけれども、そこら辺の県との要望調整、国との状況をにらみながら今後の対応を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えいたします。

○委員長（廣田光男委員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） さわやか号の無料化でございますが、昨日もそういった質問あるいはご意見も出ましたが、高齢者だとか、そういったことによるのみ無料化にしてはという考え方はいかなものかということで考えております。やっぱりある程度経費もかかっているということで利用者の負担も必要ではないかなということがまずありますし、それから料金が高ただけで利用していないとか、そういったものでもないと考えております。いろいろなアンケートでは、確かに安くしてほしい、あるいは100円ぐらいにしてほしいというお話もありますが、料金を上げてもいいから続けてほしいという方もありますし、さまざま

なご意見がございます。それは、やっぱり100円でもいいという人もあれば、上げてもいいという人もあります。その考え方というのは、やっぱりただというよりは、ある程度の負担はやむを得ないのではないかというような、そういった運行については、そういった経費の負担もやむを得ないのではないかという考え方があるのではないかと考えておりますので、無料化まではちょっと考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○委員長（廣田光男委員） 関連。

○14番（川村よし子委員） さわやか号の無料化のことなのですが、私は健康長寿の目的で無料化ということで、さわやか号を無料にして病院に通うとか、それから買い物をするとか、そういうことによって足腰を鍛える、そういうことにもつながります。ですので、そういう提案をしているのであって、企画財政課の課長が答弁したので、お金のことがメインに入りましたけれども、やっぱり健康長寿で長生きをするにはどうするかということを考えれば、保養センター、今開設はまだですけれども、さわやかハウス、そういうところがすごく便利に利用されてきたと思います。ですけれども、老人クラブに入らなければ、そういう事業所を使えない、それから車のない人は、そこまで行けない、そういう状況なので、無料にしてはどうかという提案をしたのです。

私は、教育民生常任委員会の際に、長野県の佐久市に行きました。そこには、店と商工会が中心になった店を通り過ぎていったところにお寺があるのです。そこには、ぴんぴんころり地蔵という地蔵さんがありました。そして、買い物をしながらぴんぴんころり地蔵さんまで行ってお参りをし帰ってくる。そうすると、元気になるというようなまちづくりをしている。それで、健康長寿のまち、一番の日本一のまちをつくってきたと思うのです。ですので、やはりそういうことを考えたさわやか号無料というような考えをお聞きしたいのですけれども、どうでしょうか。

○委員長（廣田光男委員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） そういうご趣旨であれば、そのようにあれでしたが、大変申しわけございませんでした。料金そのものの経緯は、そういうお話でございますが、私どもも健康長寿、健康寿命が長くなるためには、そういったことで活動が広がることは、大変よいことだと思っております。そのためにやっぱり交通弱者といいますか、自分で車が運転できなかつたり、あるいは車がなかつたりとか、そういう方たちに出かけてもらうためにもそういうさわやか号の運行に努めているところでありますので、そういう意味では、考え方

は同じものだと思っております。ぜひ皆さんに使っていただけるようにしていただきたいなと思っております。

ただ、料金につきましては、まずそのくらいが手ごろの値段ではないのかなということ考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、お答えといたします。

- 委員長（廣田光男委員） 委員長からちょっと委員の皆さんにお願いがありますが、たくさんの委員に発言してもらいたいと思いますので、何か質問のほうの冒頭の入り口が長いような気がしますので、簡潔にご質問いただきたいと思います。

それでは、そのほかにございませつか。

齊藤委員。

- 1番（齊藤正範委員） 3点について質問いたします。

勉強会で徳丹城史跡跡地の買い上げ事業について質問し、買い上げ面積が指定面積の52.4%になっているということで、残地が7万7,000平米くらい残っており、その内訳は国道、町有地が27%ぐらい、4万3,000平米、それから私有地等個人所有地が3万4,000平米で約21%になるという報告を受けたわけなのですけれども、かなり買い上げの部分で個人の部分が残っているのかなと思いましたが、町有地、国有地の部分が主な部分であります。現在徳丹城跡地を見ますと、国道東側がまだ発掘調査が余りできていないため未整備の箇所が多いのですけれども、どう見ましても未整備、発掘を終わっていないところを見ましても、農地の耕作放棄地的な景観しか見られないような現行であると思います。災害等に費用等多く使われるかと思ひ、緊急の事業ではありませんけれども、そういった場所に、その場所が徳丹城としてどういう位置づけになっており、何が埋設されているかという説明看板、簡易な説明看板の設置等が立てられて、史跡跡地だなどわかるような施策がされないのかお伺ひいたしたいと思ひます。

2点目でございます。職員研修について何度もお聞きしており、2研究グループが課題研究して成果を上げているという報告を受けておりますけれども、職員全体からする割合とすれば、まだ少ないのではないかなというように思っております。いろいろな組織では、若い人たちの柔軟な考え方がよいアイデアや費用削減の案を提出するということもありますので、職員全体、数グループに分けていろんな研究をしながら、それを発表し、行政の改革につなげていく部分はないのかお聞きしたいと思ひます。

3点目でございます。重度障がい者でございますけれども、18歳未満の方につきましては、

支援学校があって保護されているわけですがけれども、18歳を超えてしまえば、医療行為がなければ、あとはその家族が見守るという方策しか今ないようなことで聞いております。現在医療が発達する中で、かなりの障がいを持って生きていける状況になっており、家族がその部分を補助するとなれば、かなりの負担をしなければならないということになっております。このことについては、町のほうからもいろいろアドバイスを受けているようですけれども、今後18歳を過ぎて、そういう施設を出ていかなければならないという方に対しての何か対策等あれば、教えてもらいたいと思います。

以上、3点です。

○委員長（廣田光男委員） 立花社会教育課長。

○社会教育課長（立花常喜君） ご質問の1点目につきまして私のほうから答弁させていただきたいと思いますが、徳丹城につきましては、現在国のほうからの補助をいただきながら、第2期の整備に向けた土地の買い上げを実施しております、用地を確保してきておるところでございます。まだ用地取得後にまだ整備になっていないところが多数あるわけですが、こちらのほうにつきましては、業者委託をしながら草刈り等の作業を実施してきました、耕作放棄地というご指摘もあったのですが、なるべくそうならないような形で努力してきているつもりでございます。第2期の整備につきましては、今後次期総合計画等で検討することにしていきたいと思っておりますけれども、それまでの間、簡易な看板等の設置につきましては、今後検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○委員長（廣田光男委員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） 2点目の職員研修の件で質問がございました。この職員研修につきましては、今地方分権あるいは地域主権、こういったものが進んでおりますので、町の財産でもある職員の充実が必要だというふうには十分考えてございます。そういった意味で、いろんな町内研修あるいは派遣研修等々、あるいは東京のほうにも派遣したりして研修は行っております。

今自主研修の話がございました。確かに今は2つでございますが、前はパソコン研究会とか、そういったたしか3つ、4つあったような気がしますが、今は2つというふうな状況にはなっております。それで、きのうちょっとお答えしましたが、接遇指南書というものを24年度につくりましたが、これにつきましては、町の職員の中にこの役場に来る前に民間の

企業にいた方々がおりまして、職員がおりまして、そういった民間のほうの接遇、どのような研修をやっているのかというふうなことも踏まえながら、この接遇指南書をつくった経緯もごございます。そういったことでは、事務局が主導になって集めてやったと、研修をやったというふうなこともございますが、自主的に集まってやっているということは、特に今動きがございませんので、確かに多くのグループが何らかの形でできて、いろんなことを話し合っていて、それが成果になって職員のほうに伝わればいいということは、そのとおりだというふうに思っておりますので、こういったことは今後検討をさせていただきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○委員長（廣田光男委員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） それでは、齊藤委員の3点目の重度障がい者の方々の今後の対応は何かないかというお話ですが、そのとおり18歳以下、障がい児につきましては、県の施設等を利用しながら日中お世話をしていただいているわけですが、利用していただいているわけですが、者ということになりますと、なかなか町内では、みちのく療育園というのはあるのですが、あそこは本当の重度の方々がご利用なさっている施設でありまして、それより軽い方々ということになりますと、町内では今ないところでございます。

しかし、前に昆議員さんのご質問にもお答えをした経過がありますが、やはりここ二、三年、障がい児から者になる方々が町内でもいらっしゃいまして、その方々の受け入れ先というのは、やはり同じような問題が出てきております。その経過を踏まえて、一般の法人ではありますが、将来的にそういうふうな重度の障がい者の方々を日中使えるような施設に拡大したいという方々もいらっしゃいますので、それぞれ町内というのは、なかなかまだ難しい部分ではありますが、ここはもう少し広く見て、盛岡市あるいは紫波町等々、近隣の施設等の状況でそういうふうな方々もいらっしゃいますので、ご相談に乗りながら、それぞれ対応してまいりたいなど、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○委員長（廣田光男委員） 質疑の途中でございますけれども、休憩に入りたいと思います。

再開を11時20分とします。

午前11時09分 休憩

午前11時20分 再開

○委員長（廣田光男委員） 再開をいたします。

引き続き、質問ございますか。

川村よし子委員。

○14番（川村よし子委員） 3点について質問させていただきます。

まず1点目は、一般会計の保育料の軽減のことなのですが、盛岡市、それから紫波町の軽減率と比較しましても、矢巾町は軽減率が低いのですが、その理由は、どういうふうな理由になっているのでしょうか。平成24年度中間層の方々の軽減をして保育料を引き下げておりますけれども、その点等含めてお願いします。

それから、2点目ですけれども、国保税のことなのですが、国保は、皆さんご存じですから、あれですけれども、国保は、若い世帯も最近多くなってきていて、子どもを育てる世代の方もいると思うのですが、国保税を引き下げてほしいという点で一般会計からの繰り入れを、やはり繰り入れというか、法定外の繰り入れをして引き下げるべきではないかと思いますが、その点を町の考え方をお伺いします。

3点目は、水道料金です。水道料金、ひとり暮らしの高齢者の方々、基本料金がありますので、その基本料金を1カ月100円でも引き下げるような方策を考えているかどうかお伺いします。

○委員長（廣田光男委員） ちょっとお待ちください。特別会計の分と一緒に、さきの分は国保の繰り入れのことだから許します。それから、今のやつは特別会計ですね。それについては、特別会計でお話してください。よろしいですか。

○14番（川村よし子委員） はい、2点です。

○委員長（廣田光男委員） それでは、2点、お願いします。山本住民課長。

○住民課長（山本良司君） ただいま川村委員さんからのご質問、2点でございますけれども、お答えをいたします。まず保育料の軽減の関係でございます。委員さんのほうから、他市町村と比べての保育料、減免、軽減が低いというふうなお話で一体矢巾はどのような階層を含めてというふうなご質問でございましたけれども、矢巾町、平成24年度決算時におきまして、軽減率につきましては31.6%、24年度でございます。最終トータルでございますけれども31.6%、額にしまして6,928万9,000円、この分の軽減を24年度実施したところでございます。

なお、毎年それぞれ軽減、実施しているわけでございますけれども、矢巾町の場合、それぞれ年度によって違いますけれども、階層、8階層部分あるわけでございますけれども、所

得割の額、いわゆる税負担の部分の低いところと申しますか、そういう世帯の部分、こちらを中心にやってございますので、そこはご理解いただきたいと思います。

なお、参考まででございますけれども、矢巾、低いというような状況でございましたけれども、広域管内比べましても、矢巾、決して低い数字ではございません。23年度ベースの中では、矢巾と盛岡市、大体31%ベース、これは23年度でございますけれども、そういう数字になってございますけれども、人の市町村を言っではあれなのですけれども、滝沢、23年度分は26.9%というような軽減率になってございますので、決して矢巾、低いというような状況ではございませんので、そこはご理解をいただきたいと思います。

それから、2点目の国保税と申しますか、国保会計への繰り出しの関係、法定外の繰り出しを行ってはどういうようなご質問でございましたけれども、法定外の繰り出しというやり方もあるわけでございますけれども、法定外になりますと、国保以外の部分、国保被保険者以外の部分の方の当然ながらご負担もいただくというような形にもなりますし、現在基金の積み立て等々をもちまして国保事業のほう、運営しておりますので、一般会計からの繰り入れにつきましては、法定外、いわゆる基準で決められた部分の額の繰り入れということで事業を賄っておりますので、そのところはご理解のほうお願いしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○委員長（廣田光男委員） 関連、川村よし子委員。

○14番（川村よし子委員） 国保の一般会計からの繰り入れは、法定外のところなのですけれども、近隣では、雫石町がもうここ五、六年前から繰り入れをされていまして、やはり首長自身が国保税は高いという認識でそういう制度を取り入れてやっているように聞きますけれども、矢巾町の川村町長さんは、国保税は、岩手県内で今現在矢巾町、一番高いのですけれども、その点はどのように考えているのでしょうか。

○委員長（廣田光男委員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 私のほうからお答えを申し上げます。

今どのように考えているかということでございますが、今そういう考え方で国保会計やっておりますので、妥当だというように思って皆さんにもご理解をいただきたいというように思っておるところでございますし、さらに雫石町のお話が出ましたが、全体の人口から占める国保の加入者、これが雫石町と矢巾町では全然違うわけでございます。多分川村よし子委員もご承知なことであろうというように思いますので、以上、お答え申し上げます。

○委員長（廣田光男委員） はい。

○14番（川村よし子委員） 先ほどの課長の答弁、そして今の川村町長さんの答弁と一致しているのは、公平性、国保に加入していない方々との公平性の関係で一般会計からの法定外の繰り入れはできないというような、そういうように認識をされましたけれども、矢幅駅前の区画整理でも、やはり区画整理をすることによって、あそこに住んでいる住民の方たちは、恩恵を受ける方々があります。しかし、矢巾町全体として考えた場合に、公平性を欠くと考えているのですか。私は、国保と矢幅駅前の区画整理事業と同じように考えるのですけれども、どのように考えますか。

○委員長（廣田光男委員） 山本住民課長。

○住民課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

この国保税の関係ということで、何か既に国保会計にいつているような感じはしますけれども、公平性というのは、当然ながらこの国保の場合、被保険者として当然ながらかかる医療の分の保険という制度の中でやっているわけですし、それ以外の部分の方につきましては、それぞれ社会保険と申しますか、そっちのほうの保険のほうに入っているわけですが、委員ご存じのとおり国保会計というのは、独自に独立会計と申しますか、特別会計として独立させているわけですので、その該当の部分の中での事業なり、収入なり、こちらをもってしての事業を推進しているわけですので、先ほど言った法定外という一つの一般会計からの繰り入れの部分の対応についても他町村の例もおっしゃられてございますけれども、現在のところ、矢巾としましては、先ほどの公平性と申しますか、被保険者の考え方の部分の事業推進の中で実施することから、現在のところは法定外の繰り入れについては、今のところは予定、考えていないということをご理解お願いしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○委員長（廣田光男委員） 他に質疑ございませんか。

細川区画整理課長。

○区画整理課長（細川賢一君） 駅前、区画整理で恩恵を受けているというご発言がございましたが、私も一般質問で末代から住んでいる場所から動いて大変な方々、大変な思いをして、それに協力をいただいていると、私どもはそういう気持ちで地権者の方々に対応してございます。確かに一部には、恩恵を受けている見方もあるかもしれませんが、私どもは、そういった思いでご協力をいただいているという気持ちでやっておりますし、これは矢巾町のまちづくりとして取り組んでいる事業でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○委員長（廣田光男委員） 以上、関連はこれで打ち切りたいと思います。

ほかに質問ございますか。

藤原由巳委員。

○2番（藤原由巳委員） 今議会におきまして、先般の一般質問から本日までいろいろ議論を重ねてきておるわけでございますけれども、この中でなぜか今回は災害関連が非常に多かったわけでございますが、本町の基幹産業でありますところの農業問題については、余り議論がなされておらないように感じてまいりました。さきの一般質問でも藤原梅昭議員からは質問があったわけでございますが、きのう、きょうと、余り大きな議論になっておらない関係もございまして、ここで農業問題について若干お伺いをいたしたいというふうに思います。

農林水産業費は、決算を見ますと、約6億7,000万円の歳出というふうなことで、前年比7.45%、そして4,700万円ほどの増という中で決算がなされてございます。この内容を見ますと、主たる部分は、農地費の関係の歳出が増加しておると。その中身を見ますと、暗渠排水事業なり、あるいは農地、水保全管理交付金の復旧支援活動事業、これらにかなりの額が投入され、順調にその事業も進んでおられるというふうに思っておりますし、あわせて徳田第2地区、あるいは下矢次地区の圃場整備事業等々ハード事業面の整備が計画に沿って進められてきているというふうに思っております。非常にこれは、我々農業者にとっては、非常にありがたいことだというふうに感謝を申し上げるものでございます。

しかし、ここ今月に入りましてから、特にも、あるいは春以降と申しますか、米の情勢が非常に変動してきてございます。ここ数日前にことしの米の概算金が、岩手県の場合、全農岩手のほうから示されました。既に皆さんご案内の内容かと思っておりますが、うるち、ひとめぼれでは、前年比1,300円下げの1万1,200円、ヒメノモチ等々餅類が1,900円下げの1万500円というふうな形で示され、もう既に検査、買い入れが始まっておる状況でございます。

そういった中で、これをざっと試算してみますと、ことし矢巾町における米の収入がざっと1億5,000万円から2億円ぐらいの減少になるのではないかというふうに、種類にもよりますし、等級にもよりますが、そういうふうに思うわけございまして、これらについては、例の戸別所得補償等々価格安定対策の中である程度は補填されるだろうというふうに思いますが、いずれこの補填は、年明け3月あるいは4月ぐらいというふうな中で非常に厳しい年の暮れを迎えることが予測されるわけでございます。そこで、いろいろあるわけでございますけれども、こういった中で国内外には、いろんな課題も山積してございます。

1つは、以前からの原発事故によりますところの風評被害、そしてさらにこれは国際問題

になってございますが、T P Pに係る課題、いろんな課題、山積してきておるわけでございます、国内外的には、そういった課題が山積しておりますが、今回は、本町における基幹産業でありますところの農業の、その根幹を占める米政策、これを今後どのように進める考えなのか。多分にこれだけの米価というのは、多分ここ数年来なかったような下落幅だというふうに思っております。

あわせて、きのうもお話があったわけでございますが、今それぞれの集落営農組織では、法人化に向けまして、いろんな協議を進めているさなかではございます。そういった中で、この法人化に向けての対応、そしてあわせて個人担い手とのかかわり、これらも今非常にいろいろバッティングしている部分もございますし、課題も多くあるわけでございますが、この辺のところを現段階で考えている範囲内で結構でございますが、お示しいただければというふうに思います。

以上です。

○委員長（廣田光男委員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） お答えいたします。

今藤原委員のほうから国内外ある意味グローバル的な部分の課題提起を踏まえて、本町の課題ということで3つほどご質問があったわけでございますけれども、まず米政策の関係につきましては、委員がお説のとおり、心配の部分も含めて現実的には米余り現象の形の中で、先ほどおっしゃられましたように、今回の町内の売渡金を見てもおわかりのとおり減額になっているということでございます。1,300円から1,400円ぐらいのその部分の袋単位の形の中では、減になっているという部分はありますけれども、そういう状況につきましては、憂慮している部分がございます。

特にもこの部分につきましては、説明が不要なわけでございますけれども、いずれ米の消費の部分は、年々減少しているのが実態でございます。特にも中食の関係の部分につきましても、弁当産業につきましても、いずれ23年の米価が高いという観点から輸入米等の部分、そういったふうなものもある。あるいは独自の農園を持っていると、そういったふうなこともいろいろな形の中では影響しているのかなというふうに思っております。あとは、直売の部分も当然ながらそういったふうな傾向があると。

しかしながら、この環境については、とめるわけにはいきません。となりますと、逆に、やはり前にもちょっと触れましたけれども、町のほうのブランド的なもの、やはりそういったふうなものをいかにPRするかということにかかっているかと思っております。まだち

よっと実現していない部分があるのですが、昨年からもちょっとお話ししまして、ハードルは高い分があるのですけれども、医大との直接というよりは、交流人口の部分も踏まえた形の中で、やはり人が集うという、そういったふうな着眼点の中で米に限らず町農産物に言えることなわけでございますけれども、その販売策をいわゆる農林課のみならず、まさに町内の事業所、商工の関係者の方も取り入れながら、販売戦略も含めてやっぱり考えていかなければならないのかなというふうには思っているところでございます。この部分につきましては、実際に農協、あるいは私どもそうですけれども、その辺のところを検証しつつ対応を練っていききたいというふうに思っております。

なお、この部分を踏まえて、ちょっときょう新聞報道になった部分あるのですけれども、6次産業化の部分について、新たな対応の部分につきましても、端的な、1回の研修のみならず、セミナー的に、やはり育成するという形の中でも微力ながらもそういうふうな人材育成もやりながら農産物の販売に向けた取り組みの部分に進めていきたいというふうに思っているところでございます。

この部分につきましては、先ほどの法人化に向けた対応という2点目の部分にもかかわってくるわけでございますが、この法人化の部分につきましても、今さら説明は申し上げませんけれども、人・農地プランの形、あるいはその前の経営安定対策、品目横断の部分も踏まえて5年後、そしてまた延長をかけて、さらにまた5年後という、そういったふうなハードルの中で、いずれ着実に法人化に向けたということは、国なり、そういったふうな指導あるいは町のほうの部分もそうなのでございますけれども、そういうふうな動きになっているのは、そのとおりでございます。

そこで、この部分につきましても、やはり法人としてなり得るためには、やはり全体としての経営手腕もそうですけれども、いかにしてつくったものを売るかという部分が重要と思っております。そのために人・農地プランの部分につきましても、それも地域を支える形の中では、ただ単に売ればいいわけではなくて、後継者を育成することも当然ながら必要になりますから、その辺のところもきちんと見据えながらやっていかなければ、器だけつくったとしても実態が伴わないことになってくると思いますので、その辺は人材育成的なものも皆さんと協議しながら進めてまいりたいと思っております。

特にもこの部分につきましては、国のほうの機関の形の中で、この稲刈り後になりますけれども、新たな情動的なものを踏まえて、前にもちょっと触れていましたけれども、集落営農の方々の意見交換、人・農地プランを作成しましたけれども、つくったのですが、お互い

に運営してみてどうだったかというのを検証しながらお互いに意見交換しながら、その声を聞きながら改善していければなと思っております。

特にも法人化の部分につきまして大きな違いは、留保資金ができるということになりますから、あとはそれぞれの役員で決定権ができること。要するに決定が早いというメリットがありますし、資金の運用も可能ということでもありますから、その辺のメリット性をふやした形の中で前段言いましたものをつなぎあわせていければなというふうに、こう思うところでございます。

次に、個人担い手のかかわりの部分でございますが、この部分につきましても、今前段のほうで話させていただきましたが、あくまでも集落と個人、それが中心経営体、担い手の方になりますけれども、そこの部分の役割分担を明確にした形の中で進めていかなければならないかなと思っておりますし、その意味では、繰り返しになりますが、人・農地プランの作成した形の中で、その個人の方が中心経営体も含めてどうあればいいのかという本音の部分をやはり1回出さなければならぬかなというふうな部分も持っております。そういったふうなところで協議をしながら、また新たな部分につきまして進めていけばと考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○委員長（廣田光男委員） 関連。

○2番（藤原由巳委員） ひとつ、この秋から冬が大きな正念場だというふうに思いますので、今お話あったような形の中でひとつ進めていただきますとともに、一昨年3月に作成した矢巾町農業ビジョンがあるわけございまして、これを速やかに具体的に、そして速やかに作成、作成はできているわけございまして、これは実践に向けたさまざまな手法、手段をよろしくお願いたしたいというふうに思います。

終わります。

○委員長（廣田光男委員） ほかに質問ございませんか。

芦生委員。

○10番（芦生健勝委員） 矢巾温泉の上の安庭線についてちょっとお伺いをします。

災害の後、水害の後、25日に私ども山岳協会の有志で登山道を見てまいりました。あその矢巾温泉過ぎてからの登山道、いわゆる車道ですけれども、壊滅的な被害で大変でございます。これはもう皆さんというか、多くの方が知っているところでございますが、行ってみると愕然とします。こんなにも壊れるものかなと、もう道路がなくなっております。それで、

川が広がって、大変な被害でございます。

そこで、特に感じたことは、安庭線のとっぺんが南昌山でいえば5合目なのですが、その5合目に行くまでの矢巾温泉からの半分までが特にひどいです。左に大きなカーブがあって、そこでちょうど登山のときにも休憩する場所なのですが、そこまでの間がもう本当に壊滅的にやられております。それから上は、比較的土砂崩れぐらいで歩くのにもそれほど支障はないです。それから、さらに5合目から上の階段、登山道は、全く何ともありません。もう何事もなかったかのような状況でございます。と同時に、その日に赤林山にも回ったのですが、赤林山のほうも何ともありません。

そこで、私感じているのは、やっぱり自然に人間が手を加えたところがやっぱりひどいなと、やっぱり自然に逆らうのはよくないなということを感じております。それによって恩恵をこうむっていることもあるわけですから一概には言えないのですが、そこで私は、この安庭線は直さないで歩けるだけにして、南昌トンネル線があるわけですから、本当の登山道だけにしたらどうかなと思っておりますが、災害復旧の関係もありますので、そこら辺、長期的な考え方として町のほうの考えをお聞きしたいというのが1点。

それから、その下のマレットゴルフ場、私もマレットゴルフ協会の会員でございまして、ちゃんと会費を払っておりますが、そこも今ちょうどセンターハウスの水洗化工事、予算つきまして工事中でございまして、今工事しているわけですが、マレットゴルフ場もすっかり流されてしましまして、これはたしか私の記憶では19年にも1回流れておりまして、それで地形的な面からいっても、余りいいところでもないなというような感じがしております、昔から。それで、たまたま駐車場を広げたり、金もかけているわけですがけれども、これはマレットゴルフは人気もありますし、矢巾町も強い、かなり競技も盛んでございますので、大胆な発想で場所を変えて、もっと今矢巾町、狭い町ですけれども、結構広いところもありますので、一気にといいますか、あそこはあそこでもいいのですけれども、全国大会を開けるようなところに移転をする考えがないかどうかお聞きしたいと思います。

それから、安庭線の件で災害復旧の件があるから難しいと思いますが、何とか元朝登山できるように、雪が降って見えなくなる前に歩けるようにだけはできるのではないかと思うのですが、元朝登山をできるようにする気があるかどうか、気があるかどうか、できないものかどうかお聞きします。

以上、3点です。

○委員長（廣田光男委員） お答えをお願いします。

藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） それでは、私のほうから1点目と3点目の関係につきましてお答えいたします。

ここは町道南昌山線、安庭線ではなく南昌山線で、ことし4月から県から町のほうに管理移管になった道路でございます。芦生委員さんが言ったとおり、ゲートのところから約2キロが大変な被害が大きくなっておりますが、一応今のところかなりの額を見込んで災害復旧の予算を要望しているところでございます。ある程度災害査定ができましたならば、単年度では、あの距離ですので、ちょっと人が歩くにしても、何するにしてもちょっと単年度処理が難しい状況ではないかと考えております。

ただ、人だけという形でございますが、人だけ歩くとしても、やはり1メートルか2メートル必要な場所ありますけれども、ただちょうど側溝、道路側溝等が完全に壊れている場所とか、そのほかに下流、川側の擁壁関係、穴があいて、もう底が見える状況になっております。それらだけでもちょっとその中を人を通すのは、ちょっと難しいかなと。やはりある程度の補修をしながらでなければ、通行できないのではないかと。

それと、3点目の元朝登山までということですが、逆に雪が降った場合、かなりの危険を伴う場所になってきます。ですから、もし行けるとした場合、かなりの安全柵等をつくりながら行かなければ、5合目まで、その2キロ区間が一番問題なのですが、それ以外は歩いて、ぎりぎり車でも行けるような状態になっておりますが、その2キロ区間だけについては、やはりどうしても、もし元朝登山やるとなれば、仮設でのロープなり、安全柵なりをやらなければ、ちょっと通行としては、大変難しいのではないかなという形でございますので、ちょっと早くできればいいのですけれども、そのところはちょっと検討させていただくというような回答にとどめさせていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○委員長（廣田光男委員） 佐藤商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤 武君） それでは、私のほうから2点目のマレットゴルフ場の関係のご質問についてお答えいたします。

委員さん、ご存じのとおりマレットゴルフ場、非常に被害を受けました。ほとんど壊滅というふうに入ったような状況でございます。それで、マレットゴルフ場だけでなく水辺の里もご存じのとおり非常に被害がありました。それで、うちのほうとしては、まず水辺の里とか、そういうもの、ちょっと検証したいと思っております。果たして今のような状況でいいのか。

例えば災害復旧でやって、今までどおりの形でやっていいのか。果たしてまた別な形でつくればいいのかというふうなこと、そういうふうなことを検証しなければならないと思いますし、マレットゴルフ場におきましても、非常に人気のあるスポーツでございまして、これにつきましてもうちのほうでも何とかしなければならないというふうなことでございます。それで、いろいろ補助事業なんかも検討したり、それから災害でできるのかというふうなことでもやってございます。

全国大会が開けるような場所移転とかというふうなお話でしたが、それにつきましては、まず今後いろいろ検討しなければならない、考え方をそれこそ検討しなければならないと思いますが、まずうちのほうとしては、マレットゴルフ場と水辺の里、そこを一体的に観光客というか、そういうふうな関係でやったらいいのではないかなというふうな感じもしますし、マレットゴルフ場を別に、別個に設けるとすると単費になりますので、補助事業ございません。そうすると、全額もう何千万円とかかりますが、単費になるというふうな状況でございますし、今いろいろ調べましてマレットゴルフ場の補助事業、災害関係になると、災害の関係で補助が出るというふうなこともございますので、そっちの方向でやりたいなというふうに考えているところでございますので、よろしくご了解をお願いしたいと、このように思います。

以上でございます。

○委員長（廣田光男委員） 関連、どうぞ。

○10番（芦生健勝委員） わかりました。元朝登山の件でもうちちょっとお聞きしたいのですが、無理なのはよくわかるのですが、山岳協会、山友会で例年元朝登山の前に下見をします。28日とか29日とか30日に必ず下見をして、安全を確かめてから元朝登山に臨むわけですが、そのときまでに流木等を除去してもらって、そしてその安全を確認して、今課長が言ったように、ロープを張ったり、三角帽子を立てたりして、歩くところを確保できれば、いわゆる一列に並んで上がっていく状況でございますので、十分可能ではないかなと私は思っております。これは、私知っている限りでは、3年ぐらい前に大雪で中止になったことがあります。それ以外は延々と続いている元朝登山でありますので、一年の初めの元気出る大事な日でもありますので、何とか元朝登山できることを目指して取り組んでもらえないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○委員長（廣田光男委員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） ただいまのご質問にお答えいたします。

一応流木等の撤去につきましては、可能な限りできると思います。ですから、まずあとは一部若干補充関係も必要になろうかと思えますけれども、ちょっとそこらのところは検討させていただきたいと思えます。

以上、お答えといたします。

○委員長（廣田光男委員） 芦生委員。

○10番（芦生健勝委員） 現地、安全確認に声をかけてもらえれば行きますので、これであれば大丈夫だというので、もちろん何十人も参加しますので、安全が第一でございますので、それについてもちょっと呼んでいただければなと思っておりますので、よろしく願います。終わります。

○委員長（廣田光男委員） そのほかに質問ございますか。

藤原梅昭委員。

○13番（藤原梅昭委員） それでは、災害のことやら農業関係のことやらいろいろお話があったわけですが、まず3点お伺いしたいのですが、1つは、災害関係の話の中で岩崎川については、町長からの力強い早い復旧の対応をお話いただいたわけですが、今回のこの大雨の被害について町民の中に、やはりまだ現地も見えていないでしょうし、どういう状況かという写真も目にしていないということで、要は災害状況を町民が共有することによって今後の防災対策に何らかのインパクトを与えるのではないかというふうに考えていまして、それで秋の収穫祭に毎年文化祭というか、芸術祭やっているわけなので、あのあたりに今回の災害の写真展というか、その災害状況、それと災害状況で既に手を打ったところはこのようになっていきますというあたりも含めて町民に目で見えるような形で対応策をあらわしたほうがいいのではないかというふうに考えておりますが、その辺の考え方をひとつお聞きしたいなど。

それから、あと災害に関して言えば、地域防災組織なので、これについては、今回特に災害の大きかった矢次地区とか、あるいは岩清水方面とか、各地で防災組織が活躍したと、そういうふうに見ていますし、お聞きしています。そういう中で、まだ組織づくりができていない地域に対しての、やはり必要性というのは、今回特に大きく感じたわけなので、そのところに関しては、再三話は出ていますが、その地域の主導で任せるだけではなく、今回特に感じるのは、やはり必要なものについては、きちっと町の責任あるいはリーダーシップのもとにおいて、早急につくるように働きかけると、そういうことが大事ではないかなというふうに感じています。

ただ、そのやる上において、やはり地域で二の足を踏んでいるのは、では日常どうしたらいいのかと、あるいはどういう形で組織づくりをして活動したらいいのかということがよくわからないというか、理解できていない部分も多々あるので、やはり基本的なマニュアルをつくりながら、そのマニュアルプラスアルファで地域なりのプラスアルファの対応をしていくということが肝要かと思しますので、その辺のところも、やはり強く働きかけをお願いしたいなど、そういうふうに思います。

それから、あと災害という名のもとに今回の災害でなく東日本大震災の災害のまだ後遺症が大分残っているわけなのですけれども、特に今回東電の汚染水問題で世界中がいろんな意見を述べていると。その中でそれを沈めるためにオリンピックを誘致することも相まって、いずれあの地域だけであとは大丈夫だというような話を安倍総理がI O Cの中で演説したわけですが、実際我々近場に住んでいる者にとっては、何が安全で大丈夫だと、とんでもないというふうな意識が物すごく強いです。オリンピックは、確かに私も大歓迎しますが、その汚染水問題についてまだまだ、汚染水だけでなく、いろんな危険をはらんで原発というのは動いているというような状況の中で、いずれ汚染水と同時に、今原発を動かせば、核のごみ、これは使用済みの核燃料の処理の問題なのですけれども、その問題が残っていると。動かせば動かすほど核のごみがどんどん、どんどんたまっていくと、これの処理の方策が決まらないうちは、絶対稼働するべきではないというふうに私は強く思っております。

そういうことで先日は、韓国では、その汚染水に汚された食料品は輸入しないというところまで、やはり世界の目は向いていますので、それに対する矢巾としての原発に対する考え方を、先日、一般質問の中でいただきましたけれども、再度強く希望するものとして町長さんのもう一回決意あたりを伺いたいと、そう思いますので、よろしく申し上げます。

○委員長（廣田光男委員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） それでは、原発への思いと申しますか、そのことにつきましてお答えをいたします。

これは、何回も今までも一般質問でもお答えしていたとおりでございまして、何回も同じことということはできません。今回もそういうことで一般質問にお答え申し上げているとおりでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

終わります。

○委員長（廣田光男委員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） ただいまの質問の1点目と2点目にお答えをしたいと思います。

被害状況につきまして町民に、例えば秋祭り等を使って写真等で周知してはというふうなお話がありました。大変貴重な意見だというふうに捉えてございます。被害状況につきましては、9月の広報で一部は紹介をいたしました。ですが、その後どうなっているかというふうなことにしましては、あるいは南昌山線のこと等々につきましては、たしか載ってなかったというふうに思っておりましたので、その辺も含めて区長さんあるいは議員の皆さんには写真ではなかったのですが、一部写真もつけましたが、状況は報告してありますが、町民の方々に直接ということについては、今現在はないわけでございますので、そういった場所を利用して周知するというにつきましては、非常にいいことだなというふうに思っておりますので、参考とさせていただきたいというふうに思います。

それから、自主防災組織の関係でございます。これにつきましては、確かに今現在23組織というふうなことになるようになっておまして、まだ半分をちょっと超えたぐらいでございます。今回の災害におきましてどのような行動をとったかということと8月27日の区長会議の際に、自主防災組織があるところに用紙を渡して30日に回収をいたしました。そのデータを持っておりますが、やはり雨の被害が余りなかったところでも自主的に動いて安否確認をしたりというふうなことで大変活動されているというふうなことが出てきております。そういったことも今後PRしながら結成に向けていきたいというふうに思っております。

なお、今回矢次と、それから新田1区、ここはまだ自主防災組織ありませんが、申請用紙は持っていつている状況ですが、まだ正式には来ておりませんが、その活動状況について次回の広報でちょっとページを割いて紹介をしたいというふうにも思っておりましたので、そういったことでPRをしていきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○委員長（廣田光男委員） 質問の途中でございますけれども、一般会計についてご質問の用意の方、何人ぐらいいらっしゃいますか。わかりました。それでは、お昼にかかりますので、ここで休憩に入りたいと思います。

再開を1時とします。

午後 0時04分 休憩

午後 1時00分 再開

○委員長（廣田光男委員） 再開いたします。

午前中に引き続き一般会計の質問、ございませんか。

昆委員。

○11番（昆 秀一委員） 総括質問ということで24年度決算を含めて振り返って町長にお尋ねいたします。

現在町長は4期目、あと今任期1年半ほどになっております。それで、まだ1年半と考えるか、あと1年半と考えるか。今までを振り返りまして、町長自身として自己評価をどう考えているのか。また、今後1年半での目標と後進についての考えをお伺いいたします。

○委員長（廣田光男委員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） ただいまの質問にお答えを申し上げます。

まずもって現在4期目であるが、今までを振り返ってどう自己評価しているのかということでございますが、私は、この評価は町民の皆さんがやるものだというように思っています。私は、誠心誠意やっているつもりでございますが、その評価というのは、今申し上げましたように、町民の、もちろん議員の皆さんもそうでございますし、町民の皆さんが評価すべきものというように認識をしておるところでございます。

それから、今後の1年半、残りでございますけれども、それをどう感じるのかということでございますけれども、いずれ任期中は、誠心誠意頑張ってまいりたいというように思っておりますし、なおそれぞれ指標としております第6次の総合計画後期計画があるわけでございます。これは、町民の皆さんが策定いたし、そしてまた議会の皆さんのご理解をいただいておりますので、これに粛々と取り組んでまいる所存でございます。

以上、お答えといたします。

○委員長（廣田光男委員） よろしいございますか。

（「後進」の声あり）

○委員長（廣田光男委員） 具体的には。

○11番（昆 秀一委員） 後進者というか、例えば町長がこの任期で終えてやめた場合、その後のことについては、どう考えているのかということです。

○委員長（廣田光男委員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 今言えることは、任期いっぱい頑張っているということだけのことでございます。

以上、お答えといたします。

○委員長（廣田光男委員） 昆委員。

○11番（昆 秀一委員） なぜ聞いたかというのと、この後、町長がいつまでもやるわけではな

いので、その後後進者を育てる意味でどうするのかということをお聞きいたします。

○委員長（廣田光男委員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 今後進者を育てる、どうなのかというようなご質問でございますが、いずれ今のところ、先ほど来申し上げておりますように、私は任期中精いっぱい頑張るということだけの一言でございます。

以上、お答えといたします。

○委員長（廣田光男委員） ほかに質問ございませんか。

藤原梅昭委員。

○13番（藤原梅昭委員） それでは、先ほどの大雨についての件でもう一点だけ確認しておきたいと思います。

被災者への見舞いについては、検討していくというようなお話がありましたけれども、今時点で、もしその方向性が決まったようなことがあれば、お知らせ願いたいということが1点です。

それから、話は変わりますが、農業関係の話でちょっと二、三確認しておきたいのですが、私常日ごろ食というのは、国の礎だというふうに思っております、非常に食料問題というのは、重要な問題であるということで40%を今切っている自給率が、まだまだ下がるような世の中の動きも一方であるわけですが、その自給率は、少なくともできればフィフティー・フィフティーに持っていきたいのが山々なのですが、今の自給率は下げるべきでないというふうに思っております。これは、なぜかという、世界の人口が間もなく90億人になるだろうと、こういう予想もされていると。それから、今の飢餓人口が約10億人ぐらいあると。それから途上国が、中国とかインドとか人口の多い地域がどんどん生活レベルが向上して、我々が外から購入している食料がなかなか手に入りにくくなっていると。それと、最近の異常気象の問題で、今までとれていた、産地でとれていたやつが、例えばロシアとか、オーストラリアとか干ばつで小麦が全然とれなくなったとか、そういうようないろんなこれからの不確定要素が余りにも多過ぎると、そういう中で食料がこれ以上自給率が下がるということは、国が滅びると、そういうようなことにつながりかねないと、そういうふう感じているわけです。

そこで、この前後継者づくりについてはちょっと触れたわけですが、いずれこの農業を矢巾町の農業ビジョンの中でも最重要に据えているわけですが、この農業をもっと活性化させるためにも後継者というのは、非常に重要な問題なわけなのですが、そ

の辺の行政と農協と生産者あるいは消費者が一体となった、そういうような考えをまとめながらそれを進めると、そういうような組織が必要ではないかと。

今農協は、盛岡市、矢巾町、紫波町と一緒に岩手中央農協ができていますけれども、ただそれぞれの市町村でそれぞれのやっぱり農業の特徴があるということで紫波町は紫波町、矢巾町は矢巾町、盛岡市は盛岡市のそれぞれ特徴があるわけですし、そこで矢巾町の特徴を生かしながら、いずれ農協がメインになって行政と進めていかなければならないわけですが、そういう一体になった組織、例えば農業公社のような形でやっぱりもつと将来を見据えながら進めていく必要があるのではないかと、そう思っているわけなんですけれども、その辺のお考えをひとつ伺いたしたいと。

それから、あと先ほど来、地元の農産物の消費というのは、非常に今学校給食等で非常に推進していただいているということで、それは非常にありがたいわけなんですけれども、町民に気軽に、町の食材がどういうものがあるって、どのぐらいおいしいものなのか、そういうものは、なかなかわかりにくいような今の矢巾町の販売システムではないかと、そういうふうに考えています。その上で、この農業ビジョンにも農協と協調した大店舗の開設、これは検討するのか、開設に向けて取り組むのかははっきりは書いていませんけれども、その辺についてのお考えをお伺いたしたいなというふうに思います。

以上です。

○委員長（廣田光男委員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） それでは、私のほうから第1点目につきましてお答えを申し上げたいと思います。

災害被災者への見舞金でございますが、今検討中でございますので、できれば20日の最終日の補正予算に提案いたしたいというように思っておりますので、どうぞご理解のほどをよろしくお願いを申し上げますし、その際は、ご賛同をぜひお願いを申し上げます。

終わります。

○委員長（廣田光男委員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） 2点目、3点目の農業関係の部分でございますが、まずある意味広域的なことを視野に入れた内部の横断的な運営ができるような公社的という一つの事例として組織化しながら、将来に向けた取り組みというふうなご質問だったわけですが、当然ながらそれぞれの自治体の特徴を生かしながら進めているわけですが、

いまして、それである意味お互いに切磋琢磨した形の中で地域づくりということは、それなりの産業振興というのはやらなければならないというのは、理解しておりました。そこで、今の組織的な部分なのですけれども、当然ながら岩手中央の農協の部分につきましては、ある意味行政を越えた広域になっておりまして、その部分では、大きな視点の形と、農業の部分については、大きな視点ということとは言えると思います。

その中に、農協の運営協議会ということがまずあります。そこで、いろいろな関係する3市町の関係する部署の中で、そこで情報共有しながら運営につきまして、まず意見を話をする、そういったふうな機会ありますし、もちろんその上の首長も組織している協議会の会議もまずあります。そういったふうな連携的なものはとっているということでございまして、それで本町の部分につきましては、いずれ農協の部分につきましては、現場のほうの第一線もありますし、その部分につきましては、コミュニケーションをとりながら連携をとってまわっているつもりでございます。当然ながら大きな意味では、関係する部署の中で、まさに横断的取り組みという部分については、それはそれで意義あることというふうに思っておりますけれども、現状の形の中でもその部分については、まず頑張っていかなければならないというふうに思っておりました。

現時点での組織的な部分につきましては、特に今のところは考えてはいないのですが、ただ実働的なものとしたしましては、農業対策会議というものがございます。これは歴史が古いわけでございますけれども、その中に4つの部会、農政、畜産、農産あとは生活ということで構成しております。その中には、関係機関、団体が組織しております。具体的に言いますと、農協がそうですけれども、共済、改良区、そういったふうな、あとは農協の中のそれぞれの専門的な部署でも組織している部分がございます。ある意味、その部分につきましては、独自のそれぞれ時代に合ったものを課題提起した形の中で取り組んでいるということがございます。そういう意味では、そういったふうな部分につきましても、より時代に合ったものということで精査しながら連携しながら進めていければいいのかなというふうに思っているところでございます。

続きまして、2点目の販売を目指した形の中での大店舗、具体的に言えば産直的なものの大きな施設的な意味合いを指しているのかなと思いますけれども、この部分につきましては、実態の部分につきましては、委員ご存じのとおり町内では、規模的には大きい小さいか別といたしまして5つの産直があるわけでございますけれども、それはそれなりに頑張っているわけございまして、その分の支援的なものは、当然ながらしていかなければならないと

思っております。そして、それを一つにまとめるというお話ではなかったのですが、そういったふうな意味で一つの大きなくくりのものにつきましては、皆さんの総意の中で検討していかなければならないものとするれば、その部分につきましてもそれを声を聞きながら内部のほうでも一つのテーマとして協議しながら考えていければなというふうには思っております。現時点では、具体的なハード部門的なものでは想定はしておりませんが、いずれ声を聞きながら、そしてまた時代に合ったものについては、それなりに対応していかなければならないのかなという部分につきましては、理解しているつもりでございます。

以上、お答えといたします。

○委員長（廣田光男委員） よろしいございますか。

（「はい」の声あり）

○委員長（廣田光男委員） ほかに質問ございますか。

米倉委員。

○15番（米倉清志委員） ウェストヒルズの企業誘致についてお伺いしたいと思います。

町長初めトップセールスをして職員また関係各位、総力を挙げて、その成果を上げていることに関しては、早期に完売、こういうことに対して努力されていることには感謝申し上げます。

そこで、今後の情報量とか、PR方法とか、それから有力な情報もあるということをお聞きしております。また、ことしになってもそういう契約の情報もあると聞いておりますが、ここの早急に完売をされるということに対してのお考えとか、実績をお伺いしたいと思います。

また、あわせて矢幅駅の西口についても病院が開院し、町のにぎわいが出てくるような感じもでございます。そこで、西口についても情報があると思っておりますけれども、そこもあわせてお願いできればと思います。

○委員長（廣田光男委員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） それでは、私のほうからお答えをいたしたいと思います。

まず第1点目のウェストヒルズ広宮沢でございますが、おかげさまをもちましてここにまわりまして経済、アベノミクス景気なのか、その影響もありまして、結構問い合わせも出てまいりました。先般今月の3日でございますが、岩手日報のほうにも小さく報道されておったわけでございますが、岩手日報株式会社のほうに1万6,822平米売らせていただきました。そしてまた、今高田にあります三菱ふそうでございますが、これもウェストヒルズ広宮沢の

ほうに移転するというごことございまして、今月末には契約がなされるというような状況になっておりまして、そうしますと、おおよそ77%の決定率ということになります。

しかしながら、まだ23%残っておりますし、農協さんに対する組合の借金もまだ3億弱ぐらい残るのかなというようにも思っておるわけですが、いずれこれからもいろんなところからの情報をいただきながら進めてまいりたいというように思っておりますが、ただ企業誘致でございますが、きょう交渉したからすぐ決まるということではないわけございまして、岩手日報につきましても3年前に一番最初に三浦社長さんにお会いしたわけですが、やはり決定になるまでには3年かかります。いわゆる植物と同じように種をまき、水をやり、肥料をやり、そして最終的には実をならせるということなわけですが、いずれそういう中で今進めておるわけですが、今後委員を初め各委員にも情報がありましたら、いろいろご指導をいただければありがたいなというように思っております。あと少しでございますので、なお一層売却のほうに力を注いでまいりたいというように思っております。

それから、2点目の駅西地区の販売状況でございますが、これはまず小口の面積なわけですが、まずはほぼ順調に販売できているのかなというように思っております。できるだけお金のある人に売却したいなというように思っておるわけございまして、保留地、町有地あるわけでございますけれども、これにつきましても、販売にはなお一層努力してまいりたいというように思っておるところでございます。

以上、お答えといたします。

○委員長（廣田光男委員） そのほか質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（廣田光男委員） それでは、質疑はないものと認めます。

これで平成24年度矢巾町一般会計歳入歳出決算の総括質疑を終わります。

引き続き、平成24年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について総括質疑を受けます。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（廣田光男委員） 質疑ないものと認めます。

これで平成24年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の総括質疑を終わります。

引き続き、平成24年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について総括質疑を受けます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(廣田光男委員) 質疑ないものと認めます。

これで平成24年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の総括質疑を終わります。

引き続き、平成24年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について総括質疑を受けます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(廣田光男委員) 質疑ないものと認めます。

これで平成24年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の総括質疑を終わります。

引き続き、平成24年度矢巾町下水道事業特別会計歳入歳出決算について総括質疑を受けます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(廣田光男委員) 質疑はないものと認めます。

これで平成24年度矢巾町下水道事業特別会計歳入歳出決算の総括質疑を終わります。

引き続き、平成24年度矢巾町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について総括質疑を受けます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(廣田光男委員) 質疑ないものと認めます。

これで平成24年度矢巾町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の総括質疑を終わります。

引き続き、平成24年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算について総括質疑を受けます。質疑ございませんか。

小川委員。

○6番(小川文子委員) 一般質問との関係の中でかなりダブったこともございますが、区画整理の駅前、あと2年半というところで中間地点に来ております。新たな今回の水害の見直しがやはり生じてくるだろうと思います。そして、それとの関係もございますが、このまま複合施設を順調に立てていくのかどうか、水害の部分で新たな見直しが生じた場合であっても、総額の107億円には大きな変化をすることはできないだろうとは思いますが。その中でやりくりしていくためには、移転の部分の補償費とか、そういうものを変えるわけにはいかないでしょうから、一応その中で動かすことができるのは複合施設、ブラッシュアップの部分だと思います。そこら辺の考え方についてお伺いをいたします。

○委員長(廣田光男委員) 細川区画整理課長。

○区画整理課長（細川賢一君） 先ほども水害対策に関して検証するという答弁をさせていただきますので、検証の結果、どうなるかはやってみなければわかりませんが、一応これはチェックをしてみたいと思います。

したがって、その際に新たな発生事項が発生した場合でも、その107億5,000万円という規模の計画予算は堅持していくという町長答弁もありますので、それは堅持をしてみたい。

したがって、一般質問でもありましたが、実際に人件費やら材料費は上がってございます。県からの単価表を見ても、人件費、さらには材料であるアスファルト、石材、生コンクリート等が上がってございますので、私どもは今現在どの辺で節約できるかというところをSPCと協議をさせていただいて、例えば道路でありますと、歩道の舗装の平板ブロック、道路の照明、ベンチ、車どめ、駅前の広場でありますと、バスシェルターなど当初見込んでおりましたそのランクを若干見直しして、節約できる分がないかというところを総体的にSPCと検討してございますので、その辺でやはり節約できるところは節約いたしますし、当然今お話がありました家屋補償は、安くしてくれということは全くできないことでございますので、補償は基準にのっとり、これは補償をいたしますので、その辺の節約という言葉は合致はいたしません、そのほか今お話がありました複合施設でも例えば図書室を総合移転した場合にかかる経費、これは維持管理も含めてきちっと予算を堅持できるかというところも含めて検討してございますので、個々には今お話ししたところですが、総体的にその辺も踏まえまして、全体的な見直しではございませんが、そういった部分的な再検討を現在いたしているところでございます。

いずれそういった予算の範囲内で今考えているところを実施できるのであれば、その方向で実施をしてみたいと、このように思っております。

以上、お答えいたします。

○委員長（廣田光男委員） 関連、小川文子委員。

○6番（小川文子委員） 以前に複合施設に関しては、ことしの6月ぐらいにいわゆる計画を町民に公表して、町民からの意見をいただくというようなことがございました。これも大幅にずれています。今回、町民にそういうふうなのを示して、意見をいただく時期というのをいつごろにする予定なのか伺いたいと思います。

○委員長（廣田光男委員） 細川区画整理課長。

○区画整理課長（細川賢一君） 一般質問の中でも期日はお話ししませんでしたので、ここで

お話をさせていただきたいと思います。

前回の議会のときには、今年度前期でおおよそ基本設計を固めるということで説明をいたしておりましたが、現在は平面、断面、構造計算を盛んやっているところまでございまして、それと同時に、コストの確認、いわゆる経費どのぐらいかかるかというところも一緒にやってございまして、おおよそこの作業が11月いっぱいまでかかるであろうという見込みでございまして、その間にまちづくり委員会を実施をいたしますし、おおむね固まった時点で議会の特別委員会のほうにもご説明をさせていただきたいと。そして、まずは1月号の広報でこういった複合施設の基本設計の内容を広報で全戸に周知をいたしたいと思います。

その後におきまして、ワークショップを開催をいたしまして、平成25年度末に基本設計を定めたいと、こういう現在のスケジュールで進めているところでございます。

以上、お答えといたします。

○委員長（廣田光男委員） はい、どうぞ、関連。

○6番（小川文子委員） もう一つは、新たな町の集積ということで現在のJAシンセラ跡地がまず町の換地ということで、そこに商業的な複合施設あるいは屋台村というような構想も出ましたけれども、以前私が質問したときには、ビジネスホテルを誘致したいというようなお話もございました。今度屋台村というお話もございました。何かくるくる変わるなという気がするのですが、どういうふうな話し合いのもとでこういう意見が出ているのか。今後またこれも変わる可能性があるのか、そこら辺についてお伺いいたします。

○委員長（廣田光男委員） 細川区画整理課長。

○区画整理課長（細川賢一君） お話ししている分につきましては、シンセラの西側の町有地でございます。今度解体をする元の農協のストアの部分の場所に、町の2,000平米の換地がございます。そこをまずは前から計画のありましたパティオ構想、2,000平米の町有地にパティオ構想の場所で、いわゆる駅前、矢巾町の商店街の方々がそういった商店を構想があるのであれば、その土地を確保していますよと、この計画はまずまだ生きていますよということでお話をさせていただいたところ、時期的な問題もありまして、今現在ある商店街の方々の移転の時期と、そういったパティオ構想に移る場合の時期がちょっとうまく合致をしなくて、いわゆる飲食店につきましては、やっぱり1回どこかで仮店舗をしてからそこに移るというのは、なかなか水回りの整備なんかもありまして、二重投資になるということもあって、ちょっと難しいなという話がありましたので、であれば別の町有地のところに例えば長屋形式のそういったお店をやるのであれば、用地はありますよという商工会のほうにはお話をさせ

ていただいております。

したがって、そのパティオ構想が実際に具体化になって、そこで実施をする、その中に入る商店街の方々も集まって資金を出してやるということであれば、その土地は活用できる土地として換地してございますので、それはいいのですが、もしそれがどうしても資金の関係等でその部分はやれないということであれば、別ないわゆるホテル等の、町有地でございますので、誘致も必要になってくるという意味でお話をさせていただいたものでございます。

そういう説明、ちょっとあちこちいったようでございますが、流れとしては、そういうお話でございましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、お答えといたします。

○委員長（廣田光男委員） ほかに質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（廣田光男委員） それでは、質問ないものと認めます。

これで平成24年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の総括質疑を終わります。

引き続き、平成24年度矢巾町水道事業会計決算について総括質疑を受けます。質疑ございませんか。

藤原梅昭委員。

○13番（藤原梅昭委員） それでは、水道のほうで二、三、確認しておきたいことがあるのですが、非常に水道事業については、いろんな数字を見ても、非常に伸びているなという感覚を受けていまして、大変矢巾町にとってもすばらしい事業展開をしているなというふうに感じております。その中で、よく水を制するものは何とかを制するというで非常に日本の水道も非常に高い技術が認められ、今海外でもかなり水道の技術を輸出し始めている。例えば横浜とか神奈川とか、そういうところが海外の都市の水道屋さんの管理を受けるとか、設計を受けるとか、いろんな展開をし始めているわけなのですが、当町の高い水道技術を、要はいろんな意味での税収ではないですけれども、収益を上げるためにも、そういう展開を、例えばこの周辺のところでも考えておられるのか。それから、これからそういう技術を高めて将来的な構想として考えを持ちたいと思っているのか、そこら辺の考えをひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

それから、あと労働生産性が非常に高いということで私も評価しているわけですが、

その労働生産性が高い理由の中に、非常に技術的なそういう訓練とか、いろんな研修の訓練の成果だというようなお答えがこの前の質問の中であったわけですが、その辺の内容をもう少し詳しいことをお聞かせ願えればお願いしたいなと、そういうふうに思います。

以上です。

○委員長（廣田光男委員） 藤原上下水道課長。

○上下水道課長（藤原道明君） ただいまのご質問、1点目の技術水準を高めて、それを直接収益につなげるような活動について、今後のことも含めて考えがあるかというふうなご質問かと思しますので、そういった観点でお答えさせていただきます。

技術を高めるということにつきまして、矢巾町の規模としては、よそに比べますと、比較的熱心に研修等に赴かせて技術の向上に努めておりますし、それが結果として事業をよく進めていく、いい方向になっているということについて結びついているものだというふうには認識してございますが、いかんせん当町の水道事業にかかわる人数でございますけれども、私を含め10名ということでございまして、10名の中で今人口規模、給水人口で2万6,000人弱というところで正直申しますと、手いっぱいのところございまして、外部に対してその技術を売り物にしていくというためには、もっと組織規模が大きい状況でなければ困難であるというふうに感じてございます。

盛岡市等のレベル、もしくは八戸のほうは、企業団で大きな規模でやってございますので、そういった部分であれば、そういった展開は可能であるとは思いますが、残念ながら矢巾町の規模では、それは相当に困難だと思っておりますし、今後も難しいものであると思っております。

2点目の労働生産性が高いというところについての詳しいお話ということでしたが、労働生産性自体は、収益を労働人口で割るというふうな形になっておりますので、人数が現在のよう組織規模の場合、また昨今の矢巾町全体の財政状況等の関係もあり、職員数はふやせない状況でございますし、また事業規模からいいたしても、逆に減らすのも相当に困難だという職員数が固定的な部分の中で、収益性を上げているということでもって高い労働生産性になっているものというのが実態のところであると思っておりますが、いかんせんただ人数が同じであったとしても、先ほどもお話しありましたように、研修等を踏まえて、また各種創意工夫をしながら支出を減らし、収入をふやすというふうなことの工夫を積み重ねることによって、結果的に労働生産性が高まるというふうな形につながっているものというふうに考えてございます。

以上、お答えいたします。

○委員長（廣田光男委員） 関連。

○13番（藤原梅昭委員） ひとつ今の状況では難しいということなわけなのですけれども、矢巾町も将来の財源をどうするかということは、今の範疇の中だけで考えるということだけではなく、やっぱりいろんな観点からプラスアルファを見出さなければいけないと、そういう近い将来のこともあるわけですので、ひとつ夢を持ちながらチャレンジも検討の中にチャレンジ課題としてあってもいいのではないかなというふうに思いますので、よろしく願います。

以上です。

○委員長（廣田光男委員） ほかに質問ございませんか。

小川委員。

○6番（小川文子委員） 検討会の中でもお話ししましたが、藤沢地区の一部について、夏場になると水量が少し少なくて、ちょろちょろとしか出ないということをずっと何年か町のほうに言っているけれども、改善がないということでお話を受けた方がございます。近々それは解消する予定であるということが説明がありましたけれども、急速な都市化に伴って、水道のほうの設備の充実というのですか、それがちょっとおくられているのではないかと思います。

また、新たな団地も形成されるわけですが、その周辺のほうの水の安定的な供給というのは、大丈夫なのかどうか。あわせて西側に井戸を掘る予定であるとお聞きをしましたがけれども、その経過がどうなっているのかお聞きをいたします。

○委員長（廣田光男委員） 藤原上下水道課長。

○上下水道課長（藤原道明君） まず1点目の藤沢地区の周辺で水圧低下があるというふうな現状についてでございますが、検討会のときにも回答しておりますけれども、今年度中に一部幹線の排水管を増強いたしまして、その水圧不足に対応するというのを計画してございます。

あとまた、藤沢地区の開発行為の関係で開発者との協議を進めてございますが、開発行為で新たに造成される部分の水量についても問題なく確保できるような配水管の計画で現在協議をしてございますので、そういったことは、今後解決していく方向にあるというふうに捉えてございます。

また、さりとて実際いろいろつないでみた結果、まだ水圧不足がまだ完全には解消しない

というふうなこともあろうかと思しますので、そういった部分も具体的には来年度以降の対応になるかとは思いますが、大きくは医大に対する水の供給というふうな、ここ何年間かのうちに対応しなければならない大きな管網計画との関連の中で、全体的な考え方の中でどこをどのように整備するのが最も最適かといったところも含めた検討の上で適宜更新を進めながら、場合によっては増経等をしていくと、配水管のパイプの経をふやしていったりするというふうな形で解消していく所存でございます。

また、浄水場の能力等につきましても一部古くなっているところもございますので、そういったところの更新も含めまして、今後進めてまいる予定でございます。

もう一点、2点目の西部の井戸の関係でございますが、昨年度井戸のほう試掘をいたしまして、一定量の水が出るということは確認できましたが、結果としまして、水道の水源として使うには量的に不足しているということが確認されました。残念なことではあります、やはり掘ってみないとわからないという部分はどうしてもありますものですから、今後また新たに別な場所の水源を確保すべく探しまして、また試掘をしなければならないというふうな考えてございます。

以上、お答えといたします。

○委員長（廣田光男委員） ほかに質問ございませんか。

川村よし子委員。

○14番（川村よし子委員） 矢巾町の水道は、預金がたくさんあるというか、営業外収益の中の利子ですけれども、預金利息、その他利息のところが大体年間で500万円ぐらい入るのですけれども、今回は430万円ほどなのですけれども、前回も検討会のときにも質問したのですけれども、投資明細書を見ますと、いつも当年度増加額のところが大体3,000万円ぐらい貯蓄に回しているのですけれども、今回は、24年度はゼロということなのですけれども、職員の方たちには大変申しわけないのですけれども、この投資を一部切り崩して、例えば経口によって、13ミリと20ミリでしたか、その経口のところで基本料金を100円下げるとすれば、どのくらいの経費が必要、かかるのか。そして、やはり8月から電気料金も上がるし、ガス料金も上がるようになっていきますし、それから生活保護の減額もあるし、住民にとっては、すごく負担があるので、そういう点を、水道料金を下げてほしいということなのですけれども、伺います。

○委員長（廣田光男委員） 藤原上下水道課長。

○上下水道課長（藤原道明君） 基本料金を下げるというふうな形での値下げはできないのか

というふうなことかと思っておりますので、そういった観点でお話しいたしますが、先ほど13ミリ、20ミリの部分が100円下げるとしたらというふうなお話もありましたので、そちらのほう、全くの概算でございますけれども、矢巾町、現在9,000件ほどの給水契約がされておりますので、そのうち約4分の3が一般家庭でございます。4分の3の一般家庭が、仮にほぼ全て13ミリ、20ミリだとするとというふうに計算しますと、その件数掛ける100円掛ける12カ月ということで1年間でいえば720万円ほどの収入減という形になろうかと思っております。

その投資しているものを取り崩してそちらに充てるというふうな、その収入減に対応するというふうなことについてでございますが、水道のお金、保有している資金につきましては、基本的に今後人口減を伴いますけれども、矢巾町に人々が暮らしている間は、水道をとめることはできないというふうに考えてございますので、今後50年、100年の長い間に現在入っている水道管は、ほぼ1回から1.5回は全て入れ直さなければなりませんし、浄水場についてもしかりでございますし、水源についてもほとんどそのような対応が必要かと思っておりますので、そういった観点からしますと、例えばここ1年、2年のところで720万円というものが出せないのかということだとすれば、またあれですけれども、長期的観点で立てば、10年たてば7,200万円、20年であれば、その倍というふうなぐあいでもそれも全て本来であれば更新に回していく、料金収入でもって施設を全部更新していくことで長きにわたって水道施設を維持していくという考え方のもとに事業を進めておりますので、短期的な何らかの政策によって収入減を伴うような政策を水道事業としては、それはできないものというふうに考えてございます。

以上、お答えいたします。

○委員長（廣田光男委員） そのほかにもございますか。

昆委員。

○11番（昆 秀一委員） 平川食品に関してですけれども、町側の責任問題もあやふやなままなのですけれども、もともと平川食品のメーターの不正などで水道料金をごまかしたということは、私はこれは詐欺罪となり、刑事告訴もできるはずだと思うのですけれども、それを見過ごしてきて、結局倒産し、経営者は今どうしているのかわかりませんが、私はそういう不正をした悪い者は、それなりの制裁を受けるべきだと考えるのですけれども、例えば子どもたちにこのことをどう説明できるか、私は説明できないのですけれども、町側としては、その点、どのようにお考えでしょうか。

○委員長（廣田光男委員） 藤原上下水道課長。

○上下水道課長（藤原道明君） 平川食品の件は、水道の部分ではないところではございますが、関連ということでお答えしたいと思います。

この平川食品の事件の経緯につきまして、詳細をこの場でお話しするには到底時間がございませんので、簡単などころでとどめたいと思いますが、そもそもこういった施設につきまして、平川食品自体は、昭和63年に矢巾工場が操業しておりまして、そのときから下水道については、下水道専用のメーターを自前で設置していただいて、それを町がはかって下水道料金を算定するというふうな形で進めてございました。この汚水用のメーターというものは、非常に高価でございまして、数百万円しますもので、そういったものを当時矢巾町自体が平川のためにそれを経費を出して設置して、それを検針するという考え方ではございませんでした。あくまで原因者側のほうで設置していただいた上でなら、それを認めますというふうなスタンスでおりましたので、当時下水道のメーターを平川がみずから設置して、それを我々が検針して下水道料金を算定するというふうな形で進めてございました。

ただ、その後いろいろな経緯がございましたが、平成11年ごろから、どうやらそのメーター、高価なメーターだということもあって、それが水につかった場合に故障する恐れがあるということ懸念したところから始まったようですが、そのときにメーターの電気をとめればメーターを守れるというふうなところに気がついて、そこから徐々にメーターをとめるというふうな形が常態化した結果として、どうやら下水道の不正になったというふうに、そのように感じてございます。それから、平成20年に入りまして、内部告発によって、そこが起点となりまして、証拠固めをした上でこちらとしては現地調査に乗り込んで、その不正の事実を確認したというところから以後始まってございます。

そして、平成20年6月の時点で過去、その時点から5年間さかのぼりまして、追加徴収使用料、それからそれに伴う過料ということで進めて、その納付を進めてきたところでございます。当時、平川食品につきましては、基本的には納付意欲があるというふうに認められました。社長本人もそれを約束しておりましたし、納付計画自体もおおむね妥当な納付計画であろうということから、そこでその納付計画を受理する形で、その計画書どおりに納付を進めてくるようにというふうに指導監督してきたところでございます。

ただ、そうはいいまして、その後、やはり景気の動向、それから東日本大震災に関連した部分、その後やはり豆腐業界の問題やら輸入大豆の問題やら、いろいろなことがございまして、結果的に会社のほうで業績が思うようになくなったということ、それからこの不正事件の関係もございまして、金融機関から新たな融資が受けられないという状態になっ

ございましたので、会社な経営上、新たな融資が受けられないというのは、極めて窮屈な経営を強いられるということはおわかりかと思っておりますので、そういった状態で平成20年から25年までの5年間にわたって納付計画を出させ、それを見守り続けてきたという状況でございます。町、それから盛岡と両方で対応はしてまいりました。

倒産についての、行政として平川食品の倒産には、責任はとれないものと、倒産自体に関しては責任はないものというふうには捉えてございますが、最終的に追加徴収使用料、過料合わせまして3億2,000万円ほどのものに対して19.2%、6,100万円ほどの回収にとどまってしまったということは、全くもって残念なところではございます。もう少し経営が伸びていただければ、生き延びていただければ、なお少しずつでも回収はできたものというふうに考えてございます。

それ以後の今後の対応につきましては、先般ご質問にお答えいたしましたので、省略させていただきます。

以上、お答えといたします。

○委員長（廣田光男委員） ほかに質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（廣田光男委員） 質疑はないものと認めます。

これで、平成24年度矢巾町水道事業会計決算の総括質疑を終わります。

これをもって付託された8議案に対する全体質疑は終了いたしました。

日程第2 審査報告書の作成について

○委員長（廣田光男委員） 日程第2、審査報告書の作成について、この後、委員の皆様から提出していただく意見書を参考に決算審査報告書の作成に入ります。そして、9月6日の特別委員会の設置の際にも申し上げ、了解をいただきました9月20日、午前11時からの決算審査特別委員会において皆様方にお諮りし、協議の上、成案を得て議長に提出するという手順で進めてまいります。審査報告書作成委員会の皆様方は、散会后、第1委員会室にお集まりいただきたいと思っております。

○委員長（廣田光男委員） 本日はこれをもって散会します。

なお、明日から16日までは休日休会、17日から19日は休会となります。20日は午前11時に開会しますので、本議場にご参集くださるよう口頭をもって通知します。

苦勞さまでした。

午後 1時56分 散会

決算審査特別委員会議事日程（第5号）

平成25年9月20日（金）午前11時開議

議事日程（第5号）

第1 審査報告書について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席委員（16名）

1番	齊藤正範	委員	2番	藤原由巳	委員
3番	村松信一	委員	4番	山崎道夫	委員
5番	川村農夫	委員	6番	小川文子	委員
7番	谷上哲	委員	8番	廣田光男	委員
9番	秋篠忠夫	委員	10番	芦生健勝	委員
11番	昆秀一	委員	12番	村松輝夫	委員
14番	川村よし子	委員	15番	米倉清志	委員
16番	高橋七郎	委員	17番	長谷川和男	委員

議長 藤原義一 議員

欠席委員（1名）

13番 藤原梅昭 委員

職務のために出席した職員

議会事務局長 菊池清美 君 係 長 吉田 徹 君
主 事 根澤のぞみ 君

午前 11 時 00 分 開議

○委員長（廣田光男委員） 会議に入ります前に当職から申し述べたいことがあります。本日も上着を脱ぐことを許します。

本日も皆さんにお諮りします。本委員会の傍聴希望者には、委員会条例第17条第1項の規定により、傍聴の許可をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（廣田光男委員） ご異議がないようでありますので、許可することに決定いたします。

ただいまから本日の決算審査特別委員会を開会します。

ただいまの出席委員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、13番、藤原梅昭委員は、都合により欠席する旨の通告がありました。

直ちに本日の日程に入ります。

日程第1 審査報告書について

○委員長（廣田光男委員） 日程第1、審査報告書について。本日の日程は、付託を受けました8議案に対する審査報告書の取りまとめであります。7名の委員をもって決算審査報告書の草案を作成いたしましたので、ただいまからこれに対してご意見をお受けし、成案にしてまいりたいと思います。ただいまからその草案を職員に朗読させます。

（職員朗読）

○委員長（廣田光男委員） このように取りまとめいたしましたので、ご意見をお願いします。ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（廣田光男委員） それでは、お諮りします。

この報告書を成案といたしまして議長に提出することに決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（廣田光男委員） ご異議がないようでありますので、この報告書を成案として議長に提出することに決定いたしました。

これをもって決算審査特別委員会に付託された議案第60号 平成24年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第61号 平成24年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第62号 平成24年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第63号 平成24年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第64号 平成24年度矢巾町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第65号 平成24年度矢巾町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第66号 平成24年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第67号 平成24年度矢巾町水道事業会計決算認定についての審査並びに審査報告書の作成等一切終了いたしました。

○委員長（廣田光男委員） 9月3日から本日までの長い間、皆様のご指導、ご協力をいただきまして、おかげさまで無事大任を果たすことができました。心から厚く御礼申し上げます。

ここで芦生健勝副委員長からも挨拶をお願いいたします。

○副委員長（芦生健勝委員） 委員の皆さん、大変ご協力ありがとうございました。今回は、きょう、今朗読したとおり、簡潔にわかりやすくてきたと思っております。今後とも協力をお願いします。ありがとうございました。

○委員長（廣田光男委員） これをもって決算審査特別委員会を閉会します。大変ありがとうございました。

午前11時15分 閉会